

目 次

第 1 号 9月11日(金曜日)

令和2年第3回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
請願・陳情	8
議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議	9
日程の追加	9
議会改革特別委員会委員の選任について	10
休会の件	10
散会	11

第 2 号 9月16日(水曜日)

令和2年第3回下郷町議会定例会会議録(第2号)	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
星 能哲君	15
玉川邦夫君	18
山名田久美子君	27
小椋淑孝君	33
星 和志君	38
佐藤盛雄君	42
星 輝夫君	53
日程の追加	58
請願・陳情	58
閉会中の継続審査申出の件	59
休会の件	59
散会	60

第 3 号 9月18日(金曜日)

令和2年第3回下郷町議会定例会会議録(第3号)	61
議事日程第3号	62
開議	63

報告第 2号	令和元年度下郷町健全化判断比率等について……………	63
議案第51号	令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について……………	64
議案第52号	農業委員会委員の任命について……………	99
議案第53号	下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	100
議案第54号	下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約について……………	101
議案第55号	下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約について……………	101
議案第56号	令和2年度下郷町一般会計補正予算（第7号）……………	105
議案第57号	令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	105
議案第58号	令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	105
議案第59号	令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	105
議案第60号	令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	105
議員提出議案第5号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について……………	117
議員提出議案第6号	福島第一原発の放射能汚染水の適切な取扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見書の提出について……………	117
閉会……………		118

令和2年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和2年9月11日			
本会議の会期	令和2年9月11日から9月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年9月11日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和2年9月11日	午前11時03分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	星 輝 夫
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	湯 田 純 朗	12番	小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	星 輝 夫
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	湯 田 純 朗	12番	小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建設課長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教育次長	湯 田 浩 光	代表監査委員	渡 部 正 晴
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳 賀 沼 崇 正		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第3回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和2年9月11日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

9番 湯 田 健 二

10番 星 能 哲

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（産業厚生常任委員会）

請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出について

（総務文教常任委員会）

陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情

日程第 5

議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議

追加日程第 1

議会改革特別委員会委員の選任について

追加日程第 2

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

お知らせします。議場内気温が上昇してまいりましたので、脱衣を許可します。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に6月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

また、10月30日金曜日行う予定でした中央要望は中止となりました。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、星能哲君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告1件、議案10件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、元衆議院議員、副議長、渡部恒三先生の突然の訃報に接し、驚きと同時に、まだまだお元気でご活躍をご期待申し上げていただけないで、誠に残念でなりません。先生におかれましては、ふるさと会津、福島、そして日本を豊かにするために多大なるご貢献をいただき、国道289号甲子道路開通、野岩鉄道開業へのご尽力など、枚挙にいとまがないほどのご功績を残されております。ここに心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、この夏も厳しい暑さが続きましたが、季節は白露となり、朝夕に秋の気配を感じるようになってまいりました。これから秋にかけて秋雨前線や台風の季節となつてまいります。町では、大規模な地震や台風等による災害発生に伴い大規模な停電が発生した場合に備え、東北電力ネットワーク株式会社田島電力センターと災害時の協定に関する協定を9月1日付で締結いたしました。住民の生活と安全を確保するため、災害情報の共有や重要施設の電力設備復旧などに連携して取り組み、速やかな電力復旧につながるものであります。

また、本年は例年よりも遅い梅雨明けで、長雨、日照不足による農作物への影響が懸念されましたが、東北農政局が公表した令和2年産水稻の8月15日現在における作柄概況によりますと、県内全域では平年並み、会津地方はやや良と見込まれ、一安心しているところであります。農家の皆様におかれましては、引き続き農作物の管理には十分ご注意をいただき、実りの秋を迎えていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る本町の状況であります。現在まで幸いにも感染症の発生は確認されておらず、さきの第3回臨時会においてご提案を申し上げました避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業、新しい農の販路開拓支援事業をはじめ、ご議決を賜りました予算等に基づき、感染防止対策、そして地域経済対策を着実に実施しているところであり、皆様方のご理解に感謝を申し上げます。

一方、この問題ははまだ収束が見通せず、8月には会津地方で初となる感染が確認されるなど、本町におきましても予断を許さぬ状況に変わりはありません。さらに、今後、秋から冬にかけての感染拡大の再熱やインフルエンザとの同時流行も危惧されており、決して気を緩めることなく対処してまいらなければなりません。今後とも感染予防対策を講じつつ、地域経済の回復に向け全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様方におかれましても、引き続き新しい生活様式の実践などご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、去る9月1日、南会津地方町村会、南会津地方町村議会議長会並びに会津総合開発協議会南会津地方部会合同による県要望活動が行われ、議長さんと共に南会津を開く重点事業について要望活動を行ってまいりましたことをご報告申し上げます。今後

とも町民の皆様、そして議会の皆様と共に、未来創生交流のまちを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたします報告1件、議案10件についてご説明を申し上げます。

報告第2号 令和元年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告するものであります。

議案第51号 令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本案につきましては地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。渡部正晴代表監査委員におかれましては、去る7月14日から決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、8月31日付で意見書の提出をいただいております。その内容につきましては、後日代表監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

また、8月11日には代表監査委員から審査結果について講評をいただき、その中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分精査し、改善すべき事項につきましては速やかに改善を図ってまいりたいと考えております。今後とも町民の皆様の福祉の増進を図ることを基本に、最少の経費で最大の効果を上げるという認識の下、効率的、効果的な事務事業の推進を徹底し、健全財政を堅持してまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第52号 農業委員会委員の任命でございますが、前委員、小山常喜氏が本年6月18日付で辞任されたことに伴い、後任の委員として、下郷町大字高陸字居平甲494番地、渡部道夫氏を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、ご提案を申し上げます。前委員の小山常喜氏におかれましては、平成28年4月1日から辞任されるまで本町農業行政にご尽力をいただき、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。後任としてご提案申し上げます渡部道夫氏には、下郷町農業委員候補者評価委員会の審査を経て選考されており、農業委員会委員として適任と考え、ご同意をお願いするもので、なお委員の任期は令和4年3月31日までであります。

議案第53号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の基準となる特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に改められたことなどから、令和3年1月1日以降の期間に対応する後期高齢者医療保険料の延滞金の割合等の特例について所要の改正を行うものであります。

議案第54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約について及び議案第55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約についての2件につきましては、さきの第3回臨時会におきましてご議決を賜りました予算に基づき、GIGAスクール構想によ

る児童生徒1人1台端末の整備を図るものであります。

議案第54号につきましては、小学校のタブレットパソコンの購入契約について、去る9月2日、5者からなる指名競争入札の結果、郡山市大町1丁目14-1、富士テレコム株式会社郡山支店、支店長、菊池敏弘が1,498万2,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号につきましては、中学校のタブレットパソコンの購入契約について、同じく去る9月2日に5者からなる指名競争入札の結果、郡山市大町1丁目14-1、富士テレコム株式会社郡山支店、支店長、菊池敏弘が877万8,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第7号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,205万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億5,675万4,000円とするものであります。今補正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対策関連予算、菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業関連予算、農業用施設に係る緊急自然災害防止対策事業の関連予算、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業関連予算、GIGAスクール構想の加速による学びの保障関連予算等を計上し、また前年度繰越金の確定により、予算の整理を行うものであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連予算であります。歳入は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,688万円を計上し、歳出では役場庁舎等における手洗いの場の自動水栓化など公共施設の感染防止対策に353万2,000円、町内企業における感染防止対策を支援する企業支援事業補助金400万円、会津、野岩両鉄道に対するコロナ感染症対策負担金、合わせて1,420万6,000円、農業経営持続化支援金2,730万円をそれぞれ計上し、また補助事業における地方負担分の財源として本交付金を充当するものであります。

なお、農業経営持続化支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、農業におきましても農産物流通の停滞や外食需要の落ち込み等の影響が生じており、その収束が見通せない状況にあります。このような中、町内農業者がこの状況を克服し、経営を継続することができるよう支援策を講ずるもので、農産物販売農家、1経営体当たり5万円の支援を基本に、その経営体が認定農業者、農業法人である場合につきましてはそれぞれ5万円を加算する仕組みとなっておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業関連予算であります。本事業は地域資源の活用促進と食から始まる健康づくりを推進することを目的とした県の補助事業であります。本町におきましては会津よつば農業協同組合が事業主体となり、町内のエゴマ生産振興を目的として選別機を導入するもので、町から事業主体への補助金149万4,000円を計上し、歳入では菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業県補助金124万5,000円を財源措置しております。

農業用施設に係る緊急自然災害防止対策事業関連予算であります。この事業は台風19号による農業用施設の復旧と災害発生の予防を目的とした事業であります。音金下

ノ原堰改修工事、弥五島農業用水路橋塗装工事、中妻大堰法面復旧工事の3つの事業に要する経費1,200万円を計上し、歳入では緊急自然災害防止対策事業債1,190万円、農業施設工事受益者負担金10万円をそれぞれ財源措置しております。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業関連予算であります。この事業は段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、国が緊急的な措置として支援するもので、保健衛生用品の購入や手洗いの自動水栓化など、小中学校費において需用費、備品購入費、合わせて409万8,000円を計上し、歳入では学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業国庫補助金200万円を財源措置しております。

GIGAスクール構想の加速による学びの保障関連予算であります。今補正におきましては情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び工事監理業務委託に要する経費、小中学校合わせて6,223万7,000円を計上し、歳入では公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,445万3,000円、学校教育施設等整備事業債1,280万円をそれぞれ財源措置しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第57号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,404万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,611万3,000円とするものであります。歳入につきましては、前年度繰越金の確定により繰越金を4,404万9,000円増額するもので、歳出でございますが、総務費ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入に向け、システム改修委託料を175万8,000円を計上し、諸支出金では今後の所要額を精査し、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免等に係る過年度還付金113万4,000円を増額するもので、予備費により収支の調整を図っております。

議案第58号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,667万6,000円とするものであります。今補正につきましては、前年度繰越金の確定により、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付費をそれぞれ9万3,000円増額するものであります。

議案第59号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,012万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度介護給付費の確定により追加交付となる支払基金交付金を126万2,000円計上し、また前年度繰越金の確定により繰越金を7,452万3,000円増額するものであります。

歳出でございますが、総務費では前年度の介護認定審査会の審査件数が確定したことにより精算額を調整するため、認定審査会共同設置負担金を18万円を減額し、基金積立金では前年度繰越金の確定により介護給付費基金積立金を1,400万円増額するもので、諸支出金では前年度事業費の確定により国庫支出金等の超過交付に係る返還金を1,902万9,000円、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免に係る過年度還付金を43万

7,000円それぞれ計上し、予備費により収支の調整を図っております。

議案第60号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、今補正につきましては前年度繰越金の確定により予算の整理を行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入につきましては、繰越金を149万9,000円増額し、一般会計からの繰入金と同額減額するもので、歳出につきましては歳入の補正に伴う財源内訳の補正であります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

ここで、道の駅しもごうについてご報告を申し上げます。さきの第2回定例会において、道の駅しもごうでの就業規則違反に関し合意書を取り交わしたことについてご報告を申し上げますが、これまで取締役会においてその改善策や責任の取り方などについて検討を重ねてまいりましたので、ご報告させていただきます。

改善策の1つとして、取締役の充実強化を図るため、これまでの取締役3名に2名を増員し、5名の体制といたしました。2つ目は、毎月の出納検査と監査役を同一の会計事務所が担当しておりましたものをそれぞれ個別のものとし、監査機能の強化を図ったところであります。さらに、3つ目として経営改善等について強力に、かつ確実に推し進めていくため、社内に緊急性の高い特定の課題に取り組む社内職員、顧問弁護士、取締役のほか、町商工会、観光公社などの関係機関、そして外部有識者の方々を構成員としたタスクフォース委員会を設置し、人事制度の改革や内部統制の充実をはじめ、効率的な運営、広域連携などについて実践的な改革に取り組んでいるところでもあります。道の駅しもごうが健全な運営とさらなる発展を図り、地域に親しまれる施設を目指すためにも、私が先頭に立ち、責任を持って導くことが下郷町長、そして下郷町地域振興株式会社代表取締役社長に課せられた使命であると認識し、取締役の皆様方と共に最重要課題である経営改善等を断行していくとの思いから、引き続き全身全霊を傾け取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、請願・陳情を議題とします。

この際、請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出について、陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情の2件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号及び陳情第4号は、会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付した請願書及び陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出についての件を産業厚生常任委員会、陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印

・批准を求める意見書提出に関する陳情の件を総務文教常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議

○議長(小玉智和君) 日程第5、議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 議会改革特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議会改革特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、議会改革特別委員会委員の選任について、休会の件の2件を去る9月9日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長(小玉智和君) 追加日程第1、議会改革特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、1番、星和志君、2番、小椋淑孝君、4番、山名田久美子君、5番、星昌彦君、6番、玉川邦夫君、10番、星能哲君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は1番、星和志君、2番、小椋淑孝君、4番、山名田久美子君、5番、星昌彦君、6番、玉川邦夫君、10番、星能哲君を選任することに決定いたしました。

暫時休憩し、議会改革特別委員会の構成等を協議願いたいと存じますので、議会改革特別委員会の委員の方々は301会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。(午前10時35分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午前11時00分)

議会改革特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告いたします。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長(室井節夫君) それでは、ご報告申し上げます。

議会改革特別委員会委員長に玉川邦夫君、副委員長に山名田久美子君が選出されたことをご報告申し上げます。

○議長(小玉智和君) 議会改革特別委員会の構成は、さよう決定いたしました。

追加日程第2 休会の件

○議長(小玉智和君) 追加日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。9月12日は土曜日のため、9月13日は日曜日のため、9月14日及び15日

は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から9月15日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は9月16日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。(午前11時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和2年9月11日			
本会議の会期	令和2年9月11日から9月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和2年9月16日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和2年9月16日	午後2時58分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 渡部浩市	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼 崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第3回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和2年9月16日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（産業厚生常任委員会）

請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出について

追加日程第 2 閉会中の継続審査申出の件

追加日程第 3 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 議事日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） おはようございます。議席番号10番の星能哲です。質問通告に基づき一般質問をします。

耕作放棄地の解消について。幼い頃、下郷町は山の裾野まで農地がきれいに耕作され、夏になると蛍が舞う美しい里山の景色が見られました。ところが、近年、少子高齢化という時代の変遷により、下郷町は農地の荒廃が大きく目立つようになってきました。これからの下郷町の発展には、里山の再生と連動した観光の振興が何よりも大切です。それには町の景観をよくしなければなりません。ところが、年々耕作放棄地が増大し、その面積は仄聞するところによると840町歩に達し、町発展の大きな阻害要因として目立ち始めています。また、私は下郷町の観光ガイドとして県内外の観光客を案内していた頃、よく観光客から質問されたことは、放射能と農地荒廃の件です。これらの質問は、改めて真剣に取り組むべき大きな問題であり、町当局には放射能の安全性を引き続き強力に広報する一方で、農地の荒廃を防ぐ対策に全精力を傾けて対処されることを切に望むところ です。

さらに、平成の大合併により全国に1,741市区町村が誕生し、相互に地域振興を競う時代には、農地の荒廃は町の競争力を弱める大きな要因となり、さらなる町の衰退に拍車をかけることとなります。したがって、この問題はいかに困難であっても早期に解決していかなければならない最重点課題です。それには現在、町当局が鋭意検討されている町農業法人等の一日も早い設立を強く要望すると同時に、今後の具体的な取組をお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

会津鉄道の官民挙げての支援について。本年は、世界的に新型コロナウイルスが猛威を振るっている中、インバウンドをはじめ国内観光客の旅行不振により会津鉄道は沿線人口の減少とともにダブルパンチを受け、経営不振を強いられている現状ではないかと推察される所です。私たちは、町の景観をよくする観点と安全面から、会津鉄道本社に鉄道沿線に繁茂する雑草問題の解決を打診したところ、経営的に対応そのものに余裕がないとのことでしたので、成姫地区の有志で姫川地区の鉄道沿線の雑草刈りをしましたが、雑草の成長が早く、3回ほど刈り払いを実施した経緯があります。

現在でも厳しい経営環境にある会津鉄道の永続的な存続には、官民挙げて英知を結集

する時期に来ているように思われます。したがって、関係機関には会津鉄道の経営環境の改善に鋭意尽力されることを切望するとともに、会津鉄道応援に地域ボランティア団体等が永続的に活動しやすい環境づくりを醸成するためにも、有形無形の支援がぜひとも必要です。ゆえに、町当局においては会津鉄道並びに沿線自治体と早急に協議の上、抜本的な支援策を講ずるよう強く求めますが、いかにお考えですか。

以上で一般質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の耕作放棄地の解消についてでございますが、ご指摘のあった農地荒廃を防ぐための取組や、放射性物質検査をはじめとした農林産物の安全性に関する情報発信につきましては、どちらも本町における重要な課題であると考えております。まず、農地の荒廃を防ぐための取組について申し上げます。耕作放棄地の解消や農地の維持管理のため、本町では、下郷町農業再生協議会が独自に実施する耕作放棄地解消支援制度への支援や中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の事業推進等に取り組んでまいりました。耕作放棄地解消支援制度は、農業生産者の生産意欲の向上と経営安定を図ることを目的として、耕作放棄地の解消支援制度に要する経費に対する支援でございます。中山間地域等直接支払交付金は、生産条件の不利な農地の維持管理していくための協定を締結した集落に対し、それに基づき農業生産活動等を行う場合に交付するものであり、本年度は町内10地区が交付対象となる見込みであります。多面的機能支払交付金は、農地法面の草刈り等、農地の多面的機能を支える共同活動や、農地、水路、農道等の地域資源の資質向上を支える共同活動を支援するものであり、本年度は町内11組織が活動しております。引き続き国等の制度を活用しながら、必要に応じて本町独自の取組実施を検討していくとともに、町内農業者に対して事業を周知、推進してまいります。

農業法人の設立を検討する下郷町農業法人設立検討委員会につきましては、平成30年12月に設置し、先進地視察など実施しながら設立に向けて検討しておりましたが、令和元年台風19号や新型コロナウイルス感染症への対応等の理由により、しばらく開催ができずおりましたが、このたび令和2年9月23日に第5回の幹事会を開催することとしております。農業法人については、耕作放棄地の解消や農地の維持管理など、当地域の特性を生かした農業法人とするための検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、放射性物質検査をはじめとした農林産物の安全性に関する情報発信について申し上げます。農林産物に係る放射性物質の安全性については、平成24年に南会津町、只見町、下郷町の3町において園芸品、米の放射性物質検査に対応するため、南会津地域の恵み安全対策協議会を発足したことをはじめとして、検査体制を整備してきました。検査の結果については福島県のホームページで簡単に確認できる仕組みとなっております。また、令和2年度については福島県消費者風評対策市町村支援事業を活用し、下郷町観光公社への委託事業として、「下郷町食の安全発信湯野上温泉1泊2日ツアー飲んで食べて生産者に会おう旅Go!Go!ツアー」を実施し、町外への食の安全、安心を

PRしております。今後も継続した農林産物の検査の徹底を図るとともに、安全性を周知するための情報発信等について取り組んでまいりたいと思います。

次に、大きな2点目の会津鉄道の官民挙げての支援でございますが、ご承知のとおり、会津鉄道につきましては昭和62年7月にJR東日本の旧会津線を転換する形で、第三セクター、会津鉄道株式会社における新生会津線が開業し、通勤、通学、通園、買物などの地域住民の生活の足として欠かせない路線となっております。また、平成2年10月に野岩鉄道が開通し、会津と首都圏とをつなぐ観光路線としても重要な路線として現在に至っているところであります。町では、昭和63年4月に塔のへつり駅、平成14年8月にふるさと公園駅をそれぞれ設置するなど、生活、観光の重要路線として、国、福島県、沿線市町村と協議して、鉄道事業の維持や施設整備事業費等について継続して支援を続けているところであります。会津鉄道におきましてもAIZUマウントエクスプレスやトロッコ列車の運行、そして平成27年4月には東武特急リバティ会津の会津田島駅までの乗り入れが開始し、経済効果が期待されておりますが、経営は依然として厳しい状況でございます。さらには、今般の新型コロナウイルス感染症の移動自粛解除後も利用者の減少が続いており、大幅な減収益が見込まれる会津鉄道、存続の危機に瀕している状況でございます。

しかし、会津鉄道は地域の公共交通機関として欠かせない重要な社会インフラであり、地域住民の生活に必要な観点から、今定例会におきまして福島県や会津若松市、南会津と協調援助で支援していくため、事業継続における緊急支援といたしまして、負担金933万4,000円を補正計上しているところであります。

議員おただしのボランティア団体等の活動をはじめ、抜本的な会津鉄道支援策とのご質問であります。ご指摘のとおり、会津鉄道をはじめ福島県、沿線市町村、会津総合開発協議会などの関係団体の皆様と共に合意を図りながら、改革案の検討と併せ、会津鉄道沿線の景観を守り、永続的に存続していくためには沿線の地域ボランティアの皆様方の支援が不可欠でありますので、その支援策などについて今後協議、検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 今町長の答弁により、耕作放棄地並びに会津鉄道の件についてはある程度分かりました。そういうことで、これからは大変ではありますけれども、一生懸命下郷町発展のために、それから全会津の発展のためにご尽力を賜りたいと思います。

それで、耕作放棄地の解消については、私どもも町内を車で巡回すると、また年々荒廃が進んでいる状況ではないかと拝察されますので、これも喫緊の課題として今後ともよろしくお願いいたします。

それから、会津鉄道の官民挙げての支援については、去る8月22日に実施した会津鉄道沿線の雑草刈りでは、下郷町内をはじめ会津坂下町や会津美里町等の郵便局長、友の会のメンバー8名の方がボランティア活動として応援していただきまして、我々地元

有志としては大いに感謝感激したところでございます。

また、去る9月11日付の福島民報の「みんなのひろば」に、二本松市在住で元国鉄マンの方が「線路に茂る草、安全面が心配」との見出しで、安全輸送業者の最大の使命とされていることを肝に銘じていると、そういうことにも観点を置きながら、我々は町当局はじめ会津全体の機関との連携の下に、地元有志として、地域の会津鉄道をこれからも永続的に存続するという事で一生懸命有志の方も、今日傍聴にも来られておりますが、頑張っていきたいと思えます。私たちのふるさとを末永く発展していきたいというのが私の小さな考えですので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

終わります。

○議長（小玉智和君） 町長答弁。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1回目の答弁の中身の内容を再度申し上げたいと思いますが、耕作放棄地の農業法人の設立準備会の今までの経過について担当の課長から説明をさせます。

なお、今までやってきた中身でありますので、これ以降については9月23日に幹事会を開いて、また法人に向かっての検討会をしていただくということになりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

では、農林課長、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま町長の答弁にありました農業法人関係の実績についてでございますが、30年の12月に検討委員会として農業法人の検討委員会を設立しております。その後、検討委員会幹事会につきましては4回、検討委員会につきましては1回、そのほか先進地視察を5回行いまして、今に至っております。先日、4月に、今各地区にありますライスセンターのほうを視察しております。今後は、9月以降、9月23日に幹事会を開きますが、農業法人設立の骨子策定に向けて検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありますか。

○10番（星能哲君） 了解しました。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れもありませんね。

○10番（星能哲君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで10番、星能哲君の一般質問を終わります。

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 議員番号6番、玉川邦夫です。一般質問させていただきます。大きく3つの柱でご質問させていただきます。

まず初めに、先の見えないコロナ禍への対応についてであります。コロナ禍対策では、町長さんをはじめ職員の方々には、様々な支援策を打ち出し、ここまで対応してこられたご苦労に改めて敬意を表したいと思えます。4月、5月当初は、多くの町民から、ほか

の町村は様々な支援をしてくれるようだ、我が町は何をしてくれるのか見えない、また議員の方々もしっかり町にお願いしてほしいという声を多く聞きました。6月頃からようやく行政側の様々な施策が見えてきて、町民も安心していたところです。しかし、先日ついに南会津地区にも感染者が出てしまいました。

そこで、改めてコロナ禍に関して2つ質問いたします。1つ、ますます終息の兆しが見えない中、町行政として取り組んできた感染予防対策や支援対策の総括段階ではないところですが、今後長期化することも予想されますので、行政と議会が一緒になって対策案を検討していく体制の必要性について聞きたいと思います。町長は、そうした体制についてどのように考えておられるか。

2つ目は、農産物販売支援事業、しもごう農の恵み、大変大盛況で、農業振興策としてもすばらしいアイデア企画だと思います。ふるさとの香りをお届けすることは、様々な角度からの町のPRに大きな効果があります。

ところで、当初は目標の販売数に達しなかったようですが、要因は何だったのでしょうか。また、品数がそろわなくて苦慮されたそうですが、どんな背景があったとお考えでしょうか。今後も現場の声に耳を傾けながら、農林水産物の販売拡大に向けて継続できる事業にしていきたいと思いますが、町長の今後の構想をお聞かせください。

大きな柱の2つ目です。自然資源を生かす新たな観光拠点についてであります。昨年10月に開催された大内宿、湯野上温泉、さらには二岐、さらに三倉山、大峠を越えて板室温泉を結ぶ山岳コース、24時間かけて走破するロングトレイルは、全国から約150名が集まり、大きな反響を呼びました。そのときの各種団体のおもてなしもすばらしいものがありました。ぜひこうした下郷の自然を舞台にしたイベントをこれからの観光の起爆剤にしていきたいものです。

そこで、2つ伺います。1つ、ロングトレイルの重要コースとなった旧甲子道路の一部通行止め区間、約2キロあります、を早急に整備していただきたいのですが、あいにくこの道は県所有のものだそうで、補修工事の見通しはしばらくなさそうです。最善策としては、この道路を町に払い下げてもらうことしかありません。通行止め解除になれば、この道は、ロングトレイルはもちろん、那須連山縦走コースとしての玄関口、また登山口になること間違いありません。旭岳、鏡ヶ沼、日暮滝などの周遊コースという新たな観光拠点の可能性も秘めております。これこそ町長が思い描いている下郷の大自然を生かした観光スポットではないでしょうか。ぜひ払下げについての考えをお聞かせください。

2つ目、今静かに沸き始めている構想があります。それは、近年ブームのサイクリングツーリズムです。音金、十文字、鶴ヶ池を舞台にしたサイクリングコースをつくろうという構想です。まずは、既存の道路を生かし、一部荒廃した山道を行政の支援をいただきながら整備し、様々なコースを観光客やサイクリング愛好家に提供するものです。町が第6次総合計画で観光資源や森林資源の磨き上げの視点でサイクリングを度々挙げております。行政には新たな観光開発に向けて頑張っている民間の後押しをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

最後に、3つ目の柱です。地域住民と共に考える空き家対策についてであります。空き家の有効活用が進む中で、我が地区では、深刻な状況にある空き家が増えつつあります。ガラスも割れて中に入れる状況にない。周辺に破損物が風で飛んでくるようになってきたといった住民の声が聞こえてまいります。空き家にして長く音信不通の方々には、状況を見に来ていただければと本人にお話するケースも実際に出てきました。このように、景観や年数から見ても取り壊すしかないという住宅は町内に何軒くらいあるのか、把握されていたら教えてください。また、空き家の解体支援策は現在進んでいるのか、お尋ねします。

以上で一般質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の先の見えないコロナ禍への対応についてでございますが、まず現在、新型コロナウイルス感染症の状況になりますが、全国的には9月13日現在の感染者が累計7万5,218名となり、各地でクラスターと呼ばれる集団感染も発生しております。また、福島県内では、3月7日の第1例目から9月13日現在の感染者数が208名となり、近隣の会津若松市や南会津町などでも感染者が発生しております。今後新型コロナウイルスのワクチンが開発され、季節性インフルエンザのように発病後の重症化や死亡を予防することに関しても一定の効果が認められるようになるには数年かかるといった専門家の意見もあるようでございます。

このような中、本町では一般家庭や事業者への感染予防対策や経済支援対策を検討するため、下郷町新型インフルエンザ等対策本部会議を設置しております。この本部会議の中で検討、決定された事項につきましては、町広報紙やチラシ、防災無線等で周知を図っている次第でございます。

さて、1つ目の行政と議会が一体となった対策案を検討してはというご提案ですが、喜多方市には市部局の対策本部と連携し、議会としての対応策について協議または調整するための場として喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対策会議が設置されているようでございます。本町においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び下郷町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、下郷町新型インフルエンザ等対策本部を設置しております。このことから、議会議員の皆様からの有効なご提案をいただき、町対策本部等で検討させていただきながら対応させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の道の駅しもごうと下郷町物産館が実施するしもごう農の贈り物につきましては、目標1,000セットのところ、810セットのお申込みがありました。目標にこそ届きませんでした。申込期間が8月7日から8月31日という短い期間であったことを考慮すれば、農産物販路拡大のためのPR事業として十分な効果があったものと捉えております。

また、各事業実施主体からは、送付する農産物等の確保に苦慮しているとのこと報告を

受けております。これも本事業が新型コロナウイルス感染症対策でのしもごう農の贈り物として急遽の実施であり、生産者と事前調整することができなかつたことが背景にあると考えますが、反省材料として今後の取組に生かしていきたいと考えております。

なお、当初の予定どおり8月31日をもってしもごう農の贈り物の申込みは終了となりましたが、各事業実施主体では9月より第2弾として、しもごう農の恵みセットという、インターネットを活用した農産物等の販売に取り組んでおります。各事業実施主体では、これに係るチラシをしもごう農の贈り物に同封することなどにより周知を図っておりますが、今後も様々な機会を捉えて事業を周知し、インターネットを活用した新しい販路を確立できるよう本町としても事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の自然資源を生かす新たな観光拠点についてでございますが、1つ目の国道289号旧甲子道路につきましては、甲子トンネルの開通に伴って旧道扱いとなっており、現在のところ福島県が管理する道路でございます。議員おただしの甲子林道までの区間については、路面の状況の悪さや狭小幅員、法面からの落石等があり、安全性を考慮し、ゲートを設置して長年通行止めとしており、通常の通行ができない道路でございます。昨年実施したロングトレイルでは、コースに選定されたことから、早いうちから道路管理者と共に現地を確認したところ、法面からの土砂崩れや降雨等による路面流失などによって車両での通行が極めて困難な状況でありました。現在、県では、甲子トンネルや南倉沢バイパスの開通により旧道となった本路線について、町への移管を目的とした補修工事を実施中で、併せて道路台帳整備業務を委託しているとのことでした。工事は、主としてロックネット、橋梁防護柵、舗装等の補修を行い、年内には完了の見込みで、道路台帳を整備して、町への引渡し協議を進めるものであり、町としても本道路の引渡しを受けて町管理とすることを考えているところでございます。

2つ目のサイクリングツーリズムにつきましては、近年、自転車を活用した観光事業が盛んになっており、地方創生につながる兆しを見せております。自転車で観光地を巡るメリットといたしましては、地域の景観や観光素材をゆっくり自分のペースで回れ、地域の皆さんと触れ合いながら楽しむことができるとともに、健康的なツーリズムとして注目を浴びている状況でございます。本町でも今年、観光公社のツアー企画に年3回の開催を計画しており、1回目となる企画は先日、9月5日、6日の土曜、日曜の2日間にわたり、食の安全発信、自転車で巡るGo!Go!ツアーといたしまして実施いたしました。初日は、会津田島駅を出発して、戸赤地区、中山地区、大内宿を経て湯野上温泉泊。2日目は、湯野上温泉から塔のへつり物産館、大松川不動様、猿楽そば畑、金子牧場、養鱒公園を巡る約62キロメートルのコースで開催したところであります。首都圏などからは10名の参加応募があり、これら町内の観光地を自転車で巡り、町内で生産された野菜を収穫体験し、食していただくなどして、本町の田園風景や食材を十分に満喫してもらいました。そのコース中にはサイクリングに適した十文字、鶴ヶ池地区も入っております、ソバの花などを楽しんでいただいたところであります。また、今後9月26日、27日と10月31日、11月1日の2回のツーリズムを計画しており、今回は新型コロナウイルス感染症予防のため宿泊施設の部屋割りは1人1部屋となってしまうため、募集

定員が10名となっておりますが、こちらもしきに募集定員に達していると報告を受けております。また、会津鉄道において年2回、サイクリングトレイン事業を定期的で開催しているところであります。さらに、会津鉄道西若松駅—会津田島駅間は、朝夕の混雑期以外の列車については、しきに自転車の持込みが乗車券のみで可能となっておりますので、利用者から好評を得ているとのことでございます。

ご指摘のとおり、町の第6次総合計画において観光の磨き上げの視点でサイクリングを取り上げておりますので、これら実際にツーリズムとして自転車を活用される皆様からのご意見を参考にしながら、また地域の皆様と意見交換、情報共有を図りながら、新たな観光開発につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目の地域住民と共に考える空き家対策についてでございますが、ご承知のとおり、近年、高齢化の進展に伴う人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズ及び産業構造の変化等に伴い、当町のみならず全国的に空き家が増加しております。このような空き家の中には、議員のご質問にもありますとおり、適切な管理が行われていないものも実情でございます。当町におきましては、こうした空き家の把握や有効活用に向け、平成29年度に空き家実態調査を実施しております、その中で倒壊等の危険性や公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある状態などを調査しており、空き家となっている330戸のうち、取壊しも視野に入れた空き家の候補として判断される建物が45戸であります。町では空き家対策について総合的、計画的に実施していくため、基本方針や取組を示すものとして平成30年3月に下郷町空家等対策計画を策定し、取組を進めているところでございます。おただしのありました解体支援策等につきましても現在関係各課で協議を重ねておりまして、今後、本計画に基づき設置されております下郷町空家等対策協議会において具体的な支援について意見を頂戴しながら、各種助成制度を検討することとしておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 再質問させていただきます。ありがとうございます。

まず、1番目の①、冒頭に私もお話したのですけれども、4月、5月は町に対して、あるいは我々に対して非常に町民の方、不満といいますか、どうなっているのという不安を確かに私たちに訴えてきました。当然だなどと思います。我々議会の中でも、会則というか、そういう中で特別対策、被害対策委員会というのは設置についてはないわけですが、今喜多方が例に出ました。これからは、こうした声は議会あるいは町、行政、とにかく仲よく一緒に考えてくれと、そういう町民の声なのです。けんかしている場合ではないと、言葉は悪いですが、そういう声と私は取っていかねばならない。そうなりますと、執行部で考えているものが私どものほうに、こう考えているのだ、それでいろいろ情報をいただく。私たちもまた町民の声を、こういう不安があるの

だ、町にまた訴えていくというか、お願いしていく、情報を提供していく、こういう関係が大事である。そして、何といても議会、我々はある程度要望を、時には国、県にこうした実態を出していく、そういう関係でなければならない。今回の議会で議会改革特別委員会が立ち上がりました。その中でも多分この話題が出るのではないかと、あるいはこの辺をしっかりと議題にのせていきたい、そんなふうにも思っております。

1つ質問ですけれども、対策委員会、町長さんの言った新型コロナウイルスというか、インフルエンザの件が出ました。これは、もう既に町ではそれに付随して立ち上げたわけですけれども、そのときに議会との関係について考えられたかどうかという。結局は我々は臨時議会で招集を受けて、町の施策を初めて聞いたということでありますので、その前に議長さんと、あるいは議会とどう事前にお話をしていくかというのを考えられたかどうか、それを1点お伺いします。

2つ目、農産物しもごう農の恵みも私はすばらしいアイデアだと。これも総合計画の中でもうたっていますけれども、販路拡大の一番いい方法だ、これはより波及効果があると、ふるさと納税にもつながってくるのではないかと、使われていくのではないかと、あるいはイベント、町のPRをすることによってイベントへの参加も増えてくるのではないかと、ふるさとを非常に身近に感じてくれるのではないかと、いろいろ効果はある、この農作物の匂いを届けることが非常に大きな成果、効果が期待できる、そういうふうに思っております。

それで、要因なのですけれども、販売数が、1,000セット準備しましたけれども、810、これは2か所のところで窓口になったと。この辺なんかもう少し考えられなかったのか、1つだけ伺いたいと思います。道の駅と物産館。道の駅は、我々、観光客には売っても、この狙いでは販売できないわけで、地元の方々がとにかく行かなければならない。そういうところで非常に不便を被ったのではないかとと思うのです。当然売行きもかなり道の駅は少なかったように聞いておりますけれども。これからのことを考えて、この2か所がどうなのか、これをちょっと質問したいと思います。

それから、背景、突然なので、これはしようがない。ある人、農家の人に聞いたら、いっぱい作っていてよかった、この制度といいますか、この事業に本当に物をいっぱい、どんどん足りないくらい出すことができ、いっぱい作っていてよかった。ところが、ほかの人たちは、ふだんの道の駅のものを持っていくのだけれども、どんどん、どんどん、もっといっぱい持ってきてくれという、このような状況があったわけで、いわゆる準備段階、農作物って今日種を植えて来月できるものではないわけで、その辺で、もう少し別な配慮は想定されなかったのかということ。多分足りなくなるだろうということで、いろんな別なものも途中から入れ替えるとか、これがいいかどうか分かりませんが、そういうところを考えなかったかどうか、ちょっと伺います。

あとは、これから改善するには、ぜひ年2回とか、こういうイベントというか、町長さん話されたように、販路拡大を兼ねて、ぜひ継続してほしい。よく聞くと、レシピが欲しいなんていうのもあったようです。あと、みんな自分の子供さんに、東京に送った、わあ、おいしいのよかった、しかし1人、2人なので、多過ぎる。これみんな生もので

すから、そんなこと、いろいろ声があるかと思しますので、その辺を耳を傾けながら、ぜひ継続していただきたいというふうに思います。

大きな2番です。①、②ともに、もう前進しているということを知って大変うれしく思います。ぜひ払下げの実現をと。ここはコースにさせてもらったときに大変苦勞をかけました。ある担当は本当に苦勞して、何とかそこをコースに入れたと。県からは許可はほとんど下りなかったわけですが、すばらしいロングコースなわけで、それだけではないこれからの、私も山好きですので、あそこにもう少し山際に近づけば、峠に近づけばすばらしい周回コースにもなる、縦走コースになるということはもう目に見えています。山岳部というのは我が町にはないので、山を愛する人たちの声はみんな同じです。ぜひ来年払下げの協議会があるやに聞いております。よろしくお骨折りをいただきたいというふうに思います。

それから、自転車の件ですが、私情報不足で、こんなに、もう3回もそういう客が来ていると。ああ、本当にすごいな。多分来られた方は口を合わせて、ああ、いいコースに今度なるなとか、ああ、これはゆったりと安全に回りながら、農産物などを食べながらというような気持ちでいっぱいなのだろうな。私も先日子供たちを集めて、ロングトレイルまではいきませんが、十数キロのサイクリングをしました。鶴ヶ池、あの辺、湯野上とこちらも大事ですが、アップダウンが多分あるし、道路も狭いというようなこともあって、自転車には十文字、あの辺のコースが舞台としては最高なのかなと。これは、大勢の人数は望まないし、安全面から考えると危険なのですね。だから、せいぜい10人とか15人というふうに言われています。そういうのが数多く、土日になるとサイクリングしているのが光景に入るとというのが下郷町観光の一つのシンボルになるのかなというふうに思います。

そこで、1つ、サイクリング、自転車を持ってくるというのは大変なことです。私は、軽トラでやっと持っていくぐらいな、現地まで、スタート地点まで。ですので、レンタルできる自転車を整備していただけるといいかな。できるなら家族でできる、私は体力ないから、そのときにはアシスト、電動ですね、今格安で出ているようです。そういったものを、それから先ほど言うように、20人も30人もでのサイクルはできません。10台ぐらいあればもう十分ニーズに応えられるのかなと、そういったレンタルの整備についてもご検討いただければというふうに思います。

最後に、これは私も1回空き家対策についてはお話ししたのですが、私も区長という立場があるものですから、非常に今回つくづく、空き家を何とかしなければならぬ、これは塩生地区、我が地区だけではないのだろうというふうに思います。ガラスが割れて、中にツタが生えていたり、屋根が壊れて、ちょっとしたこれは物置小屋になるのですが、でかい物置、飛んでくるようになりました。何とかしなければならぬなど、町はどうするのだろうなどまではいいません。そういうことはないのですけれども、何とかしなければならぬなど。私は、今回2件ほど、遠くに離れている方に電話させてもらったのです。神奈川にいる方なのですが、こういう状況なので、今コロナですから、来れませんけれども、何かのときに見てください、非常に危な

い状況にあるよ、そこだけは伝えました。

あとは、蜂が今年は2倍に増えているそうです。スズメバチ退治を3件、ここ近日中に、役場さんに、大変職員にお世話になったのですけれども、これが大変だった。子供の通学路だったので。これも一応は電話を入れたと。外側に出ているのはいいのですけれども、何とか素人でも駆除できないわけではないのですけれども、中に入っている、そういう場所が1か所ありました。これは住民来てくれて、ご迷惑かけましたということで、中の天井を壊してという、そんなことで今年につくづく空き家、今空き家対策、執行部のほうではいい意味での空き家対策、効果的な利用を検討されています。それと同時に一緒に、空き家の崩壊をどうするかというところも一緒に考えてもらわないと難しいな。最終的には行政から、いろいろ対策についてのフローチャートもあります。区長とかその地区に何とかしてあげてくださいではなくて、行政がやっぱり先頭を切って、そういったマニュアルを示していただきたいというふうに思います。

長くなりましたが、以上、質問させていただきました。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川議員の再質問についてお答えしたいと思います。

まず、1点目のコロナ感染症に関するご質問の件でございますが、議会と町の協力が必要であると。これは当然でございます。町ではインフルエンザ等対策委員会という名称でございます、これは国が定めた感染症対策の法律に基づくものでございまして、この等という、インフルエンザ等の中にコロナが入るとというのが国の見解であり、国でも今インフルエンザ等の中でコロナ対策をやっていると。これはご承知いただきたいと思っております。

議会との連携でございますが、これは議員さんがおっしゃるとおり、私のほうの執行部としては大変うれしい限りでございます。予算というものはあくまでも議決していただいて執行するものでありますが、やはりその対策については事前に協議することによって理解していただくと。ですから、議会の開催日というのはいろいろな調整をしながら決定することですから、それ以前に協議をするということについては大変うれしく思いますので、ぜひお願いしたいと、こう思います。

それから、農の贈り物の関係でございますが、2か所以外にできないのかということでございますが、まず初めに農の贈り物の発想はどのようにして出てきたのかということ、東京において感染者が増えている状態で、不要な外出は自粛なさいというのが国のほうで決めていましたね、5月の15日までにそういう対策だと。そうしますと、買物に出ることもできないのかというようなことを想定しますと、やはりこの一つの対策として、地方で生産している農産物を送ることもやはりその一つの町の振興策として必要でないか。要するに農業生産者の支援をどのようにするのかということの発想から農林課で考えていただいた政策でございます。その前に実施したのが下郷のふるさと会、在京会の人たちにまず、そういう状態であるならば、町として支援していきましようということで2,000円の品物を会員の皆様に送付したのがその一つのきっかけとして農の贈

り物になったということです。ですから、2か所の販売についてはそのときから物産館であり、そして道の駅でやっていただくということにしました。8月7日から31日までですから、期間が短かった割には80%を超える贈物があったと考えておまして、これは1,000件に達していないということではなくて、80%までよく頑張ったなど私は思っております。今後第3弾目につきましては、2か所のほかにいろいろな方法を取れるのかどうか、これを検討しながらやっていくことが必要ではないかと、こう私は思っております。生産者の生産量いっぱい出してくださいというのは当然でございますが、やはりその生産したものが消費者から喜ばれる品物でなければならないというのが、なかなか届かないとか、申し込まれても1週間とか2週間かかってしまいますよという原因なのです。要するに優秀な生産物というよりも、やはり消費者に喜ばれる生産物でなければならないということの現地からの報告がありましたので、それはご了解願いたいと。

次に、ロングトレイルでご利用しました289号線の払下げの件でございますが、今現在、1回目の答弁で申し上げましたが、県で整備をしております。その整備が終わった後、払下げの協議に入りますけれども、私は大変喜ばしい限りでありますけれども、また町道となるわけですから、またこれ管理も大変だということをご承知願いたいと、こう思います。ぜひそういう点をご理解いただきながら利用していただくということも必要ではないかと。

それから、ツーリズムの関係でございますが、レンタル自転車の整備につきましてはいろいろな観光協会との、観光公社、道の駅、あるいは会津鉄道、そうした民間の方々のご協力がないとなかなかこれは進めることができません。以前会津鉄道でそうした駅の駐輪場に置いた自転車がありましたけれども、やはりその管理が大変だということで、結局はなかなか利用者がいなかったという経過がございますので、その辺は十分に協議してやっていくことが必要ではないかと思っております。

それから、最後になりますが、空き家対策でございますが、空き家対策はこれから大変な重要な仕事、事業になっていきます。ですから、空家等対策協議会で十分に協議していただいて、国の助成、補助、そういうものを活用しながら、いろいろな専門家のアドバイスを得ながらやっぱり実施していくと。これは、協議会で協議していただければ前に前進するのではないかと考えていますので、ひとつ議員の皆様方のご協力もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 1つだけ。回答を欲しかったのがなかったので、申し上げます。

自転車の、10台ぐらい、レンタルの自転車を整備、整えてもらえないかというところの回答がなかったと思うのですが。と申しますと、今言ったように、今自転車物すごいのです。田島に私も参加したりしているのですけれども、東京とか、よそからくる人たちが毎回自転車を持ってくるのは大変だ。それがアシストなのですから、田島のあるところに預けているのです。そして、何かあるとき、どうぞレンタルしてあげてくだ

さいと、そういう仲間に、輪になっていくわけです。だから、そういうのをネットで配信しながら募ることも大事かもしれませんが、町としてぜひレンタルの自転車、県からもらったのあるようですけれども、その辺はどうお考えなのか、その1点です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川議員の再々質問にお答えしますけれども、先ほどの再質問では、それは明確に言っているはずですが、予算の確保については言っていないけれども、あくまでもそうした事例があり、そうした団体等によって協議しないと管理ができないおそれがある。いかに10台であろうと、5台であろうと、1台であろうと、それはやっぱり管理して、ちゃんと使用していただくためにはそういう協力体制は組む必要があると。その協議をしてから、これでいこうというようなことになれば、それは予算の確保に私は十分に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（小玉智和君） 6番、答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

それで、暫時休憩をいたします。（午前11時05分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時15分）

再開に先立ちまして、議員の皆様にお知らせいたします。一般質問中は静粛にお願いいたします。

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子でございます。一般質問通告書に基づき一般質問いたします。今回3点について質問させていただきます。

第1点、下郷町内登山道整備について。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、相次いで山開き、ウオークが中止となりました。このような状況下においても、毎年実施している草刈り、登山道整備の予算を執行していただきありがとうございます。1年何の整備をしないで放置しておく、台風や降雪などで被害を受け、倒木や草が生い茂り、登山道は道なき道になりかねません。整備は、行政区や関係団体に依頼されております。依頼内容は、登山道整備、草刈りになっております。しかし、整備に参加できる人は年々減少し、行政区や団体による単体で実施することが困難を極めているのが現状で、他の地区の方々に応援していただき実施しております。登山道整備は、草を刈るだけではなく、登山道の補修も必要となります。常に登山道を歩き、ボランティアで整備されている方々がおられます。そのような方に依頼することは考えられないでしょうか。また、今年度の登山道整備の依頼先と整備箇所を伺います。

2点目、しもごう農の贈り物について。しもごう農の贈り物第1弾は、8月31日で申込みが終了いたしました。約3週間の販売でしたが、販売実績を伺います。

受け取った方は、コロナ禍で買物に出るのも大変な時期だったので、助かった、どれ

もがおいしかったと高評価を得ているようでした。しかし、下郷産でなく、一部白河産のものが入っていたよとの声も聞きました。送る側は、送られたものが何かは分かりません。下郷産と信じ送っているわけですから、残念な点です。この企画は、新型コロナウイルス感染症対策の下郷産農産物販売支援事業ですから、その点を踏まえ実施する必要があり、町として適正な補助金支出が必要と考えますが、町の認識と考えを伺います。

3点目、発熱外来についてでございます。新型コロナウイルスに対しては、新しい生活様式を実践し、一人一人が気をつけ、感染しないことが大切です。しかし、8月19日には会津地方で初の新型コロナウイルス感染者が確認され、残念ながら9月11日には南会津町でも初の感染者が確認されました。この方は、福島医大会津医療センターに他の疾患の治療で入院中に感染されたとのこと。このように誰が感染してもおかしくない状況になっております。9月の広報しもごうに「知っておきたい！新型コロナウイルス感染症PCR検査までの流れ」が掲載されておりました。少しでも体調に不安があれば相談することは必要です。しかし、これから冬の時期を迎えると心配なのが、同じ発熱でも、新型コロナウイルスなのか季節性インフルエンザなのか区別が判断できないことです。他の市町村では発熱外来を設置しているところもあります。下郷町民はどこを受診すればよいのか、町としての体制整備などどこまで進んでいるのか、伺います。

以上、質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の下郷町内登山道整備についてでございますが、近年、登山やトレッキングが健康志向の増加からブームとなっており、本町の山々の状況について登山愛好家から問合せが年々増加しております。本町の登山道などの整備に当たりましては、小野岳、三倉山、金塚山、鏡ヶ沼がございまして、それぞれ関係行政区や団体の皆様方に草刈りや倒木の撤去等を行っていただき、登山者の方々の安全確保にご協力いただいているところでもあります。ご尽力いただいている皆様方には厚く感謝を申し上げます。

登山、山岳関係の安全確保、整備につきましては、本町には国の環境省から委嘱された自然公園指導員1名と福島県から委嘱された自然公園保護指導員2名の計3名の方が活動されており、定期的に見回りを行い、県に登山道や案内板の損傷、老朽化等について報告しております。町でもこれらの自然保護指導員の皆様からの報告について、県と情報共有を図りながら、登山道の案内看板などの整備を行っているところでもあります。登山道の整備、確保につきましては地区の協力によるものですが、高齢化や人口減少により、厳しい状況にあるものと聞き及んでおります。また、町内の方がボランティアで自主的に活動されている方もいるとのことございまして、一般的に登山道の整備は、安全確保の観点から、個人の活動よりも複数の人数、団体として活動のほうが好ましいものと考えております。現在、町には登山愛好団体がございませんので、このような活動が新たな山岳愛好会になるのか、また観光資源の観点から観光関連団体の形になるの

か、関係者の皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、自然保護指導員とも情報を共有し、整備を継続的に行っていきたくと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

また、今年度の登山道整備の依頼先と整備箇所についてでございますが、3つの山の整備をお願いしております。小野岳につきましては、小野区、大内区でございます。小野の方々には小野登山道から山頂まで、大内区の方々には大内登山口より山頂まで整備をいただいたところであります。また、大内区の方には昨年度台風による損壊、破損した水飲み場の修繕も併せて行っていただきました。三倉山につきましては、音金地区の三倉山山開き実行委員会の方に大峠登山道の整備をお願いしております。また、例年ですと鏡ヶ沼登山道の整備を落合青年会の方にお願いしているところでございますが、大峠林道が通行止めとなっていることから、関係部署と協議をし、安全性を考慮し、今年度の鏡ヶ沼登山道の整備は実施しておりません。金塚山につきましては、湯野上温泉観光協会の皆様方が実施しているとのことでございますので、今後ともよろしくお願したいと思います。

次に、大きな2点目のしもごう農の贈り物でございますが、道の駅しもごうと下郷町物産館が実施するしもごう農の贈り物につきましては合計810セットの申込みがありました。各事業実施主体からも、おいしかったなど好意的な反響が大半との報告を受けております。ご指摘のありましたしもごう農の贈り物に町外産の農産物が入っていた件につきましては、本町にとりましても大変遺憾に考えております。関係事業実施主体に確認したところ、セットの中身は町内産農産物でありましたが、一部町外産の農産物が入ってしまったとの説明でありました。今後は、本町の農業振興という事業の目的について、主の目的について本町から関係事業実施団体及び直売所に対して改めて説明をするとともに、関係事業実施主体からはこのような事態が二度とないよう再発防止策として送付物のダブルチェックや町内出荷者と町外出荷者との区別の徹底などを図っていく考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、大きな3点目の発熱外来についてでございますが、新型コロナウイルス感染症につきましてははまだまだ未知な要素も多く、町民の皆様におかれましても不安の中で過ごされているものとお推察いたします。感染症の防疫体制につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法により、国、県が主体となり体制整備をすることとなっております。また、町の役割としましては、町民の皆様に対して新型コロナウイルスに関する情報や感染症予防に関する情報を全戸配布チラシ、防災行政無線や町ホームページにより住民啓発などのほか、公共施設等の感染症予防の徹底などを行ってございます。

さて、発熱外来についてのご質問でございますが、南会津郡においては、5月15日付で県立南会津病院に設置されております発熱外来については、地域の医師会の協力を得て県が設置、または県が運営を委託する形で設置しております。南会津病院の発熱外来は、南会津郡内の住民を受診対象としております。例年秋冬にインフルエンザが流行しますが、今般の新型ウイルス感染と併せ、今後発熱症状の患者数の増加が見込まれるこ

とから、発熱がある場合は、まずは身近なかかりつけ医に電話相談をし、発熱診療の医療体制が整っている場合はその診療所で診察、検査をします。医療体制が整っていない場合は、南会津病院の発熱外来を紹介することとなります。これらは、従来の発熱外来の医療体制の崩壊防止対策による医療負担の分散のため、国からの指導によるものでございます。また、今後の流れといたしまして、県と県医師会がコロナ検査に関する集合契約の委託契約を締結し、契約に同意するかかりつけ医の診療所が保険適用となる簡易な抗原検査などの行政検査を実施する方向で体制を整えているようでございます。

本町といたしましては、今後も国、県、南会津郡医師会及び町内医師のご協力をいただきながら新型コロナウイルス感染症対策に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 再質問させていただきます。

町内の登山道整備についてなのですが、今4か所、町長のほうからお伺いしました。この辺は私も大体聞いてはいたのですが、やはり同じ地区内でやるわけですが、どうしても人手が足りないので、他地区からお願いをされて登山道整備に行く方いらっしゃるのです。ただ、そのときに、ちゃんと上まで整備をしに行ける人が少なく、重い草刈りを担ぎながら本当数人で登ったよということを言われて、もう二度とお手伝いたくなくとも言われてしまったのです。やはり山の好きな方が本当に他地区であっても整備をしたいという思いから言っていることですので、やはりそういったところは、確かに県、国の係の方がいらっしゃるのかもしれませんが、やはり同じ町内として、自分たちの山を愛しているからこそ整備をしているので、そういったところはきちんと町のほうに間に入りながら、どういう状況なのか、どういう整備が必要なのか、それは監視員の方と、それから地域の方と、山を愛する、そういうボランティアでやってくれている方々の意見というのはきちんとやはり今後取り入れてやっていただきたいなというふうに思います。その辺どのようにお考えになるか、お聞かせください。

それからあと、第2点目、今回の農の贈り物なのですが、実際白河産が入っていたよと言われたの私なのです。家族に送ったところ、いろんなものが入っていましたと連絡いただいて、何で白河産入っているのだと言われて、えっと私は思いました。これ私、自分自身が聞かなかつたら、多分分からなかつたと思うのです。送ったのもぎりぎり8月後半だったので、物がなかつたのかな、どうしたのかなというようなことで、ちょっといろいろ聞いていましたら、何かほかにもあったというのをちょっといろいろ話は聞くのですが、実際道の駅と、それから物産館と両方やりましたけれども、どちらが何件、どちらが何件、そういったものが入っていたのか、つかんでいるのであればお教えてください。大体そういう話も聞いてはいるのですが、きちんとした、今町長の答弁もありましたけれども、やはり今後こういうことのないようにやっていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いたします。

それから、発熱外来についてなのですけれども、県立南会津病院ということで、私たちは発熱した場合にはそちらを紹介されるということなのだと思います。ただ、県のほうが、先ほど町長も言われました、保険適用で抗原検査、PCR検査、両方できる診療所、それから医院を医師会を通じて見つけていくというようなことをこの前テレビでも知事が言っておられましたので、やはりそうなった場合、下郷の中で佐藤医院、芳賀医院という2つの医院しかございませんし、それを受けるとなると、かなり大変な、発熱した場合の入り口と通常の診療の入り口というのを分けないと、なかなか対応できないというのはいろんな医院からも伺っていますので、その点も含め、町としてその2つの医院とお話合いとか何かされたことがあるのか、それからあと南会津病院のほうは、私たちはそちらに行くということをきちんとやはり町民にお知らせすることが必要なのかなと思いますので、その点について再質問させていただきます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番の山名田議員の再質問にお答えしますが、登山道の刈り払いについては、各地区において協力いただいております。登山される方には大変喜ばれると思いますので、今後引き続きお願いしたいと思っておりますが、他地区からのボランティア作業については、それは協議によって拒むことはないと思いますから、ぜひボランティアの活動をよろしくお願いします。ただ、その中でボランティアさんにおける保険の適用だとか、そうした食事代とかというものについては今後協議していく必要があると思います、各行政区と。そんなことは当然だと思いますので、それを協議してからの結果で判断したいと、こう思います。

それから、農の贈り物の町外の農産物については第1回目の答弁で申し上げたとおりで、誠に遺憾に思っておりますけれども、物産館等あるいは道の駅等においては他町村からの販売物が約半分ぐらいはそうではないかと私は思っているのです。当初の設置してからもそういう状況と。本来ならば町の物産だけで販売していただければいいと思っておりますけれども、それは長い間やっていた結果、やはり他町村からの受入れも必要だし、その構成員であることも事実でありますので、そうした要綱にのっとってやらなかったのが今回の原因であります。打合せ、協議が十分でなかったと、こういう私は理解しておりますので、今後二度とそういうことのないように改めて各施設には指導していきたいと、こう思っています。

件数については、担当の課長から説明させます。

それから、発熱外来につきましては、当然1回目の答弁でも申し上げましたけれども、皆様の健康を守るためにはいち早く発熱状況を把握しながら、インフルエンザあるいはコロナ、そういうものにかからないようにしていくのが当然でございますので、ぜひ町としても協議していくわけですが、あくまでも感染症対策については国、県が指導機関でございます。あくまでも国、県が指導機関で、感染予防法に基づく指導でありますので、その辺はご理解をいただければ、保健所のほうから指導いただいている判断になると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの件につきましてご説明いたします。

町外産物が入っていた数等についてでございますが、まず直売所の2か所につきまして、今回の事例があったのは物産館側でございます。今回810件中506セットを申請いただきました中で発生しているということでございますが、生産物はトウモロコシというのまでは確認しているのですが、数につきましては現在調査中でございます。よろしくお願ひします。今後対策につきまして強化して、二度とこのようなことのないように対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 農の贈り物について、確かにこちらから西郷の物産館なんかに野菜が送られたり、交互の289が開通したことによる行き来があるのだと、それは理解しております。いろんなところから物産館あるいは道の駅に物が届くのも分かっております。ただ、いわゆる構成員になる、ならないというのも分かります。やはり道の駅、それから物産館、私が前に申し上げたときに、よらっしえとか、そういったところはどなのですかとお伺ひしたのですけれども、そういうところとは再度お話し合いなんかはされたのでしょうか。やっぱりJAさんとの絡みがあって無理だったのかどうか。この構成員ということからいったときに、例えば白河産となったのも、白河で土地を借りて下郷の人が作っているのか、そういったこともあったのかななんてちょっと考えたこともあったのですが、その辺実際どうなのかどうか。やはりどれだけ入っていたのかというのを考えると、やはり送られたほうはどう受け取ったか、送ったほうは中身本当分らないのです、何が送られたか。届いてから初めて知るので、そういったところは送られた先にきちんと、わび状ではないですけれども、お手紙とか何か出す予定なんかがあるのか、その辺を伺ひたいと思ひます。

それから、発熱外来につきましては、確かに国、県の方針というのはあります。いわゆるPCR検査までの流れというのを聞くと、どうしてもそこ、先、保健所からのご指導というような形になるかと思うのですけれども、やはりもし万が一ここで下郷から出たとなったときにあたふたしないような体制づくりというのは、国、県の指導だけではなく、保健所の指導だけでなく、私たちみんなが考えていかなければいけない点なのではないかなと思ひますので、やはりそれぞれの医院の方々と皆さんときちんと連携を取り合った体制をつくっていくことというのは必要なかと思ひますので、その点もう一度お伺ひいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田議員の再々質問にお答えしますが、1回目で答弁し、2回

目で答弁したとおりでございます。農の贈り物については遺憾に思っているということだけを申し上げます。今後の対策については、十分に注意しながら、チェック体制を十分にしていくということでございます。

それから、発熱外来についてのそれは当然でございますけれども、やはりこれは感染症の対策は国なのです。国ですから、県がそれを代行して保健所がやっていくということですから、それを理解いただかないと、町の対応は応戦、感染しないように対策をしていく以上これが今までのやり方でございますから、これが変わらない限りはそれ以上のことは町としては対応できないのです。ですから、感染しないように町民の皆様にご注意をいただくということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） これで4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、一般質問させていただきます。

まず、有害鳥獣被害対策についてご質問させていただきます。町内における農作物は、イノシシ、猿、熊などにより大きな被害を及ぼしており、農業を主産業とする当町にとっては深刻な問題であります。町長や担当課長の方々は苦勞し、その対策にご尽力されている姿を見て、我々議員もできる限りのことをしなければならないと思っております。私自身も昨年わなの資格を取得しまして、町のわな隊に入り、今年わなを仕掛け、イノシシを2頭ほど捕獲いたしました。町では有害鳥獣捕獲隊の方々に活動や見回り隊の実施、追い払い用花火の支給、電気柵等への補助など様々な対策を講じているようですが、イノシシや猿は年々増え続け、農作物の被害も拡大する一方で、また農家の方々の精神的ダメージも大きくなる一方です。鳥獣被害により耕作をやめたことによる遊休農地も増えてきていることから、これまで以上の対策強化が必要ではないかと思われま

す。今年度、行政区への電気柵支給補助、これについてはお盆過ぎによりやく配布で、既に農作物は大きな被害を受けてしまいました。さらに、追い払い用花火は一時的に予算がないとのことで支給を打ち切られた時期もあり、町で何とか予算を確保し、支給再開されたものの、農家の方が役場に支給を受け取りに行って、1束しか頂けず、人によっては毎日通う人か、諦めた人もいたというのが現状となっております。電気柵にしても、追い払い用花火にしても、無制限に補助や支給を行えば高額な費用を要し、町財政も厳しくなる一方であるとは思いますが、そのような中でも今回の補正予算において鳥獣被害対策協議会への補助金追加は、町の鳥獣被害対策に対する姿勢を感じられました。

そのような中で、あえてお伺いしますが、町長は鳥獣による農作物の被害をどのように捉え、今後対策をどのようにしていくべきと考えているのか、町長の方針、さらには政策をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

2点目、町職員の採用等についてお伺いいたします。今年度、町は来年度の町職員採用試験として、これまでの高校卒業程度の募集のほかに、大学卒業程度の募集を行って

いるようであり、その他土木技師、保健技師などの技術職も募集されていたようでもあります。この大学卒業程度の募集につきましては、当町では今まで実施されてこなかったと思いますが、なぜこの大学卒業程度の募集を実施することになったのか、またこの大学卒業程度の募集で採用となった職員と高校卒業程度の募集で採用になった職員との違いについてご説明いただきたくよろしくお願いいたします。

さらに、昨年まで申込みがないと言われていた土木技師や保健技師の申込みはあったのかどうか、お聞かせ願います。

また、今年9月5日の福島民報新聞に、県が希望する市町村に専門職アドバイザーを派遣するとの記事が掲載されておりましたが、町長はこの専門職アドバイザー派遣をどのように活用していきたいとお考えなのか、またこの派遣の話はどの程度話が進んでいるのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点について質問します。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の有害鳥獣被害対策でございますが、鳥獣による農作物被害については、町の基幹産業であります農業の根幹を脅かす重大な問題であると捉えております。町といたしましては、これまでの農作物被害対策に向け、有効と思われる事業及び対策を実施してきたところでございますが、議員ご指摘のとおり、農作物被害の増加による農家の農業離れもあり、耕作放棄地も徐々に増えつつある状況であります。このことから、今後の対策としましては、現在実行、現行の事業を充実、さらに対策を図ってまいりたい、これを継続してまいりたいと、こう思います。国、県の助言の下、有効な施策、さらに近隣町村との連携した対策を検討するなど、その対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の職員の採用等についてでございますが、まず議員のおただしの大学卒業程度の募集につきましては、昨年度の県内町村の募集状況となりますが、県内の46町村中37町村が実施しているところでもあり、これが受験者の選択の幅を広げ、ひいてはそれが本町職員の人材確保につながるとの観点から、初めて大学卒程度の募集を行ったところであります。

大学卒程度と高校卒程度の募集で採用になった職員の違いにつきましては、職員の給与に関する条例に基づく初任給等の基準の取扱いに違いがございます。

土木専門職と保健師資格免許職の本年度の募集につきましては、土木、保健師ともに応募がございました。

最後に、9月5日に福島民報に掲載されました福島県市町村支援プログラムにつきましては、本町では本年度、税務、くらし・生活・文化・ICT、農林の3つの事業が選択されており、現在各事業の進め方等において各担当課で検討、協議を行っている段階でございます。今後につきましても県の支援プログラムのメニューを活用しながら、よりよい行政運営をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

鳥獣被害についてですが、町長の答弁ですと、何かあっさりしているのかなど。実際に農家さんの悲鳴だったりが届いていないのかな、この町にはというふうに捉えるしかない。本当にこの鳥獣被害は深刻です。私もわな隊に入り、わなを仕掛け、毎日のように朝わなを仕掛けたところを見に歩き、やっておりますが、やはりなかなかイノシシもかからない。実際に大変なのは大変であります。それでもやはり農家の人たちは、わなを仕掛けたところであっても、そのわなの脇を歩いて農作物を畑に荒らしに入るイノシシだったり、電気柵等や網等を張って農作物を保護する農家さんたちもいらっしゃいますが、近年ですと、網も食い破られて入ったり、電気柵等も、草が伸びてアースが取れば、ちょっと電気が入らず、そこからやはりイノシシが入ったりとか、本当に苦労しています。これは本当に重大問題なのです。そういう農家さんの声を町として、やはり我々議員も声をいただいていますので、何とかしなくてははいけない。確かに一度に全てができないのも分かっておりますが、もう少し行政のほうで農家さんの支援として対応を早くしなければ、今回特に言われたのが、お盆過ぎに柵だったりが入ってくるのは、何でこんなに遅いのだ、やはりある農家さんから指摘を受けました。これも説明はやはりしましたが、国の政策だったり、県の政策だったりの対応の準備があるから、これはどうしようもないのですよと農家さんに伝えたところで、農家さんにとってはそんなことは関係ないのだ、今すぐやってほしいから、お願いしているのだ、町で対応できなかったら自分でやったほうがよかったまで私言われました。確かにごもつともだと思えます。補助が出るから、行政区を代表して行政区からお願いしていただいたのにもかかわらず、農作物がなるところにできない。お盆過ぎに来て、9月頃に物が来ても、米なんかもう実って、これ入られて、食べられなくなったら誰が補償してくれるのだから私言われました。確かにその辺は農家さんにとっては死活問題になることが多いので、どうしても対応を先倒ししていただいて、何とかこれが対応できないのか行政のほうで考えていただきたいと。この辺を踏まえてもう一度町長に鳥獣被害の対策の思いを、熱意を聞かせていただきたいと思えます。

もう一点の職員採用の件ですが、確かに初任給、大学卒業程度と高校卒業程度では、やはり4年間勉強した実績が違うので、仕方ないと思えます。それでも、私が言ったら失礼なのかもしれませんが、4年間勉強してきた差というのは個人個人差があるわけで、4年間多く勉強してきた方と高卒程度で入った方と、これは実際分らないわけですよ。確かに試験であれば、4年間勉強した分、違うのかなというふうには捉えますが、人には性格があり、適材適所という言葉があるように、向き不向きもあります。これは試験だけでは分からない、採用してみて、若干この子はちょっと違うのかななんていう、申し訳ないですが、そういう人もいるのかもしれない。こうなった場合に、やはり今後職員が、今やっている職員が、仕事がやはり昔よりも実質仕事量が多いと。私何回も話しさせていただいています、サービス残業もあると。そういうことも踏まえますと、や

やはり職員の負担は大きくなります。その辺も踏まえて、やはり職員採用に関しては少し人数を多く採用してもいいのかなというふうに正直思います。その辺で、今回保健師さん、土木技師さんの募集もあったということですが、去年、1つ私聞くのを忘れて、保育士さんの試験を昨年受けて、たしか二次試験まで行ったのかなというのをちょっと聞いていますが、今回保育士さんの試験、募集がなかったように捉えましたが、保育士さん足りないのではないのでしょうか。その辺の考えはどうなのか、1つお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員の再質問にお答えしますが、議員がおっしゃるとおり、おただしのおり、鳥獣被害対策については大変重要な問題と私は認識しておりますけれども、現在鳥獣被害対策協議会に予算を、補助金を投入して、一括して購入することが単価の面でもよろしいのではないかということで、非常にいい方法であったなと思われれますが、町単独でやったほうが品物が入りやすかったと今反省はしています。しかし、これは始まった事業ですから、その納入業者にやっぱり指導してもらおう。これだけ日本中で鳥獣被害が騒がれている中で、その柵がない、電気コードがないと、こういう実態は、やっぱり国、県がそういうものを指導していくという、そういうことから始まらないと、実際協議会で単価を安くして納入しようとしたら物がなくて入らない。補助金はカットされると。前回の定例会でも申し上げましたけれども、残念でなりません。こういうことのないように、町としても予算の確保について十分に考えたものとして次年度からは考えていきたい。それから、納入業者である大手の企業さんにはぜひそういうことのないように取り組んでほしいと、これは申し上げたいと、こう思います。そういうことで、再質問の内容についてはそのようにお答えしておきます。

それから、職員の採用の件ですが、なぜ大学卒業程度と高校卒業程度ということで区別というか、分けたことは、実際46町村中37町村が実施しているわけですが、私が今まで採用の関係を検討した結果、やはり大学卒業者と高校卒業者の同一試験ですと、どうしてもその差が出てくることは確実でございますので、高校卒業した人もやはり公務員となっただけのためにはそういう方法が私はいいいのではないかという判断で実施したところでございます。また、37町村も実施しているということもありますので、ぜひその辺は理解していただいて、高校生の卒業程度についてもやはり町職員になっただけということが私の考えから、今年度から実施したわけでございます。

なお、質問外で保育所の定数の関係については、いろいろな指導の中で、保育の中で、保育士の指導者が少ないときもあり、多いときもあり、あるいは職員のやはり冠婚葬祭、あるいは健康状態等から不足する場合もございますが、その現場の状況によって町としても対応しておりますので、ご理解いただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 職員のほうは分かりました。ありがとうございます。

鳥獣対策のほうで最後に再々質問させていただきます。確かに予算の執行なり納入業者のほうの関連は分かりました。

もう一点で、鳥獣捕獲隊、こちら檜原地区は今1名の方しかいらっしゃらないと聞いております。町職員の若い方2人が自費で猟銃の資格、わなの資格を取りまして、猟友会に入っていると。でも、町職員だから、勤務時間中は捕獲隊の活動ができないと。でも、私から言わせれば、町職員だからこそ、この日中、平日でもそういう捕獲隊に率先して活動すべきではないかというふうに思っておりますが、勤務以外の土曜日、日曜日は捕獲隊、猟友会の仕事として今その2人は活動しているということなのですけれども、日中、平日、せっかく檜原地区で1人しかいない捕獲隊、若い2人が町のためにとして猟銃資格を取得しまして、自費で射撃場に行って訓練もやっております。そういう2人がいるのに、どうして町としてはそういう2人を率先して猟友会、鳥獣被害に充てないのか。私が聞いたところ、何か町長はいいという話も聞きましたけれども、副町長が止めているという話を私聞いたのです。そういうことはどういうことなのかという1点だけお聞かせください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋議員の再々質問にお答えしますが、鳥獣被害対策については再質問の中で私の考えをしっかりと述べましたけれども、捕獲隊に入っていたきたいということと役場職員は区別しなければならないし、土日の場合はどうであるかという、やはり捕獲隊に入っていただくということは、かなりのベテランでないとなかなか実施することは、実施というか、行動に移すことは大変難しいと思っております。ですから、そういう点を考えながらですと、十分に考えて行動していただくことが大切ではないかと、こう思っていますし、やはり役場職員になれば、それは2年ないし3年で部所替え、職務を異動して別なところに行く場合もありますので、その辺はやはりその場合においてはそうした仕事をしていくのがまず第一優先です。時間が余ったときにはそういうものをお手伝いすることも可能かと思えますけれども、現在の職員人数の関係でいうと、それはなかなかクリアできない面もあるということをご承知願いたいと思えますけれども、いずれにしても鳥獣対策については重大な問題でありますから、予算の確保というか、予算の充実、そういうものをはっきりとしながらやっていただくということになれば、そういう猟友会、捕獲隊、わな隊とか、そういう防止策ができるのではないかと思います。また、私は考えていることは、里山の整備隊というものを各行政区で設置していただくという方法がやはり鳥獣被害に遭わないように、その地域を守っていただくという方法も一つの案ではないかと私は頭の中で構想して、除雪隊と同じです。里山とすみ分けをするということが鳥獣にとっても警戒をするのではないかと、そうしたことも考えていかないと、対策の中で、こっちからもその対策以上のことを、鳥獣に対し

での行動を示さなければ駄目だと。1つは、最近豚コレラなどが会津に発生したというようなこともありますし、そうしたことが果たして活用ができるのかと。イノシシに豚コレラが発生していると新聞に出ていましたけれども、そういうことが利用できるようになれば、ワクチンと同じですから、人間に害のないものを作って、そして眠らさせる状態においてワクチンを接種するならば感染のためにイノシシ等が個体が減っていくような感じもしますけれども、これは私なりの考えですが。ただ、里山の対策隊は、今後行政区の区長さんたちと一緒に協議して、やっぱり実施、実行に移していくべきではないかと。今再生協議会でちょっと3か所ぐらいでやってくれてはおりますけれども、それでは足りないような気がしますから、その辺は皆さんにご理解いただければそのように対応をしていくと。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

これで暫時休憩いたします。（午後 0時06分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1番、星和志、一般質問させていただきます。

1つ目、安全、安心な町づくりからの移住促進。現在、全国、世界的に未曾有の感染症や災害で安全、安心が揺らいでいます。本町は、災害が少なく、土地面積が広大で人口が少なく、ソーシャルディスタンスも比較的取りやすいと思われます。テレワークで仕事をするには最適な町であり、文化、風景、農業、環境、これらを全て体験できる下郷町にはピンチをチャンスにできる要素がとても高いと考えます。空き家対策、こちらは移住者向け、農耕地の有効活用、こちらは景観の再生、観光地整備など、総合計画の中にあるにぎわいと産業の町づくりを早急に進めていく最大のチャンスと考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

2つ目、農畜産物の販路拡大について。今回のコロナ対策の販路拡大事業で、下郷産野菜の味が濃く、おいしいことが証明され、反響が大きかったようであります。この経験を十分に生かし、一層全国に届けるためには、有名ECサイトを活用し、ECサイトとはインターネット通販サイトであります。下郷野菜を広げ、個人農家の所得増の手助けが必要と思われます。所得が確保でき、安定すれば、下郷農産物のブランド化、担い手不足、耕作放棄地の解消にもおのずとつながっていくと考えますが、既にECサイトを活用している市町村が多々ある中で、こういった取組を推進する考えがあるのか、お伺いします。

3つ目、役場の現在の状況と課題。私は、行政は最大のサービス産業と位置づけられると考えています。自治体を一つの会社に例えると、株主は住民。いかに株主である住民の満足度を高められる行政サービスを提供できるかが自治体には問われます。従来の

ように、納税の対価として決められた行政サービスを粛々と提供するだけではないと思います。町長はじめ職員も経営感覚や人事評価も民間企業の手法を参考にして、職員の成果を適正に評価し、モチベーションを高められる仕組みが必要だと考えます。住民が求めるものが多岐にわたり、役場がカバーする範囲も広がっている中では、マーケティングの考え方が求められます。地域の個性を打ち出していくためにはブランド戦略も必要であります。経済に関心を持たないということは世の中を知ろうとしないことであるように思われ、世の中を知らないのはいい仕事はできないように考えますが、今後の役場の仕組みの在り方について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上です。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目の安全、安心な町づくりからの移住促進についてでございますが、大変意味のあるご質問いただき誠にありがとうございます。移住促進については、少子高齢化により人口減少が進む当町において、大きな問題であります。本町のような中山間地の自治体においては、行政政策の根幹をなすものであります。おただしのとおり、本町は災害に強い町であると私も自負しており、この強みを移住促進につなげることはとても有効であると考えております。町ではこれまで保育料の負担軽減、通園助成、学校給食費の助成など、子育て環境や教育環境の整備、高齢者タクシー助成や除雪支援事業、商工会のポイントカード事業や企業支援事業、夢ある農業担い手支援事業、また道路網の整備促進など、いずれも町内への移住促進につながる事業を継続して実施したところであります。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にソーシャルディスタンスやテレワーク、さらにはワーケーションなど新たな取組が注目を集めており、そういった新しい取組も第6次総合計画の期間中に検討していくことも必要ではないかと考えております。また、昨年度見直しを行いました下郷町創生総合戦略の中にも空き家の有効活用など移住者への受入れ態勢の整備について目標を掲げており、これらを一体として、町の特徴、魅力、強みを生かした移住政策によりにぎわいと産業の創出を推進していく所存でございますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

農産物販路拡大についてでございます。各事業実施主体では、しもごう農の贈り物の経験を生かし、9月よりしもごう農の恵みセットという、インターネットを活用した農産物等の販売に取り組んでいます。しもごう農の贈り物を一過性のものとせず、新しい農産物等の販路が確立できるよう本町としても事業を推進してまいります。現在、事業実施主体における決済方法が口座振込であることから、インターネットを活用した販路を確立するためには、消費者にとってより負担の少ない方法の導入が望ましいと考えており、大手ECサイトの活用もその一つと考えております。具体的にどのような形でこれらの取組を推進していくかにつきましては、他町村の事例も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

次に、大きな3点目の役場の現在の状況と課題でございますが、行政サービスの維持、質の向上のためには、社会経済環境の変化や住民ニーズを踏まえ、地域の特性に配慮した事務事業の見直しなどを進めることが重要であります。今後も住民の声を行政運営に反映するため、町民との対話や交流を通じて身近な問題や集落の問題を町民の立場になって感じ、行政、地域が一体となった協働の町づくりを推進することが必要だと考えております。第6次総合計画の策定においては住民参加型のワークショップを開催し、直接住民の皆様のご意見をお聞きし、計画に反映することができました。社会情勢は刻々と変化し、行政区における課題も多種多様なものとなっている今般、きめ細かな行政運営の実現のためには各行政区の重点要望やワークショップ等、住民の意見を広くお伺いする仕組みが必要であり、今後も取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 答弁ありがとうございました。1つ目の安全、安心な町づくりからの移住促進への質問したいと思います。

現在コロナ禍でピンチではありますが、ピンチというものは刹那的なものであり、何度もあることではありません。今しかないのです。このチャンスを逃さず、スピード感を持ってにぎわいと産業の町づくりの推進を図っていくべきと考えますが、どう思われますか。

もう一つ質問させてください。農畜産物の販路拡大についてです。インターネットを活用し、農畜産物の販路拡大を考えているとありましたが、役場内に情報通信技術の人材は何人ぐらいおられるのでしょうか。

あと、最後の質問、もう一回させてください。役場の現在の状況と課題であります。現在の状況を見直し、町民と交流し、理解し合っていくという答弁でありましたが、私が6月の定例会で質問したホームページの維持管理やデザインなどについての答弁で、リニューアルしてまだ2年弱となっており、更新が慣れていないので、各課と連携を取り、更新していくとありましたが、2年もたつて更新に慣れていないというのは役場特有の怠慢としか思えません。一般企業ですと解雇レベルに当たるかもしれません。こういった姿勢が役場全域に作用していると、いい職場環境、いい仕事につながらないと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

以上、3点です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員の再質問にお答えしたいと思います。まず安全、安心な町づくりの移住促進について。コロナウイルス禍でピンチになっている、それをチャンスと捉えて移住促進をしていただきたいというような再質問の内容かと受け取っておりますが、私は1回目に答弁したように、今進めている第6次総合計画の中でもうたっておりますけれども、下郷町の立地条件、あるいはこれから考えられるソーシャルデ

インスタンスやテレワークなどの導入によれば、そういう人が多くなれば、下郷町は移住するのにふさわしい地域環境というか、条件になってきている。それは、言うまでもなく、国道289号を通過して白河、関東地区へ行ける。会津地域では最も近いと、新幹線利用にしてもそうです。また、今事業を進めている湯野上バイパスが完了しますと、会津あるいは米沢、南は日光までのそうした縦の、会津地区縦の高速道路が開発されれば、一番条件のいい場所として会津の中では下郷町というような条件になってくるかと思えますし、そうしたところをしっかりと情報提供しながら、そういう移住促進に取り組んでいくことだと私は考えておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと。農産物の拡大、販路拡大については当然インターネットを通して販売していくということがまず必要であると私は考えておりますので、そうした施設、販売施設にそのように体制を整える、やはり条件をつけてやる必要があるのではないかと、こう思っていますので、いろいろな取り扱ってくれる業者さんもおられますので、そうしたところといろいろな意見をやり取りし、そして消費者の負担が軽減になって、おいしい農産物が提供できるという方法を考えていただくことが必要ではないかと。

それから、情報通信技術の職員がいるかどうかということですが、これは今の現在のところ、情報通信技術者がいないということではないのです。職業としてはいませんけれども、職員としては立派にこなせる職員もごございますから、そうしたところの職員について、ぜひこうしたインターネット、あるいは町の情報提供などについてはしっかりとやっていただくということだと私は思います。

それから、ホームページの管理ですが、これは以前定例会でも申し上げましたけれども、その情報の提供については随時更新していると思います。これは見ていただければ分かりますが、そうしたことはこの前の定例会の後に早速担当者に私からもお話ししまして、そのような状態にしてやっていますというお答えでしたので、今後ますますそのような情報提供はホームページでもぜひやっていくということで指導していきたいと、こう思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 安全、安心な町づくりのほうは、縦貫道が通ったり、条件がそろうまでにこの環境整備や農耕地の再生とかを進めて、スピード感を持って進めていただければと思います。

そして、農畜産物の販路拡大のほうについては、先日、民報新聞で県が専門職員を派遣して行政運営を後押ししてくれるという事業があったのですが、ICTの技術派遣は希望されていなかったようなのですが、どのようになっておられるか、お聞きしたいです。

役場の現在の状況と課題については了解しました。ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1番議員の星和志議員の再々質問にお答えしますが、安全、安心な町づくりの移住促進につきましては、スピード感、要するに条件面が整える前にやっぱりそうしたものをしっかりとやっていくことが私の責任だと思っていますので、応えられるようにぜひやりたいと、こう思っています。

それから、専門職の関係でございますが、県からの支援の事業については、いろいろな職種がございまして、今でも国だとか県だとかに支援していただきました。今後も支援希望をして、ぜひとも後れを取らない行政執行にしていくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

次に、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 議席番号7番の佐藤盛雄でございます。28年の3月以来、2年半年ぶりにこの壇上で質問させていただきます。よろしくお願いたします。私は、3つの項目についてご質問いたしますので、町長の明快なるご答弁を期待するものであります。

まず初めに、議会選出監査委員の選任についての件をお伺いたします。新しい議会構成になり、半年が経過しようとしていますが、いまだに議会選出監査委員が決まっていない異常事態が続いております。この間、例月監査や決算監査が代表監査委員、渡部正晴氏一人で実施されました。6月定例会において監査委員選任の議案が否決されましたが、本来であれば新たな選任の同意を8月に行われました臨時議会もしくは今定例議会に提案されるべき案件と思われまます。以下の件についてお伺いたします。

まず、第1点、なぜ今回の定例議会に提案されなかったのか、その理由をお示しいただきたいと思います。

2点目、二元代表の下、議会のチェック機能についてどのようにお考えか、お伺いたします。

3点目、地方自治法第98条の議会の監査請求権についてどのようにお考えか、お尋ねします。

4番、地方自治法第75条の住民監査請求権についてはどのようにお考えか、お伺いたします。

5点目、地方自治法第233条の第3項及び第4項の解釈についてどのように町長はお考えか、お伺いたします。

6番、地方自治法第197条についてどのようにお考えか、お伺いたします。この件につきましては、町長の答弁をいただきまして、再質問でまた詳しく再質問させていただきます。

7番、議会選出監査委員が町の審議会委員と兼務すること、その代表に就くことのは非やその団体が監査対象になる場合問題がないのかどうか。法的には問題はないのかもしれませんが、議会のチェック機関としての役割から考えれば、やはり私は問題である

と考えます。今定例議会の初日に議会改革特別委員会が設置されましたが、私はこの中でも必ずこの問題等も含めて指摘され、問題化されると期待しております。

続きまして、第2点、集落再編とコンパクトシティー構想についてお伺いいたします。下郷町の人口動態は、2025年に5,030人、2032年に4,271人、2040年に3,954人と4,000人を割ってしまいます。限界集落から集落の存在が危ぶまれる地域が出現することが予想されます。過疎地域自立促進計画でも、集落の再編も視野に入れた政策を検討しなければならぬと述べられております。国土交通省では、コンパクトシティー形成支援事業として、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療施設、社会福祉施設、教育文化施設等のコアとなる施設の集約施設への移転や移転跡地の都市的土地利用からの転換を促進する制度が立法化され、平成26年8月の改正の都市再生特別措置法に合わせ、支援の対象に追加されました。県内ではこの事業、多分7市町村が事業に取り組んでいると伺っております。企業の撤退や廃業により、町内にはまとまった土地がたなざらしになっており、利便性や土地の有効利用を考えたとき、この構想の適地として検討すべきであります。2年ほど前、刈林のティーエヌ産業、また姫川の我妻製材所が廃業されたということで、かなりの有効な空き地がたなざらしになっているということで、これを見たときに、この土地の利用性、先ほど申し上げましたが、医療施設や、あるいは買物、あるいは交通手段にアクセスするのに便利だという、そういうような地域に都市機能を集約した土地造成あるいは団地造成もすべきだと考えております。また、若い世代のUターンや宅地提供にも有力地と考えられます。このような支援事業と集落再編事業をミックスした下郷型ビジョンを立案し、将来を展望し政策を策定すべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いします。先ほど2番、小椋淑孝議員からもこの件に関しましてご質問ありました。これからまた星輝夫議員もこのような問題についておただしになると伺っております。町内各地で有害鳥獣による農作物の被害が年を追うごとに拡大しており、農業者や各行政区長はその対策に頭を痛めている。本年度から行政区実施の事業の補助金が70万円から80万円に増額され、国の補助事業にも採択されました。しかし、事業実施が9月にずれ込み、農作物への被害が各地でかなり出ております。収穫間近の田にイノシシが侵入し、稲が踏み倒され、無残な光景が各地で見受けられます。有害鳥獣の個体数を減らすことが一番ですが、猟友会による捕獲も限界であり、くくりわなも数が少なく、各集落では各自購入し利用しているのが現状であります。一方、防護柵設置には16集落が要望していると伺っておりますが、12日は檜原区で実施されました。また、同地区の倉村は13日に実施されたと伺っております。ここの地区は一体とした取組が必要であり、80万円の限度額では未実施区域が残り、効果が半減すると危惧される。同地区は大規模土地改良事業が実施され、下郷水田農業のモデル地区であり、80万円の限度額の特例外（町長特認）とすべきと考えられますが、町長のお考えをお伺いいたします。この件に関しては、来年度の実施になります。来年度も引き続き、区長様にお伺いしますと、残りを実施したい、来年は大川の河川沿いに設置したいという

ような話を伺っております。この80万円では到底その全部を塞ぐことができないということで、やはりこのモデル地区に対しては町長特認の措置を考えるべきだと、再度お願いいたします。

また、来年度に向けた対策として、田植の前後の早い時期の設置が必要であり、そのためには準備対策が求められております。これらの対策について、町長はどのようにお考えか、お示し願いたいと思います。

以上、3点についてご質問申し上げましたので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。壇上からの質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

1点目の議会選出監査委員の選任でございますが、本年度第2回定例会において監査委員の選任についてご提案させていただきましたが、人事に関する案件でございますので、再度熟考し、ご提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、議会のチェック機能につきましては、議事機関として地方自治の適正な運営を行うため、大変重要な役割であることを十分認識しております。

なお、地方自治法第98条、第75条、第233条及び第197条につきましては監査委員の職責に関する部分でございますので、事案ごとに適切に処理させていただけるものと考えております。

また、審議会委員との兼務等に関しましては監査委員の服務に関する部分でございますが、これらにつきましては法令等を遵守しながら、常に公正不偏な姿勢で職務に当たっていただいているものと考えております。

次に、大きな2点目の集落再編とコンパクトシティーの構想でございますが、コンパクトシティー構想につきましては、都市部中心における空洞化対策、あるいは拡散した医療施設や社会福祉施設、教育文化施設等を集約する都市機能の再構築、または基幹集落に複数の生活サービスや活動の場を集め、周辺集落をネットワークで結ぶ小さな拠点づくり事業などがございます。これらの事業と組み合わせ、過疎化が進む集落の再構築を図るため、ビジョンを策定すべきとご質問でございますが、確かに本町においても近年人口減少が著しく、集落の過疎化が進んでいることも事実でございます。人口の高齢化率が50%を超えると限界集落と言われておりますが、こうした集落は現在、野際集落を含めると14集落となっております。集落は行政区として機能を有するとともに、相互扶助に支えられたコミュニティとして重要な役割を果たしており、その機能を維持するためには各集落の適正な人口規模と将来の人口移住の把握に努め、地域の特性と地域の住民の意向を踏まえた集落再編についても検討しなければならないと考えております。現在の過疎地域自立促進計画では、その対策として、個々の集落における人口推移及び高齢化率から集落の機能維持を判断し、地域住民の意向を踏まえながら、投資効率等を勘案した効果的な施策を講じていくこととなっておりますが、これは集落機能を維

持できなくなったり、隣接集落において合併協議が開始された場合における町の支援についてであります。集落間の合併や廃村などの集落再編については、地域の実情や生まれ、住み慣れた土地から離れたくないという方が多く、全国的にも難しい問題とされています。こうした住民感情が関係する施策となりますと、慎重に取組を進めなければなりませんので、当該集落の意向もごさいますが、集落を維持するための施策を優先的に考えていく必要があると考えております。特に人口の減少は集落機能の低下につながりますので、町ではこうした人口減少により発生する様々な課題を克服するために、第2期となる下郷町人口ビジョン及び下郷町創生総合戦略を策定し、取組を進めているところでございます。特に空き家・空き地バンク制度につきましては、まだまだ登録件数は多くございませんが、空き家、空き地を売りたい、貸したいという方が現在6件登録されているのに対し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により田舎暮らしが再度脚光を浴びていることもありますので、空き家を取得したいという方が17件登録と大きく上回り、需要の高まりが如実に現れております。まずは、こういった方の移住をサポートし、集落への移住につなげ、集落機能の維持に努めていきたいと考えております。しかしながら、議員のご指摘のとおり、集落再編の問題は、将来的に避けては通れない問題と感じておりますので、土地の有効活用を踏まえたコンパクトシティー構想につきましても今後引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

次に、大きな3点目の有害鳥獣対策でございますが、鳥獣による農作物被害については各行政区から日々数件の相談が寄せられております。その対策といたしまして、電気柵や防護フェンスなどの購入に係る補助、追い払い花火等の配布など事業を展開し、対策に取り組んでいるところでございます。倉村、檜原地区は圃場整備を完了し、町農業振興において重要な地区であります。どの行政区においても鳥獣による農作物被害は甚大であり、昨年との比較においても拡大傾向にあることから、対策に特例を設けて実施することは難しいと考えております。今後も有害鳥獣対策については状況の変化が大きいことから、現況に即した対応を随時検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、事業実施の遅れについてでございますが、町では電気柵等の購入補助を実施し、被害軽減に努めているところであり、昨年度までは町単独事業により対応してまいりましたが、近年、特に行政区単位の申請が増加していることから、今年度より国、県の補助事業を活用し、計画的に実施できるように努めているところでございます。議員ご指摘のとおり、本年度、地区への電気柵等の提供時期が遅れてしまい、ご迷惑をおかけしておりますが、国、県の補助金を活用するための手続等においては定められた手順を踏んで進める必要がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。町といたしましては、国、県の補助金の執行が可能となった後、事務処理において速やかに対策が行えるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ご答弁ありがとうございます。

まず、1点目の議会選出の監査委員につきましては、なぜ提案しないのかと申し上げましたら、再度提出したいというご答弁ですが、再度提出するというのはその時期、いつ出すのか。やはり今回の会期、18日まで会期がありますが、会期中に出すのか、追加提案するのでしょうか。それから、追加する場合に、やはり6月から3か月、議会議長等の議会との意向、その努力されたのかどうか。代表監査委員ではありませんから、議会から選出ですので、議会の多数意思を確認するような、やはり議長との協議が必要であると私は考えております。多数決で可決されればいいという問題では私はないと考えております。要するに少数決、反対者が少なくなるような少数決のやはり手法を取るべきだと。できれば満場一致で決まるような手法を取るのがベストだと私は思っております。再度提出したいというなら、いつ出すのか。それから、誰を提案するのか。差し支えなければ、出すというのならば、追加で出すしかないと思うのならば、いずれ近いうちに出るのですから、ここで名前を申し上げるべきだと思いますが、どのような方を考えておられるのか、お尋ねします。

それから、二元代表の下、議会のチェック機能は重要であるというふうな認識を伺いました。しかし、今回の例月監査、また決算監査は渡部正晴氏一人でなされました。そこで、渡部代表監査委員に、1人で4月以降監査をなされてきて、本来ならば2人でやるべきものを1人でおやりになったということに対するお考え、法的に問題ないと言われますが、果たしてこれでいいのかどうか。その半年間なされた、特に決算監査は長きにわたって監査するわけですが、それに対するお考え、いかがでしょうか。

それから、地方自治法の233条の第4項には、監査意見書は監査委員の合議によるというふうに明記されています。要するに合議で監査意見書を出すということは、1人では合議にならないです。ですから、2人以上でないと言葉は当てはまらないですね。ですから、この233条の第4項から見ても、合議によるということとすれば、明らかに私は法令違反であると。法的に問題ないと言うけれども、監査委員制度をやはり甘く見ていると私は考えざるを得ません。その合議によるというものの解釈、町長、これについてどのようにお考えか。

それから、4月1日以降現在まで監査委員がおられません。それで、第197条には、監査委員が決まるまでの間、前任者の監査委員を町長が任命して、新しく監査委員が決まるまでの間、前任者によって監査を受けるという制度があるわけですよ。この制度を何で使わなかったのか。ご答弁なされましたが、その辺も明らかに私はすべきだと思っております。町長のお考えをお願いいたします。

それから、議会選出の監査委員、これは町長の人事権であります。やはり議長、副議長とか、あるいは常任委員長2人というのは町の公的機関の諮問委員会、審議会等に入っております。そして、中には審議会、諮問委員会の長をなされております。ですから、その団体というものが監査の対象になるのかならないのか。例えば社会福祉協議会の会長、あるいは伝建審の会長、これは両委員長なされております。この団体が町の監

査の対象になるのかならないのか。町の監査になった場合には、監査委員になった場合に、その身分で監査委員になった場合には、自分が自分の団体を監査するわけです。ですから、制度的にはこのアンバランスな制度というのは、これは私は議会としての公正性、チェックする機関としての公正性からいえば、やはり問題があるかと考えております。それに対してどのようにお考えか、お尋ねします。

それから、集落再編とコンパクトシティー構想について、その認識は町長も答弁なされたとおりに人口減少化と限界集落が多くなって、いずれ集落の維持機能が難しくなった場合に、近々こういう問題に直面するというところでございます。これは時間の問題であろうかと思っております。下郷町の第6次総合計画でも移住、定住、2地域居住の推進の中でそういったこともちょっと述べられております。それから、ここの中に書いてありますまち・ひと・しごとの中の人口対策で、要するに若い人をUターンさせよう、若い人を住ませようという一つの構想がありますけれども、若い人が、例えば住宅とかアパートに入っていて、あるいは他の地域から来た場合に住むところがない、あるいは住宅を建てようとする適正な宅地がない。農地は結構点在するのですけれども、農地を買う場合には農地転用して、そして造成して、そしてそういういろんな形をして宅地にしなければならないという、かなりのハードルが高いということで。ですから、他の町村の既にお膳立てされた西郷や白河や、あるいは会津地域のそういう地域に行ってしまう、これが現実だと思っております。ですから、若い世代やUターン者に対して、来た場合に、あっ、宅地がありますよ、どうぞ、ここいかがですかという地域をやっぱりお膳立てする、いつ売れるか分からないのを公費をかけてやっても、売れ残ったら何をやるのだというような話もありますけれども、お膳立てをして、条件整備をするのが行政の役割だと私は思っております。

それで、ほかの町村、ほかの県に我々も行政視察に行きますと、他の町村から移住した場合に、宅地を購入する場合に町で300万円補助しますよ、あるいはうちを建てますと350万円補助しますよ、車庫を造る場合に50万円補助出しますよと、かなり思い切った若者誘導策の提案が、政策が実施されております。そういうところは人口が増えているのですよね。ですから、若い者を住ませようとするにはやはり思い切った宅地造成、宅地の提供、あるいはそれに伴って宅地を購入する場合、うちを購入する場合にはやはり町の思い切った政策誘導というのが必要であると思っております。

先ほど申しあげました刈合のティーエヌ産業、あるいは姫川の我妻製材所、立地はすばらしいところなのです。ですから、あの地域にやはり水道、道路をきちっと整備して、インフラを整備して、やり方として町で用地を買って提供するというやり方と、あるいは町で要するに道路、水道、電気とかいうインフラ整備した公設民営のやり方、いろいろな方法がございます。ですから、この地域、これはすばらしい将来性のある、あれをたなぎらしにするのはもったいないですね。今日、元姫川区長さんも見えておられますけれども、地域に住んでいる人はもっとやっぱりやってほしいという意識もあろうかと思っております。

続きまして、3番の有害鳥獣対策についてお伺いいたします。先ほど来から述べられ

ております国の補助事業を入れた場合には、国に補助申請して、補助が内定して、そして指令が出て、そして着工するという一つの手順、確かに補助事業を入れる場合になかなか時間的に遅れるのは当たり前なのです。ですから、この遅れてやってしまうと、実際に農家のサイドからすれば、実際に稲刈り終わる頃やっても効果がないのではないかとという苦情、このアンバランスな苦情がありますけれども、こういったことに対する、例えば県の指令前着工、これを認可をもらって、やはり早めに指令前の認可をもらって着工するとか、そういう一つの手法もあろうかと思っております。

それから、檜原の地域を特認扱いするのは難しいというわけですが、やはり町長それは特認でできると思うのです。要するに大きい集落も小さい集落も限度が80万円です。300メートル要望するのか、500メートル要望するのか、1,000メートル要望するのか、各集落で、その地域によって、その補助申請する面積あるいは長さが違ってまいります。ですから、やはり集落の大きさ、あるいは農業のそういう取組で重要な地域、これはやっぱり選別して、平等にやるというのは金額が平等が私は平等でないと思うのです。ですから、その地域の実情に応じた対策をやるのが私は平等だと思っております。そんなことで、町長、来年度に向けてはそういう町長の特認、これ町長やっても文句出ないと思います。平等にやらないと駄目ですよと、檜原はモデル地域だから、これは別格だからと、プラスアルファやりますよと言っても、これは問題はないと思います。ですから、町長の指導力、指導がびしっと、これは必要なだとやれば、これは可能だと思っております。そういう町長の行政手腕に期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えしますが、大変に再質問の内容が濃くて、非常に参考になりました。私も盛雄議員のように同じ立場で考えるならば非常によろしいかと思っておりますけれども、私の再質問を聞いていただきたい。

まず、1点目の議会選出監査委員の選任についてでございますが、私は思いを込めて6月の定例会に提案したつもりでおります。しかしながら、賛成できなかったということについては大変残念でありました。皆さん議会議員から選出されるわけですから、そこを考えていただいて、やはり監査委員は2人でなければできませんよというくらいの考えでいかないと、議会の良識が問われると私は考えております。それはやっぱり7番議員もおっしゃることも、それは確かな質問でありますけれども、そのように私は考えるのです。ですから、思いを込めて提案させていただくことは今定例会には提案しません。この次の臨時議会あるいは定例会に提案したいと思っておりますので、名前なんかもそれを出すことはできません。提案するに当たっては皆さんに相談いたします。これは以前、6月定例会に出したときもそれは話ししているのです、一番。皆さんには相談しませんよ。それは分かっているはずですよ。それを理解されなかったということについては、私は残念でなりません。ですから、そこを理解していただければ、その質問については十分にお答えしたのではないかと、こう考えております。よろしくご理解いただきたいと。

それから、議会のチェック機能については当然です。議会の議員の皆様も民意を受けて当選されました。私も民意を受けて当選されました。ですから、チェック・アンド・バランスは当然だと思いますから、これからもそういう対等な立場でぜひお願いしたいと、こう思いますので、あとは監査に関する条例の件については、私が申し上げるのではなくて、あくまでも監査委員、独任制としてのお考え方を述べていただいで、私はそこに何らかのお話をするこもやぶさかではないと、こう思っていますので、その辺ご理解いただきたいと思ひます。ですから、地方自治法の第98条、第75条、233条及び197条につきましては監査委員の独任制の考え方から理解していただければと、こう思っていますので、よろしくご理解いただきたいと、こう思っています。

次に、コンパクトシティーに関しましては、当然そういうことになることは、人口減少から見ても、当然だと思います。しかし、今現在住んでいる集落の方がそこは生まれながらにして住んでいると、そういう思ひがあるわけですから、1人になっても、1軒になってもそこに住んでいきたいという考えはやはり多いと思ひます。ですから、行政施策においてもその支援をしていくということが我々に課せられた問題であると、こう思っていますから、その辺は十分理解していただくようにひとつお願いします。

それから、人口対策でございます。人口対策については、大変いいご意見をいただきました。ぜひ7番議員の経験を生かしながら、ぜひその成功に向かって、実施に向けて協力していただければ、これは一番いいのではないかと私は思ひます。ぜひ若い人が住みやすくなるように、あるいはUターン者が多くなるように、その条件を整えて、そしてしっかりと高規格道路ができる前に対応するということが我々行政の携わる町と議会の責任だとは思ひますけれども、そのように解釈していただいで、ぜひ協力願えればできるのではないかと。

しかし、やっぱり注意していかなくてはならないこもあるのです。それは、土地の条件によって非常に金のかかるところと、言わばすぐに宅地化できるものがあるのです。そうすると、今の財源におきましては、何かの補助、あるいは起債をして実施しないと、それはなかなか難しいのではないかと思ひまひて、今回遠表の土地については整備をする、進めております。しかし、そこが若い人の定住化、Uターンによってそこを選ばれるのかというと、私は甚だ疑問でございます。ですから、その辺はやはり皆さんと協議しながら、若い人が住んで、ここがよかつたなど、町の補助金もあるみたいだと、下郷町には子供の給食費は全部町で持ってくるのだなということになれば、それは一番いいものであるということとどンドン入ってきます。ですから、そこら辺をしっかりと皆さんと協議して進めていければと、こう思っています。

それから、電気柵だとか、柵の購入の件ですが、指令前着工もそれはよろしいかと思ひますが、それは団体に補助したものですから、私がおの団体の長ではあつても、やはり団体で決めていただかなければ、私一方的にやれということにはならないと思ひますから、その辺はちょっと役員の皆さん方と協議していただければよろしいかと思ひますが、それは当然早めの対策は打たなければならないということは承知しております。

それから、特例地区については、確かに言われることは理解しますけれども、しかし

皆さんの全地域で困っている話ですから、ですからそれは理解していただかないと。何だと、褒められることはあっても、やっぱり駄目だという人もいるかもしれませんよ、それは。確かにそれはいいことかもしれませんが、違う地域にとっては、いや、何だ、それはおかしいのではないのかということにもなりかねないと思いますから、そこは慎重にやらないといけませんので、答弁にはそのようにさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

二次質問の、再質問についてちょっとメモできなかった部分も残されていたかもしれませんが、理解とご協力をお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えします。

質問の内容ですが、4月以降1人で監査委員をやった感想はどうかということを経議事の始まる前にお聞きしたものですから、そういったことでよろしいですか。質問の中で条文、98条、75条から始まって、それ以下の7番目までの質問というのは町長のお考えを聞きたいわけですね。私はいいですね。分かりました。それでお答えします。

町並びに議会で決められたことですから、その範囲で監査を行ってまいりました。確かに監査委員2名で行ってきたものを、4月以降、毎月の例月監査、それと7月の決算監査、これを1人で行ってまいりました。ついでに申し上げますと、10月の定期監査、これがまた1人でこのままでは行われるであろうと思います。私は、限られた時間の中で行うには限界があります。今回の決算審査は何とか乗り切りましたが、10月の定期監査で1人で行うのは非常に難しいものがあるというふうに認識しております。希望を申すのであれば、できるだけ早く正常な体制に戻るようお願いしたいと。

以上でございます。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、7番、再々質問。

○7番（佐藤盛雄君） 代表監査委員に答弁いただきたいのは、決算の意見書の決定は合議によるものということのその解釈、それについて。

○議長（小玉智和君） 代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 合議と書いてある以上は2名で行った合議が普通と、合議でありますから、これ事前に果たして法令に違反するかどうか、要は1人でこのまま決算審査、定期監査を乗り切った場合にそれが違法かどうかという問題に尽きると思います。もちろんこれに関して言えば1人ですから、合議ということは当てはまらないと思います。ただ、質問とか回答の本によりますれば、やむなくそういったことになれば、これはやむなしという回答例もございますので、これは仕方がないであろうと。したがって、今回は1人でございましたけれども、それは私の意見でもって作らせていただいた。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今9月定例会議は監査委員の選任の議案は出さない、追加しないということでございますが、今ほど監査委員の渡部正晴氏から申し上げたように、10月、定期監査があるということで、1人で何とかやりこなしたけれども、やはり1人では限界があるというご答弁でございました。できるだけ早く、12月の定例議会前に臨時議会等がありましたら、やはり早めの補充、早めの選任というのが必要かと思っておりますので、これは重要な課題でありますので、強く申し上げたいと思います。

それから、集落再編とコンパクトシティー構想については、例えば集落再編については、その地区がまとまって集落移転するという場合には、長年その土地に住み慣れて、土地に愛着心があるということで、ほかに移住したくないという、それは当然あると思います。ただ、集落ごとに全てその地域に移転させるというよりも、要するに移住、移転しやすい候補地を、エリアを整備して、そこに、希望者があれば、その集落移転用地に移転させるという、一度に全部できるというのは、これは確かに困難であると思っております。ですから、まずその移転できるような宅地、これを提供するような政策というものはやはり国の国交省等の補助事業もある、かなりあるみたいですので、そういうものを研究して、そして政策誘導すべきだと思っておりますが、再度その点についてお伺いいたします。

それから、若い人がUターン、Iターンする場合、ほかの町村から来る場合には、やはり町長おっしゃったように、遠表では若い人が果たして行くのかどうか、遠表地区は、あれは雇用促進住宅地として整備するというので、その補助事業を使ってやっているわけですが、若い人がUターン、Iターンする場合の候補地として、例えば姫川の我妻製材所の跡地、土地が足りなければその奥も農地がございます。いずれ農家も耕作に対する意欲がなくなって、農地をどうですか、手放す交渉すれば、もう少し面的に拡大してこれはできると思うのです。問題は、あと道路と水道と電気と、そういう生活インフラをきちっと整備できるかどうか、そのプランニングの構想をまず地域の人たちと考えて、やっぱりおやりになったほうがいいかなと思っております。その辺、それから刈合のティーエヌ産業跡地も、あれだけの有効の土地をあのまま遊ばせるのはもったいないということで、あの地域もやはりそういう、あの地域は何区画できるか分かりませんが、あそこには町営住宅もありますし、その一体的な人口増加のためにもやはり活用すべきかなと思っております。

それから、鳥獣被害対策に対しては、団体で決めていただければ、事前着工を補助団体の再生協議会で決めてもらえばできるということでございますが、まずその前に県に対して、補助をくれる国、県に対して、指令前着工の認可をもらう、そういった行政の手続、これをやっぱり早めにやるべきかと思っております。来年度に向けてはぜひ早めの着工をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の再々質問にお答えしますが、先ほどから言ってい

ますとおり、この次の臨時議会あるいは定例会においては私からも思いを込めて提案させていただきたい。重要な監査をしていただくわけですから、これはやっぱり賛成してもらおうようにひとつお願いしたいと思います。

それから、コンパクトシティ、集落移転、エリアの整備、これは当然なことですが、それに至るまでのやっぱり計画づくりは必要である。ただ、総合計画の中でもうたっておりますけれども、具体的にやはり決めていかないと、それはなかなか前に進まないということだと思いますので、その辺は理解いただければと思います。

それから、若い人が移住したい、Uターンしたい、これは本当に皆さんが願って、町民も願っていることですので、その条件に合うようにひとつ努力していきますので、その協力をお願いしたい。どうしてもやっぱり道路の整備、インフラの整備は必要です。そのためにはお金もかかるのです。ですから、そういう点は国の事業を展開していくことが一番必要ですので、いずれにしましても今やっている事業が完成すれば、やっぱりその交付税事業が展開できると私は考えておりますので、住宅建設も今年度で終わりますし、音金線の道路もようやくになってきたのかなど。それから、湯野上バイパスも来年度ぐらいで完成しますと、そのほかの事業をやっぱり十分に考えてやっていくということが我々に課せられた課題で、しかし今具体的に土地の名称を挙げられましたけれども、そこにはいろいろな要件があるのです。ですから、その要件をクリアしないと、なかなか実施までにはいかないと思いますので、その辺は理解していただかないと、あそこは空いているから、どうだと、ここは空いているから、どうだといっても、その要件が整わなければ、やっぱり実行できないです。やっぱり皆さんから批判を受けます。そういうことのないようにやっていかないと、議会で全然駄目になってしまいましたなんていうことはやっぱり私も考えたくないし、そういう面では協力体制を取っていただければ、そのようになると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、鳥獣被害対策については、先ほども午前中の議員の質問の中にもありましたけれども、やっぱりそれは重要ですので、早めにやっていくと。それは、今年度中から業者さんに、納入業者さんに予約しておかないと駄目だ。ですから、10月か11月の重点要望出てきたときに、そのときからもう予約体制に入って、4月になったらばすぐに発注できて、もう4月中に納入ができるような、そういう体制をつくっていく必要がある。事前着工も何もないです。それがやっぱり必要であると。大変今年は遅れて申し訳ありませんが、そういうことで準備してまいりますので、ご理解をいただくように、ひとつお願いしたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。本当ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） これで7番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ご連絡します。ただいま定例会の説明のため出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君が所用のため会議を早退したいと思いますので、よろしくご了承願います。

ただいまより休憩いたします。（午後 2時13分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時20分）

次に、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。

なお、今回3項目ほどございまして、1つ目に鳥獣保護及び有害鳥獣の駆除について、2つ目に大内宿入り口大道通の改良工事について、3つ目に防災避難の見直しについて、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1つ、鳥獣保護法と有害鳥獣の駆除について。鳥獣保護法とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟適正化に関する法律のことで、鳥獣保護管理法とも言われ、野生動物を保護し、適切に管理し、狩猟の適正化を図る。それに伴い、私どものよりよい生活、また生態系や農林水産業の発展につながるのだと思います。ただし、鳥獣保護法では全てのあらゆる生き物を保護、管理するわけではなく、対象となる野生動物が決まっています。本町においてはどのような種類の動物が保護、管理されているのかをお伺いしたいと思います。

鳥獣保護法で定められた規制に具体的な保護管理方法として、捕獲する必要がある場合には必ず許可を取ること、捕獲する際には土地の所有者に承諾を取ること、捕獲した鳥獣は放置しないことなどがあります。本町における有害鳥獣の最たる種はツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、猿であります。本町の有害鳥獣捕獲は、例えば熊が出た、イノシシが出たという報告を受けてからの許可を受けて捕獲を行う許可捕獲で、申請のときに記載した特定の目的のために許可を受けて捕獲する方法で行っております。捕獲後は速やかに申請内容どおりの捕獲であるとの結果報告の義務があります。そこで、昨年及び本年7月までの本町における有害鳥獣捕獲申請、捕獲結果の報告を伺いたいと思います。

去る6月22日に午前6時頃、湯野上小野地区内でツキノワグマが出没し、6月24日午前5時頃には同地区内を散歩している住民がツキノワグマと遭遇、至近距離まで接近し、襲われる寸前で大声を発して難を逃れました。これらのことを踏まえて、小野区長及び地域住民にも危険情報を周知徹底した安全対策を取りました。6月24日に捕獲許可、25日に小野地内に捕獲用わなを設置し、その翌日、26日にはツキノワグマ捕獲を確認をしました。同日午後2時30分頃、猟友会の人々が来まして、捕獲したツキノワグマを処分することなく、野に放しをしました。個人の判断であると思われます。この件に関しては、小野地区として6月29日に農林課長に報告済みであります。当日、この方から申告内容どおりの捕獲報告はあったのかを伺いたいと思います。

以上の3点について、安心、安全をスローガンとする当局の回答をお伺いしたいと思います。

2番目、大内宿入り口の大道通改良工事等について。数年前にも一般質問にて質問し、改良工事に該当する地区の皆様にご協力をいただきながら話を進めているところであり

ます。昨年12月26日に福島県から下郷町に、下郷町から私に連絡がありました。本年の4月頃に図面を提示したいとの内容でありました。この改良工事についての質問だが、今後の改良工事の工程を当局は把握しているのかを教えてくださいたいと思います。

3番目、防災計画の見直しについて。令和2年8月号の広報しもごうで避難所一覧を拝見し、各行政区の集会所、公民館、公会堂、区民館が指定場所へと移動する際の集合場所としての避難準備場所と記載されておりました。仮に江川地区の住民が指定場所へ避難の際、道路が土砂災害で通行止めになった場合、江川地区の住民はどこに避難をすればよいのか、当局へお伺いいたします。

また、昨年質問した町民体育館は、耐震性能不足で避難所として使用できない。そこで、耐震基準を満たすために対策を取ったのかをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の鳥獣保護法と有害鳥獣駆除でございますが、本町における保護管理鳥獣としましては、県が策定した鳥獣保護管理事業計画に基づき、ニホンザル、イノシシ、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカの5種類の鳥獣としております。

昨年度、有害鳥獣捕獲申請件数は92件であり、捕獲実績は120頭であります。報告内容は、出動隊員氏名、出動日数、捕獲頭数となっております。本年度につきましては、7月まで有害鳥獣捕獲申請件数は40件であり、捕獲実績は78頭であります。

次に、小野地区での捕獲状況報告についての件であります。ツキノワグマを野に放したことについての農林課長への報告については、当日、担当職員から行われ、報告内容は、現地において地区の捕獲申請におけるツキノワグマ、約70キロから80キロとは別のツキノワグマ、約30キロが捕獲され、鳥獣保護管理員と捕獲隊が協議の上、放獣したとの内容でありました。今後、捕獲した鳥獣を何らかの理由で放す場合においては、第一に地域の方の安全、安心を確保できる対策を講じながら対応すべきとの観点から、県や行政区、関係団体との協議をしながら安全確保の徹底を図りたいと考えております。

次に、大きな2点目の大内入り口大道通改良工事についてでございますが、平成31年の3月定例会において星輝夫議員より、同年2月に開催された南会津建設事務所主催の地区説明会を経て、本事業に関する町の把握状況についてのご質問があり、大まかな事業概要や概略の事業の流れなど、町で把握しているものについてお答えをいたしました。福島県の町内事業に関しては南会津建設事務所長から様々な現状等について伺っておりますが、当該箇所については現在地質調査結果や公安委員会との事前協議の結果を踏まえ測量設計業務委託を行っており、昨年10月発生の台風19号災害を優先対応している業務委託の一時中止、その後新型コロナウイルス感染拡大防止等により、業務委託の進捗に全体的な遅れが生じていると伺っております。今後は、委託成果を基に地元説明会を実施し、地権者、関係者の了承を得た上で、用地測量、用地交渉、物件調査、用地買収、移転補償等の業務を経て工事が着工されるものと思われま。

ても、前段の作業が順調に進み、次のステップに移るものでありますので、町としてはスムーズな事業進捗のため、協力できることは協力し、本事業の完成を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、大きな3点目の防災計画の見直しについてでございますが、近年災害における教訓、課題や国の防災基本計画、そして福島県地域防災計画の修正等に基づき、昨年度下郷町地域防災計画の内容の強化を図ったところであります。また、台風時期に備えまして、広報しもごう8月号に感染症と自然災害の特集として、避難準備場所、指定避難所等のお知らせをさせていただいたところでございます。

議員おただしの指定避難所へ移動する際、土砂災害の道路が通行止めになった場合、江川地区の住民の方はどこに避難すればいいのかについてでございますが、台風等の接近に伴い、大雨や暴風により避難行動が困難になることが予想される場合や夜間等の避難勧告を発令するような状況が予想される場合には早めに避難勧告等を発令し、皆様方が安全に避難できるよう誘導し、町民の皆様の安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、町民体育館の耐震基準を満たす対策につきましては、耐震基準を満たす段階とはなっていないことから、下郷町公共施設個別施設計画を踏まえ、施設の今後の利用等も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

鳥獣保護法と有害鳥獣の駆除についてでございますけれども、昨年は一応120頭、それから今回は78頭でありますけれども、その中で野に放した有害駆除数は何頭くらいいたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、2つ目の大内宿入り口の大道通の改良工事についてでございますけれども、昨年の12月に私に電話あり、県から町、町から私に、4月初めには地元に対して説明会を開催すると。4月半ばになっても何の連絡もない。そこで、私は南会津建設事務所に行きました、どうなっているのだと。そうしたら、その夕方の4時頃に道路課長さんが電話よこしまして、お伺いしますと。私は、そこで、役場でしょうと言ったの。いや、私のうちに来ると。私のうちに来て、技師と2人で来まして、そのとき言われたのは、予算は取ってありますと言われました。そこで私は、早期着工、早期完成ということで町長さんに捺印を要望するために押してくださいと言いました。しかし、判こは押してもらえませんでした。その足ですぐに大内の区長、小野区長に行きました。すぐ押してもらえました。そのときに判こを押さなかった理由をお知らせ願いたいと思います。

それから、3番目の防災計画の見直しについてでございますけれども、昨年も台風の19号でやりました。しかし、あそこは避難所駄目だと。耐震構造がなっていないから、駄目だと。そこで、私思うのですけれども、この前の11日、江川地区の健康診断、あそこ全部集まったのです。だから、あそこは一番大事なところなのです、江川町民に対し

ては。速急に早く、耐震並びにそういった計画を速急にお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思います。昨年度の捕獲をした鳥獣に対しての野に放した頭数、今年の捕獲したものの鳥獣に対しての放した頭数については、農林課長から説明させますが、調査しているのかどうかについては確認しませんが、いずれにしても報告事項であることは間違いございませんので、農林課長の説明をしていただきたいと思います。

それから、県道湯野上会津高田線と、それから121号小野下の道路改良と、これが県道と国道についての道路改良でございますが、あくまでも私たちは今田代トンネルが完成したときに、あの地域は非常に混雑になる、交通渋滞になる、以前から県のほうに申し上げておきまして、そして早速取り上げていただいたのがこの事業になります。ですから、町として、私として、町長としてはぜひやっていただきたいというものでございます。しかし、これには県の順序があるわけですから、それを理解していただいて、ただ一個人の要望書に私は職印を押すことはやっぱりできないのではないかとということで、あくまでも県に対しての要望は同盟会であったり、あるいは整備促進協議会であったりすることによって要望していくということが基本ではございますから、一個人で要望されても、やはりそれは理解はしますけれども、そういう意味で公印の押印はしなかったということですから、ご理解いただければと、こう思っています。

それから、安全、安心の件でございますが、私は下郷町体育館につきましては耐震の構造が変わった前に建てられた建物で、今度は耐震構造が変わったのが56年からでございます。これが震度5強の場合を想定した耐震基準になりました。ですから、56年以降の耐震基準には合っていませんけれども、5強の地震が来るということは、今考えるものはありませんけれども、それはいつ来るかも分かりませんが、その対応については平成29年度の下郷町の公共施設の総合管理計画を策定いたしまして、議員の皆様にも報告して説明した経過がございますので、その辺についてはご理解いただいて、事業の推進についてはその計画に基づくものであって、ただその事業を実施する場合は莫大な事業費がかかると。要するに56年以前に建てられた建物は、その調査、管理計画をしたときの延べ面積が35.3%、施設は187施設ある。6万544.55平米があつて、ただ単にその35%としますと、2万7,190平米になるのです。これを平米の単価で掛けた場合に相当な金額になるというようなこの管理計画に基づいて説明した経過がございますので、その辺はご理解いただいて、今後そのようなことが生じないように願っていますけれども、災害は、しかしその避難については、現在の情報伝達でありますと、3日前、2日前には必ずその情報が流れる。報道でされます。気象庁でも報道しています。ですから、その対応についてはきちんと発令を早めにしていきたいと、こう思いますので、施設の改修と、それから避難のことについては別個に考えていただいて、そして安全で安心な町づくりに努めていきたいと、こう思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま8番、星輝夫議員からご質問がありました錯誤等により野に放った鳥獣の頭数ということで、年間の集計についての頭数の質問でございますが、町のほうで把握、報告している数字としましては、有害鳥獣の捕獲件数のほうであります、野に放った件数としての集計は行っておりません。今後そちらのほうにつきましても必要性の是非について協議しまして、検討したいと思っておりますので、何より町民の安全、安心を第一に考えた対応をしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再々質問、2点ほど話をさせていただきます。

先ほど課長さんの話で、野に放した有害鳥獣頭数、分からないということでもありますけれども、私は野に放すときに麻酔銃で眠らせて、それから人里離れた、そういったところに放すべきだと思います。そういったマニュアルというか、そういったことはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。

それから、最後の防災計画の見直しについてでございますけれども、体育館は莫大な金がかかると言われました。速急にはなかなかできないと思っております。そこで、新聞の紙面で見ただけですけれども、芦ノ牧ではホテルなどを避難所として開放するという、見ております。そこで、やはり江川町民たちではそういった方向も今後よろしく願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 鳥獣の野に放すとか、いろいろ町民に害を与えないような方法のマニュアルはできていると思っておりますが、野に放す場合は、議員がおっしゃったように、そのような形でやるのが一番理想でありますので、そこはやっぱり時間というか、そのときに捕獲したときに時間が必要でございますので、その時間が、今回の小野の関係については時間がなしで、それでやってしまった。あくまでもやっぱりそれは行政のミスである、こう私は感じておりますので、今後そういうことのないようにマニュアルも作成しながら、そうした野に放す場合は、議員が言われたようなことも一つの手段でありますから、そのようにこれからは指導してまいりますし、県のほうにもそのことについては説明しておきます。

それから、避難の関係の、要するに例で芦ノ牧の関係についてはホテルを避難場所として認定しているというようなこともございましたので、ぜひ防災計画の会議によってその対応について協議して、協力できるホテル、旅館等があれば、それは当然町としての対策として考えておきますので、ぜひそのような形が進めるようにご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○8番（星輝夫君） ありません。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） これで8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（小玉智和君） 過般、産業厚生常任委員会に付託の請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出については、9月11日開催の産業厚生常任委員会において審査を終了し、その結果について産業厚生常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、総務文教常任委員会委員長より閉会中の継続審査申出が提出されております。さらに、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日9月17日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の3件につきましては、去る9月9日開催の議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（小玉智和君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託の請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出については、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、小椋淑孝君。

○産業厚生常任委員長（小椋淑孝君） 産業厚生常任委員会委員長の小椋淑孝でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和2年9月11日。件名、請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出について。審査の結果、趣旨採択とすべきものと決しました。審査日、

令和2年9月11日。出席委員は、玉川邦夫君、佐藤盛雄君、星輝夫君、星和志君、湯田純朗君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出についての件を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書提出についての件は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

追加日程第2 閉会中の継続審査申出の件

○議長（小玉智和君） これから追加日程第2、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本案について、総務文教常任委員長からお手元に別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されております。発議の朗読を省略し、お手元にお配りしました発議によってご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定いたしました。

追加日程第3 休会の件

○議長（小玉智和君） これから追加日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日 9 月 17 日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、明日 9 月 17 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了でございます。大変ありがとうございました。

再開本会議の議案審査の日程は 9 月 18 日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。(午後 2 時 5 8 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 1 6 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和2年9月11日			
本会議の会期	令和2年9月11日から9月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和2年9月18日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和2年9月18日	午後3時52分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 渡部浩市	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼 崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第3回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和2年9月18日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 2号 令和元年度下郷町健全化判断比率等について
- 日程第 2 議案第 51号 令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 52号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 53号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第 54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約について
- 日程第 6 議案第 55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約について
- 日程第 7 議案第 56号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第 57号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 58号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 59号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 60号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議員提出議案第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 13 議員提出議案第 6号 福島第一原発の放射能汚染水の適切な取扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見書の提出について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

議事に入る前に、農林課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） おはようございます。議案審議の前に貴重なお時間を頂戴いただきまして失礼いたします。昨日のテレビニュースや本日の新聞報道でもございましたが、昨日早朝、捕獲隊の方が熊に襲われましてけがを負うという事故が発生しております。この件について議員の皆様にご報告をいたします。

昨日6時30分頃、白岩地区において、わな隊のかけたくくりわなにツキノワグマがかかったため、捕獲隊2名とわな隊1名が現場に向かいました。わな設置箇所5メートル手前で、やぶの中から、わなが外れたツキノワグマが縦列に歩いていた先頭の捕獲隊員に向かってきました。あおむけに倒れた捕獲隊員に熊が飛びかかり、格闘となりましたが、もう一人の捕獲隊員がツキノワグマを蹴ったところ逃げたという経緯でございます。けがをした捕獲隊員は、腕等に傷やかみつかれた痕が見られたため、すぐに救急車で病院に搬送されました。けがの程度は、腕等に数か所裂傷があり、数針針で縫ったということでございます。顔につきましては、ひっかき傷等やあざはありますが、傷は浅いということでございます。

それを受けまして、昨日夜6時からわな隊を対象に緊急会議を実施いたしました。事故内容を説明した後、今後の事故防止に向け協議をいたしました。捕獲隊幹部の指導の下、幾つかの約束事項をつくり、わな隊員に周知し、徹底してまいりたいと思います。今後とも事故防止に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

日程第1 報告第2号 令和元年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（小玉智和君） それでは、日程第1、報告第2号 令和元年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。報告第2号 令和元年度下郷町健全化判断比率等に

ついてでございますが、本報告につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度本町の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけてご報告するものであります。

2ページをお開きいただきまして、中段の表を御覧いただきまして、実質赤字比率であります。これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和元年度の一般会計等の実質収支額は2億7,040万5,000円の黒字決算となりましたので、同じく2ページの(2)、個別意見、①、実質赤字比率については、令和元年度の実質赤字比率は算定されないとの個別意見をいただいております。

次に、連結実質赤字比率であります。これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和元年度の全会計の実質収支額は4億2,157万3,000円の黒字決算となりましたので、3ページの②、連結実質赤字比率については、令和元年度の連結実質赤字比率は算定されないとの個別意見をいただいております。

次に、実質公債費比率であります。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。令和元年度の実質公債費比率は6.3%となっており、3ページの③、実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っているとの個別意見をいただいております。

次に、将来負担比率であります。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は52億7,329万3,000円、それに対する充当可能財源等は60億3,923万4,000円でありましたことから、3ページの④、将来負担比率については、令和元年度の将来負担比率は算定されないとの個別意見をいただいております。

同じく3ページとなりますが、(3)の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

次に、4ページを御覧ください。中段にあります表の資金不足比率であります。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。(2)の個別意見では、①の簡易水道事業特別会計、②の農業集落排水事業特別会計ともに、資金不足が発生しないため資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの個別意見をいただいております。(3)の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 令和元年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第2 議案第51号 令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定

について

○議長（小玉智和君） 日程第2、議案第51号 令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件につきましては決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年7月14日審査に付された令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算等を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

一般質問にもありましたけれども、合議によるというふうにされていましたが、今回は1人で行いました関係で、その点ご了承ください。

それでは、1ページから意見書としてありますので、読み上げて報告させていただきます。

令和元年度下郷町各会計決算審査意見書。Ⅰ、審査の方針。次の諸点に主眼を置き、歳入歳出決算書及び証書類、関係帳簿等の照合審査をするとともに、関係資料の提出や関係者の説明を聞きながら慎重に審査しました。

- 1、決算の計数は正確であるか。
- 2、予算は議決の趣旨に沿って適正に執行されているか。
- 3、会計経理事務は関係法規にのっとり適正に処理されているか。
- 4、財産の取得・管理及び処分は適正に行われているか。

Ⅱ番、審査対象の会計。

- 1、令和元年度下郷町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和元年度下郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和元年度下郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和元年度下郷町介護保険特別会計歳入歳出決算。
- 5、令和元年度下郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

Ⅲ、審査の期間。令和2年7月14日から8月31日まで行いました。

審査の結果でございます。まず、1番の決算の概要から、（1）、歳入歳出の状況。令和元年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおりでございます。総合計額は歳入で70億7,562万7,000円、括弧の中は省略させていただきます。歳出65億9,047万7,000円で、前年度決算額に比べ歳入は2億392万7,000円の増加、歳出も1億8,209万9,000円増加しており、歳入歳出差引き4億8,515万円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金 4 億 8,515 万円から繰越財源 6,357 万 7,000 円と前年度の実質剰余金 4 億 5,968 万 2,000 円を差し引いた単年度収支は 3,810 万 9,000 円の赤字になっております。

表の中身は黙読してほしいと思います。

(2)、一般会計の決算状況。令和元年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入 50 億 4,618 万円、歳出 47 億 1,219 万 8,000 円で、歳入歳出差引き 3 億 3,398 万 2,000 円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金 3 億 3,398 万 2,000 円から繰越財源 6,357 万 7,000 円と前年度の実質剰余金 3 億 4,806 万 8,000 円を差し引いた単年度収支額は 7,766 万 3,000 円の赤字になっております。

次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の「表 4 歳入・歳出の款別状況」のとおりでございます。

(イ)、歳入。歳入決算額は 50 億 4,618 万円で、前年度に比べ 1 億 9,916 万 3,000 円増加し、予算現額に対する執行率は 94.3% となっております。前年度に比べ町税は 2,042 万 7,000 円の減収となっております。地方消費税交付金や自動車取得税交付金は減少しましたが、地方譲与税が 575 万 8,000 円増加、地方交付税が 5,483 万 3,000 円増加し、経常収支比率が改善する一因となりました。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金が前年度比 6,522 万 1,000 円の増加で、冷房設備対応臨時特別交付金が 1,396 万 9,000 円の増加などにより、全体で 1 億 735 万 9,000 円の増加となりました。寄附金は、ふるさと納税等の増加により 209 万円の増加、繰入金は、基金等繰入金の減少により 9,794 万円減少しております。県支出金は、森林環境交付金が 1,000 万円の減少、中山間地域所得向上支援事業補助金が 864 万 5,000 円の減少など、全体で 3,810 万 8,000 円の減少となりました。

(ロ)、歳出。歳出決算額は 47 億 1,219 万 8,000 円で、前年度に比べ 2 億 1,688 万 9,000 円増加し、予算現額に対する執行率は 88% となっております。前年度に比べ農林水産業費は、森林環境交付金事業や林道等維持補修工事の減などにより 6,205 万 4,000 円の減少になりました。商工費は、観光情報配信システム修繕料や湯野上駐車場改修工事の減などにより 1,841 万 3,000 円の減少、消防費は、広域市町村圏組合負担金の増などにより 5,287 万 1,000 円の増加、教育費については、小中学校エアコン設置事業の増により 8,683 万 7,000 円の増加になりました。災害復旧費につきましては、主として台風 19 号により災害復旧事業費の増で 1 億 594 万 8,000 円の増加、公債費は、過疎対策事業債元利償還金の増により 2,598 万 7,000 円の増加となっております。

(3)、特別会計の決算状況。国民健康保険特別会計等 5 つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で 20 億 2,944 万 7,000 円、歳出で 18 億 7,827 万 9,000 円で、特別会計全体を前年度と比較しますと、歳入が 476 万 4,000 円増収し、歳出が 3,479 万円減少しております。

各特別会計の決算状況の概要は、次のとおりでございます。

①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表 5—1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入が前年度比 1.5%、

1,240万9,000円、歳出が5.3%、4,091万8,000円それぞれ減少しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移でございますけれども、次の「表5—2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりでございます。令和元年度中は36人の減少となりました。

国民健康保険税収入の推移につきましては、次の「表5—3 国民健康保険税収入の状況」のとおりでございます。令和元年度末の収入未済額は7,264万3,000円となり、前年より229万2,000円改善されております。

②、後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表5—4 後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりでございます。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の「表5—5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。令和元年度中は29人の減少になりました。

後期高齢者医療保険料収入の推移につきましては、次の「表5—6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計でございます。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表5—7 介護保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比3.0%、2,722万6,000円、歳出が1.9%、1,581万4,000円それぞれ増加しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の「表5—8 介護保険料収入の状況」のとおりであります。収入済額は1億6,085万6,000円、収納率は95.1%となりました。収入未済額は昨年度より115万6,000円増加し、820万円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれますことから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④、簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の「表5—9 簡易水道事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比4.7%、976万8,000円、歳出が4.7%、959万3,000円それぞれ減少しております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては、「表5—10 簡易水道使用料の収納状況」のとおりでございます。収入未済額は、現年分と滞納繰越分を合わせて7,501万円となり、前年度と比較して140万1,000円増加しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況でございます。次の「表5—11 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりであります。年度末における公債費の残高は10億6,512万3,000円と、前年度より1億874万5,000円減少しております。

⑤、農業集落排水事業特別会計。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の「表5—12 農業集落排水事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入歳出それぞれが前年度比9.3%、264万2,000円減少しております。これは、農業集落排水処理施設改修工事や委託料が発生しなかったため、減少となりました。

農業集落排水使用料の収納状況につきましては、「表5—13 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業関係公債費の状況は、次の「表5—14 農業集落排水事業関係公債

費の状況」のとおりでございます。前年度における公債費残高は5,985万2,000円と、前年度よりも615万7,000円減少しました。

財政の運営状況。財政運営の状況を示す基本的指標の一つである経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は、次のとおりでございます。

(1)、経常一般財源の状況。令和元年度における経常一般財源の収入額は、次の「表6 経常一般財源の推移」に示すとおり総額28億7,614万円で、前年度よりも4,238万1,000円増収しております。

(2)、歳出の性質別状況。歳出決算額を経費の性質別に区分しますと、次の「表7 性質別決算額の状況」のとおりであります。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費32.6%、投資的経費21.2%、その他の経費46.2%となっております。

義務的経費の決算額は15億3,638万1,000円となり、前年度に比べ858万9,000円増加しております。主なものとしましては、人件費の決算額は、職員の退職などにより2,889万2,000円減の7億6,298万9,000円、公債費の決算額は、過疎対策事業債元利償還金の増などにより2,598万7,000円増の4億3,659万円となっております。投資的経費の決算額は9億9,879万9,000円となり、前年度に比べ1億6,208万6,000円増加して、主なものとしまして、普通建設事業費の決算額は5,613万8,000円増となり、要因としまして公営住宅建替事業が7,332万3,000円の増などがありました。その他の経費の決算額は21億7,701万8,000円となり、前年度に比べ4,621万4,000円増加しております。主なものとしまして、補助費の決算額は、南会津地方広域市町村圏組合負担金が7,169万8,000円増加しております。

(3)、実質公債費比率の状況。実質公債費に関する状況は、次の「表8 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。

令和元年度決算における実質公債費比率は6.3%となり、前年度に比較して0.6ポイント悪化しました。公債費の増大は財政硬直化の要因の一つであり、将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取組が望まれます。

用語の説明については省略いたします。

3、財産管理の状況。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は、適正に整備、管理されておりました。

令和元年度中の主な増減につきましては、次のとおりでございます。

(1)、建物。行政財産としまして、姫川団地C棟143.63平米、姫川団地D棟143.63平米、その他の施設としまして119.24平米が減になっております。普通財産、姫川団地2棟12戸、マイナスの841.68平米。

(2)、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表9—1 基金運用状況」のとおりでございます。

基金の総数は19であり、本年度の積立金は2億6,222万6,000円、取崩し額は4億9,530万円、差引き2億3,307万4,000円の減少となり、令和元年度末現在高は26億159万6,000円となっております。

また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表9—2 財政調整基金の推移」のとおりでございます。本年度末の残高は13億3,163万7,000円となっております。

(4)でございます。公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しました。内訳は、次の「表10 金融機関別内訳」のとおりでございます。

4番、財政指標。財政状況を示す財政の主な指標の推移は、次のとおりでございます。用語の説明につきましては省略いたします。

5番、総括意見。①、令和元年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

②番、歳計現金についても、関係諸帳簿及び現金、預金等を照合した結果、誤りはありませんでした。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入、歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。

⑤、予算執行及び経理事務は、適正に処理されておりました。

公共施設の維持管理についてでございます。本町の財政状況は、生産年齢人口が今後減少することに伴う税収の減少や高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加により、財政状況は一段と厳しくなるものと予想され、下郷町公共施設等総合管理計画によりますと、これは27年度なのですけれども、27年までの5年間における投資的経費の年間平均額、これは3億8,000万円であることに對して、今後40年間の年間平均14億8,000万円の費用が必要になることが試算されております。つまり、このままいくと今後40年間の維持管理をしていくためには年間11億円が不足することになると言われております。限られた財源の中で効率的な公共施設の維持管理及び運営を図っていく必要があります。

町税等の課税について。昨年の住民税の課税誤りがマスコミで取り上げられ、システム上の問題点を指摘したところでありますが、システムの変更は非常によかったのではないかと思います。新システムの立ち上げに当たっては、誰が担当しても間違わないようなシステムをつくっていただきたい、切に思うわけでございます。

次に、財政シミュレーションの作成についてでございます。昨年、「財政シミュレーションを作成して計画的な財政運営に活用していきたい」という回答をいただいておりますが、確認できておりません。将来に対する負担割合が大きくなることが予想されるため、ぜひとも将来を見据えた財政運営を行っていただきたい。

次に、水道料金についてでございます。水道料金において、利用者からの預り金である消費税の問題、消費税の取扱いについては、表示をすることになっております。特に事業者は、課税仕入れという問題が出てきます。公共料金であっても消費税の表示をするよう検討していただきたいと存じます。

それと、育英貸付資金。育英貸付資金については、5人の滞納者が現在おります。金額で123万3,000円と少額ではございますけれども、滞納となっております。また、行方不明者がこの中に3人、82万7,000円の滞納があります。早急な対応をお願いいたします。

次に、滞納者の新築住宅への再入居。長期滞納者が退去したことについては、ようやく解決の糸口が見えてまいりました。反面、滞納入居者が再度新築住宅へ再入居している状況にあります。法律では確かに入居を優先させるということになっておりますが、法の趣旨を尊重していただき、公営住宅入居基準の見直しをお願いするものでございます。

以上、厳しい財政状況の中、町税等の自主財源の確保など安定した財源の確保に努め、引き続き事業の効率化、重点化を図り、本町の目指す未来創生交流のまちを実現するため、第6次下郷町総合計画に定められた各種施策を推進し、住民福祉の向上と安全、安心な町づくりにより一層の努力を期待するものであります。

参考のために滞納状況について書いてありますけれども、後でお読みください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は、決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対し求めるもので、ご了承願います。

ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 質問させていただきます。

私、事務報告書のほうから質問させていただきたいと思います。事務報告書の16ページ、4、定住、2地域居住に関することというふうにあるのですが、昨年度これ5回ほど開催していて、あったのですが、今回は2回、その回数が減ったことと、ちょっとこの内容のほう分かれば教えていただきたいと思います。

次に、22ページ、歴史的風致維持向上計画策定準備事業とあるのですが、ちょっとこの内容が分からないので、教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

次が44ページ、税務に関する事務なのですが、こちらで町民税、個人、前年度対比100.2というふうにあるのですが、47ページを見ますと、前年度対比、一番下、99とあるのですが、この違いは何なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

次に、65ページ、消防、防災に関する事務で、消防団員、私もまだ消防を現役でやっておりますが、306名、この中で役場職員は何名ほどいらっしゃるのか。また、現在の平均年齢42.9歳となっておりますが、役場職員のほうで42.9歳以下で消防団員に加入していない職員、人数分かれば教えていただきたいと思います。

次に、72ページ、防犯に関する事務で、毎年町のほうでもLED防犯灯補助されています。何年も続いておりますが、コミュニティ助成のほうでも防犯灯のほう設置しています。これがどのぐらいの地区で設置してあるのか、分かれば教えていただきたいと思います。まだ設置していない地区があればとか、大体この地区は終わっているのだというの分かれば教えていただきたいと思います。

続きまして、83ページ、こちらの（10）番、下郷町高齢者ふれあい事業、こちら利用施設、湯野上温泉の民宿、旅館と20施設となっておりますが、昨年度たしか22施設だったのですが、2つほど減っております。その減ったところ、教えていただけるのであれ

ば教えていただきたいと思います。

次に、102ページ、介護予防生活支援サービス事業なのですが、ちょっと私勉強不足で申し訳ありません。訪問型サービス（みなし）とその下の訪問型サービス（独自）、このみなしと独自の違いだけ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あとは、意見書のほうから、16ページ、総括意見書の中の町税等の課税、昨年度町税等のミスありまして、ここにシステムの変更はよかったのではないかと、システム変更立ち上げに当たっては、新しい、誰でも間違わないようなシステムをつくっていただきたいとあるのですが、これは昨年度やはりそのシステムというか、課税ミスがあって、システムの変更をするのか、それとも当初からこういうふうな計画があったのか、その辺の内容だけちょっとお聞かせ願います。

それと、育英貸付資金なのですが、5名の滞納者、それでまた行方不明者が3名とあるのですが、行方不明者といっても多分町内の学生が借りたもので、実家なり親御さんなりはいると思うのですが、その辺の回収なり、親のほうの連絡なりは取っていなかったのか、その辺の内容をお聞かせ願いたいと思います。

その後ろ、18ページ、保育料、これ昨年も何かあったのですが、滞納なのかな。残っている分、こちら何名ぐらいの人が滞納しているのか。それで、この滞納に関して徴収等の連絡だったりというのは行っていたのかどうか、お聞かせください。

水道料なのですが、ちょっと水道料の滞納も上がっている、その辺の要因分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） おはようございます。2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ページが16ページになってございます。下のほうに、段にあります定住、2地域居住に関する事とということで、令和元年度につきましては2回のイベントの参加、また相談対応ということで実施させていただきました。ご質問のありますとおり、平成30年度につきましては、以前の事務報告書でございますが、5回ほど参加させていただいたところでございます。この5回の中で内容的に申しますと、以前の30年度につきましては会津振興局の主催のもの、または福島県的主催のもの、または全国の組織の主催のものがいずれも交ざっておりまして、また南会津地方振興局の主催のものと、それぞれ内容が変わってございます。31年、令和元年度につきましては、会津振興局なり福島県の主催のものに、大変こういう言い方は申し訳ないのですが、誘われなかったものから、南会津地方振興局のをメインに参加させていただいたところでありまして、これは、ブースの関係もありまして、県の予算の関係もありますので、ご了承いただきたいと思っております。

ちなみに、7月28日には第3回の東北U・Iターン大相談会ということで東京交通会館となっておりますが、こちらは主催が国のほうで、ふるさと回帰支援センター、これ

NPO法人になっております。ふるさと回帰支援センターというところの主権になっておりまして、総合政策課から2名ほど参加させていただきました。相談件数が4件ということで、地方の暮らしやすさなり町の事業なりご説明させていただいたというような内容になっております。10月4日、こちらが南会津のU・Iターンセミナーということで、こちらも東京交通会館となっております。こちらは、南会津振興局の主権になっております。南会津のブースをつくりまして、こちらも同じくUターン、地域との交流を深めて移住対策につなげるということでお話をさせていただいたところでございます。そういったことで、回数につきましては昨年度はちょっと少なくなっているというような実情でございます。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。ご質問がございました町の特別な企画というところのまず1のところに歴史的風致維持向上計画策定事業ということでございます。こちらは、いわゆる歴史まちづくり法、こちらが平成20年に施行されております。正式には地域における歴史的風致の維持向上に関する法律というような内容になっておりまして、歴史的風致というような意味合いになっておりますが、この意味合いが、ちょっと文章を読ませていただきますと、その地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地の環境というような表現になっておりまして、下郷にはご存じのとおりの大内宿伝建地区、中ノ沢の観音堂の重要文化財、また中山風穴、塔のへつりの天然記念物それぞれでございます。これらを町の歴史的風致、また営みとして計画を策定することによりまして国の認定を受けますと、それぞれの交付金なり、例えば社会資本整備の総合交付金なり交付が受けられる、または支援が拡大されるというような内容になってございます。事業名といたしましては、全国の大会のほうに出席させていただいた旅費などが載っておりますが、こちらは計画のノウハウや他市町村の事前情報の調査ということでよろしくお願ひしたいと思います。現在のところ、全国で76地区の自治体が計画の認定となっているようでございます。

令和元年度につきましては、8月に庁舎内におきまして歴史まちづくり推進プロジェクトチームの会議を開かせていただきました。県庁の土木部や南会津の建設事務所から講師を招きまして、庁舎内の担当者と勉強会、意見交換という形で1回行わせていただいたところでございます。

なお、計画の認定に当たりましては、国交省、また文化庁、また農水省ということでそれぞれの認定が必要になってまいります。計画を策定しまして、いわゆる法定協議会というものも必要になってきます。その中での計画の立案、策定いたしまして、最終的には国との協議という形で、結構内容的には期間がかかるというような状態になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、72ページのLEDの関係のお話がございます。いわゆるコミュニティ助成、宝くじ助成とも言われておりますが、こちらにつきましては若干16ページのところにお開きいただきたいと思います。事業費がかかるものにつきましては、コミュニティ助成ということで防犯灯の整備を促進させていただいているところでございます。元年度に

つきましては檜原地区の事業経費がそれぞれ載っておりますので、御覧いただきたいと思いますが、以前の計画というお問合せでございますが、今手元の資料で申し訳ないですが、30年度につきましては倉村地区が28基整備しています。29年度につきましては湯野上地区、こちらが17基整備しております。遡りまして28年度につきましては弥五島地区が6基整備しております。もうちょっといきますが、27年度につきましては姫川地区が39基でございます。飛びまして25年度につきましては刈林区が20基ということでございます。今後また地区のご要望をいただきながら、あれば進めていきたいと思いますが、区からの要望が町に上がりまして、町から区の事業化となりますので、ちょっと複数年申請までかかるような手続になります。2年になるかとは思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後のほうに質問がございましたシステムの改変の関係でございますが、ちなみにこちらはページの33ページをちょっとお開きいただきたいと思ひます。こちらにつきましては、次期システム移行ということで4番になっておりますが、ただいま今ほどありましたように、基幹系、情報系のシステムの構築事業ということで、令和元年度に実施した会議または流れがこちらに記載されてございます。主に今まで例年5年に1度見直しを図ってきたところでございますが、今回も令和3年3月に満了するというところで、業者さんから企画提案を受けた中でプロポーザルを実施したというような中身で、そのような更新となっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

なお、令和2年度、本年度につきましても各システム連絡会、各担当者と連絡を密にしまして、ただいま業務の引継ぎまたはシステムの勉強会、ワーキングというのですが、このようなものを実施させていただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

まず、83ページの下郷町高齢者ふれあい交流事業の利用施設の数が2つ減ったということでございますが、こちらはただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べましてお知らせしたいと思ひます。

また、102ページの10番、介護予防生活支援サービス事業、こちらのみなしと独自の違いということでございますが、こちらにつきましては国の制度改正がございまして、介護予防・日常生活支援総合事業の制度施行に当たりまして、制度施行前の要支援1、2の方の介護予防給付事業の一部、介護予防訪問介護、ホームヘルパーサービスと介護予防通所介護、デイサービスでございますが、国の介護保険制度の給付から市町村が地域の実情に合わせた取組、サービスを独自に決める実施主体となる総合事業、地域支援事業へ移行されることになってございますが、中身的にはサービス自体は同じでございますが、事業の組替えという形になります。該当する事業者につきましては、制度を改正された総合事業の指定を新たに取得する必要がございまして、この移行手続を、指定手続事務を省略、円滑に行うための措置がみなし指定ということで、こちらが平成30年3月までのものがみなしのサービスと、それで30年の4月以降という形で独自に指定しま

すのが独自という形になりまして、既にこちらのほうに全てだんだん移行するという内容になってございます。

あと、保育料につきましては、滞納者につきましては11名でございます。それで、こちらにつきましては、例えば児童手当支給の際に納付相談をしながら、こちらにつきましては納入の交渉をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 2番、小椋淑孝議員の質問にお答えします。

44ページ、税務に関する事務、それから47ページ、町民税納付義務者業種別所得割額調べということで、こちらの合計、税額等の令和元年の町民税の個人の分の違いということでございましたが、こちらにつきましては、44ページにつきましては年度の最終調定の金額が上がってございます。47ページにおきましては、こちらは当初課税と申しまして、5月、6月に切符を送る際に調定が当初固まります、4期までの分。普通徴収に対しては4期、それから給与所得者につきましては来年の5月までということの金額が固まったときに調書として県のほうに上げる資料の1ページでございます。ですので、当初と最終的な調定の金額ということで金額が違ってきております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、事務報告書の65ページの消防、防災に関する事務で、消防団員に役場職員が何人いるか、あと平均42.9歳の職員が何人いるかということでございますけれども、これ後ほど調べまして報告申し上げたいと思います。

続いて、72ページのLED防犯灯設置補助金交付状況の件なのですけれども、この事業、平成28年から行ってまして、令和元年までで既設のLED化が422基、あと新規が4基ということで事業を実施しております。それで、38集落のうち25集落でこの事業を実施してまして、残り13集落あるわけなのですけれども、13集落のうち3集落、倉村、檜原、姫川についてはコミュニティ助成事業を使って行ってございまして、残り10集落がございまして、まず三ツ井、三ツ井につきましてはコミュニティ助成事業で一応令和3年への申請の準備をしているということでございます。あと、塩生、あと落合、小野、小出、沼尾、田代、大内についてはまだ実施されていません。そして、張平につきましてはコミュニティ事業を今年度実施しております。あと、芦ノ原についても今年度町のLED化の事業で10基ほど実施しております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

水道料の滞納額が前年度と比べて上がっているという意見書の18ページの件なのですけれども、水道使用料に関しましては27年度からの推移を見ていただきますと、年々減ってきていたわけではございますが、元年度につきましては、前年度比較しますと約100万円強増えているという実情でございます。これに関しましては、大きな要因が2つござ

いました。1つに関しましては、水道を使っている量が多い法人なのですけれども、こちら1件ありまして、昨年の台風19号による会津鉄道の通行止め等がございました。それとあと、今年度にも続いているお話なのですけれども、新型コロナウイルスによる宿泊客の激減に関しまして、その辺あって、なかなかその辺の収入が上がらず、使用料が払えないということで金額が上がったものが1つと、もう一件が個人になるのですけれども、水道使用料に関しましては冬期間、12月から5月までの間、積雪等の部分を考慮しまして水道メーターの検針というのは行っておらず、冬期間の認定を行って使用料をいただいているというシステムなのですけれども、その冬期間の間で相当量の漏水と思われる水量が上がったお宅がございました。これに関しましては、その後、業者もしくは職員等が伺って、それに関する調査等をしたのですけれども、原因たるものが全く不明というものでありました。こちらの分がかなりの高額であったということから、なかなかそれが支払えていないということで滞納という形になったものでございます。2点大きな要因として挙げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

育英資金貸付金の滞納者につきましては、現在5名の滞納者がおり、123万3,000円が滞納となっております。うち3名が行方不明で、82万7,000円となっておりますが、この3名につきましては、家族の方あるいは連帯保証人の方に相談と申しますか、話合いを行った経緯はございます。ただ、現実はなかなか返していただけないというのが現状でございます。

なお、今後も家族の方あるいは保証人の方等に話合いを行いまして、資金の返還を求めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 何点か再質問させていただきます。

事務報告書16ページ、回数が減ったのは分かりました。このUターン、Iターン相談会なのですが、Uターンであれば自分の家がこちらにあるから、帰ってこれる、そういうふうには捉えますが、Iターンであったり、移住者であったりしたときに、町の対応がなっていないければ、相談しても意味がない。その辺に関してどういうふうを考えてこういう相談会に行っているのか、その辺を1点お願いします。

あと、教育委員会、育英資金、今、次長が親だったり、連帯保証人だったり、これ当然のことですから、本人が行方不明になっても家族がいて、連帯保証人がいれば、早急にこういうのは対応しなければいけないと思います。ここに行方不明者が3人とかと書かれること自体がちょっとおかしいのではないかと私すごく思います。やはりこういうものは、貸してやった場合ですから、やはり返してもらうのが当然ですので、その辺の対応はしっかりしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えしたいと思います。

回数は減ったわけですが、内容につきましては当然下郷町のご案内、移住対策をいろいろお話しさせていただきますが、南会津地区、連携しながらブースつくってありますので、当然福島県、そして南会津、本町という形で、本町の施策も十分に説明させていただきながら、本町の住みやすさ、環境のよさ、そして行政的な支援という形でしっかりその辺は説明させていただきたいと思っておりますし、今後ともいろんな形で、これ以外にもご案内させていただきたいと思っておりますので、その辺をご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 2番、小椋議員の再質問にお答えいたします。

育英貸付資金につきましては、条例、そのほか法令等に照らしまして、早急に返還していただくよう早急に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それで、今代表監査委員から申出がありますので、代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 2番、小椋淑孝議員の育英資金の関係について、これの行方不明者という記載自体がおかしいと、そういう質問だったように感じましたので、お答えします。

行方不明であるから、行方不明と書いただけであって、本人がいるかどうかというのは二次的な問題ですから、これは訂正はいたしません。ただ、どうしても奨学金で行く場合には、恐らく家族といってもなかなかこれは回収できない。その辺を踏まえて私は行方不明者というふうに、本人だけのものも捉えて申し上げました。

それから、もう一つ、先ほど同じ総括意見の中で町税等の課税、そのシステムの関係ですか、これがいわゆる事件が起きた後か前かという話ありました。これは、昨年の決算監査にかかわらず、事件が起きてから、どうしてこういうシステムがミスが起こるのだということに主に検討してまいりました。ちょっと件数については分からないのですが、担当者が例えば税務署に回った資料、それからうちのほうでやった資料、それで合わないというリストが3,000件ぐらいあったというふうに記憶するのですが、それを単独で突合、これは3,000件という数字もさることながら、これを1人でやると、おのずとそれは結果は分かるだろう。つまりこれはシステムの問題ではなかろうかなという話で大分検討しました。そうしたところ、ちょうど5年の契約期間が切れるということで、それに合わせて業者の再選、これを検討してくれと、そういう話をしました。つまりこれは手作業で照合するなんていうことは、今のこのITの世の中で、めったにないことで、それ自体がちょっと時代遅れなのではないかなということも考慮していただきたいということを申し上げました。今その選定作業入っているようでございます。どういうふうになるか分かりませんが、そういう意味で今後そういった間違いがないようにシステム自体をはっきりさせてもらいたい、そういう思いでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 質問というか、今代表監査委員からお聞きしたとおり、何千件という数字、ちょっと私もびっくりしましたが、その辺やはり指摘して、町のほうではその辺を確かに考慮しながら、ミスのないようにやはりやっていかないといけないと思いますので、職員の皆さん大変だと思いますが、今後よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小玉智和君） これで小椋淑孝君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。（午前11時15分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時25分）

始まる前に、発言者並びに答弁者はマスクを外しての発言を許可いたします。

先ほどの2番、小椋淑孝君の消防関係での質問に町民課長より発言を求められておりますので、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、先ほどの2番、小椋議員さんの消防関係のご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、役場職員で消防団員に入っているのは何人かということでございますが、35名の職員が消防団に入っております。

もう一点、あと平均42.9歳以下の職員で消防団に加入していない者なのですけれども、これは14人おります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ありがとうございます。下郷町役場職員、間違いなく、出張とかもありますが、町にいる機会が多い。一般の消防団員ですと、他町村に仕事に行かれる方も多々いらっしゃると思います。なるべくであれば職員の皆様には、大変かもしれませんが、平均年齢42.9歳、43歳以下の職員の方、消防団に入っていただければうれしいなと思うので、そういう推奨もしていただければと思います。

また、機能別消防団員という募集をかけて、たしか今年度からだったと思うのですが、分かれば人数だけでも教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、今年度から始まりました機能別団員なのですけれども、今現在35名おります。まず、第1分団が5名、第2分団が16名、第3分団が14名になっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、それでいいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 3つご質問いたします。

1つは、薄い冊子のほうになります。意見書からです。ページ数でいきますと、16になるかと思えます。具体的に16、下の段に財政シミュレーションの作成についての中で、総括意見でご指摘されていると。昨年度、活用していきたいと回答いただいているが、その形跡と申しますか、そのシミュレーションの部分がないようだというご報告だと思えます。私も改めてシミュレーションという言葉、勉強不足で聞きましたけれども、ほかのいろいろ情報を取り寄せますと、それなりに各町村やっというふうには私は資料から見えてきました。なぜ確認できなかったのかというか、実際は頭の中にあっても文字化されていないということだと思えます。どのようなシミュレーションをこれからつくろうとしていたのかをまず伺いたいと思えます。

あとは、それが総合計画に実は載っていない、言葉は悪いのですけれども、でもそこは載せる部分ではなかったのか、それもお尋ねします。

2つ目、これは事務報告になります。27から8ページ、ふるさと納税、昨年度と申しますか、令和元年、有効に取崩しされて、160万円ですか、教育のために使われて、大変うれしいことだなというふうに思っております。これは、広報等でも何か記事として載ったように思えます。後ろのほうに事業費内訳とありました。私もいろいろ計算はしまして、報償費として返礼品になるわけですね。ここは、まさに3割を守られているのかなというふうに思えます。そこにプラスして宅配料がかかるのですね。これはしょうがないことです。宅配料込みではないわけで、これがかなり思ったより大きい。これらを含めると1件につき40%ぐらいになるのか。この辺、私の、出ている数字でのデータなので、教えていただきたいと。

それから、委託料として90万円かかっております。これ実は私議員になって2年目でしたか、視察研修をさせてもらって、北海道へ。大体似たようなポータルサイト、ふるさと納税についてのプロのプログラミングがホームページになるわけですね。そこでいくと、大体50万円ぐらいは頭に入れておいてくださいと、委託料として、更新も含めて。ただ、こちらはかなり、それに倍に近い90万円ということで、これは毎年取られるようになるのか、1年置きなのか、この辺の内訳もちょっと教えてください。

それから、私実際に該当のあれではないのですけれども、子育て、地域、4つの領域で寄附額を指定しているようですね。4つだと思うのですけれども、これおまかせの部分は全くひっくるめてなのか、4つ、そのほかにも項目あるのか、これも確認したいと思えます。

3つ目の大きな質問です。29ページ、空き家対策、これは一般質問で私もさせていただきましたこと、関連ありますので、再度質問を申したいと思えます。この僅か1ページの中に見える限りでは、空き家の効果的利活用の部分が非常にクローズアップしているのですけれども、対策協議会の中で空き家の解体については話題にはならなかったのかということ。もう一つは、空き家バンク事業について、153名に回答、実態調査をしていると。このような回答件数であると。実はこれ私たちというか、各地区の区長さんをはじめいろんな方々、実態は分からないのですよね。例えば塩生地区は、では何通ぐらい出され

たのか。空き家の方々ですよと言われればそれまでなのですけれども、何件件数として出されて、どんな回答だったというのを、個人情報ですので、どう扱われるか分かりませんけれども、教えていただけることはあるのか、この点お聞きします。

以上、3点です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、私からは財政シミュレーションの関係でお答えを申し上げたいと思います。

この財政シミュレーションにつきましては、議員おただしのとおり、これからの財政運営、ますます厳しいものとなっていくことが予想される中で、大変重要なものになってくると思われます。今、今回ご指摘いただきましたように、財政シミュレーション、財政見通し、こちら、ただいま現在ペーパーで作成したものはまだ作成してございませんでした。それで、この財政シミュレーション、今後の財政状況を把握する上で非常に大きなウエートを占めると思われるものが公共施設総合管理計画に基づきまして、現在、令和2年度、その個別施設計画を策定している途中でございます。こちら公共施設の維持管理に要する経費、多額になってくるものと思われますので、こちら個別施設計画の策定と併せまして、今後の財政の見通し、こちらを含めましたシミュレーションにつきましては作成してまいりたいと、そのような形で今後健全財政の堅持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、玉川邦夫議員の質問にお答えしたいと思います。

ご質問されている部分の28ページと29ページ、ちょうど開いたところになりますが、まずふるさと納税につきまして、事業費の関係でございます。報償費が185万4,720円、返礼品となっております。こちらは返礼品、いわゆる3割の返礼品の金額でございます。おっしゃるとおりです。若干端数が出ておりますが、昨年途中で消費税の関係があり、若干変わっている部分がございます。また年度末の3月末におきましては、3月31日まで納入した、寄附をいただいた分は当年度に上げるのですが、その2週間余りにつきましては次年度発送、要は4月の頭に若干ずれ込むことがありますので、そういった意味で掛け算しますと若干ずれている部分があります。これは、ちょっとご了承いただきたいと思えます。

あと、下の配送料につきましては、こちらはあくまで配送料でございます。委託料90万円ほどかかっておりますが、こちらは今さとふるという業者さん利用させていただきまして、ソフトバンク系列のポータルサイトでございます。こちらは、1件につき12%の委託料がかかっている状態となっております。また、さとふるに関しましては、今回の申込みの約9割ぐらいまではさとふるの申込みかなと考えております。あと、役場に直接お申込みの方もございまして、こちらが約1割というような内容となっております。経費につきましてはそのような形ですので、数が増えれば増えるほど委託料も増えると

いうふうな形になっております。これは業者の手数料ですので、サイトによってはパーセントが変わる業者さんもいらっしゃるかと思いますが、その辺はご了承いただきたいというふうに考えております。

また、続きまして空き家の解体に関するご質問でございますが、昨年度、空き家対策の協議会ということで開催させていただいたところです。構成につきましては、町長はじめ、議会代表の方ということで2名ご出席いただいております。こちらは、総務文教並びに産業厚生それぞれの委員長さんになっております。また、各種団体の長、役場職員の担当課長ということでございまして、12月の暮れになってしまいましたが、内容については御覧のとおりとなっております。空き家バンク事業、真ん中にありますが、今年から既に開始しております。また、各種助成事業ということで、空き家の除却またはリフォームまたは取得について案を提示しまして、いろんなご意見をいただいたところでございます。

なお、今年度、国の補助事業も何とか該当する部分もあるのではないかとということで、今県と協議も進めさせていただいておりますので、今後いろんな形でまた協議会を開催して、ご説明させていただきたいというふうに考えてございます。

また、その下の利用の実態調査ということでございまして、空き家330件ほどあるのですが、調査しましたところ、空き家を活用したいというような、空き家バンクになりますが、いう方に直接意見のアンケートという形で153件ほど送りました。回答者が57名ということで少なかったのですが、うち登録意向ありということで9名になっております。本年度空き家バンク若干スタートしておりますが、加えて申しますと、現在空き家バンクに登録者が6件ほどございます。また、利用する場合も登録が必要になっておりまして、こちらは12名の方が登録されております。県内の方が半分ぐらい、また県外の方が半分ぐらいということで、既に12件ほどの内見という形で物件を御覧になっていただいております。また、今1件ほど交渉中ということで、内見より進んだ状態の物件が1件あるという形でございます。

また、空き家情報につきましては、空き家の計画がございまして、そこにアンケート調査の実態も上がっておりますので、後ほど私のほうに来ていただければ、計画ですから、お渡しするのはできますので、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あと、最初の質問に総合計画に財政シミュレーションという形のお話もございましたが、あくまで6次の振興計画ということは、以前もそうなのですが、町の指針を示す総合的な計画でございますので、町民の皆様、またいろんな各種団体の皆様の思いやご意見を取り入れた計画というような部分になっておりますので、財政の部分は今回のところ載っていないという状況になっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

27ページお開きいただきたいと思ひます。年度別寄附額並びにその目的別ということで、子育て、地域資源の活用、教育・文化、おまかせというのがありますが、本当にこのおまかせの部分は何に使ってもいいですよというような表記になっておりますので、

特に目的を示してはございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 2つ再質問させていただきます。ありがとうございます。

ふるさと納税の、これは後で。令和元年、黒板導入等ありまして、教育関係、今年度は何かあるかどうか、その1点と、あとはシミュレーションの件、本当に執行部のほうご努力されて、自主財源、いわゆる財政力が0.38、ずっと私も長く見ていると、大体この横ばいでいっているのですね。これ本当は1ぐらいに近づけばいいのでしょうか、それは無理な話ですけども、そこを維持しているというのは大変すばらしいなと感心申し上げます。これランクづけでいくと、私もちょっと見ました。福島県でも二十何位ぐらいに入って、会津平ではベストフォーぐらいに入っているという。財政豊かというわけではないのですけれども、そのバランス、自主財政といろいろなもの、交付税も含めて非常にバランスよく使われているなということですので、ぜひこのシミュレーション、今までは過去のもの比べるというものはあるのです、増減。これを、シミュレーションですから、3年とか5年という、そういうシミュレーションの中で、ここは自粛しなければならぬ、ここは少しこういう方向に検討していこうと、そういう構想も町づくりにあるわけで、ぜひ、何年になるか分かりませんが、四、五年のスパンの中でやはりシミュレーションをしたものをひとつお示しいただけると、財政厳しい中で頑張っている姿が見えるかなと、そういうふうには思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、お答えを申し上げます。

財政シミュレーションにつきましては、先ほどご答弁させていただきました内容でこれから策定に向けて努力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

あともう一つ、ふるさと納税関係でご質問いただきました。令和2年度につきましては電子黒板の整備事業ということで当初予算のほうで計上してございますので、なおよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

○6番（玉川邦夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで、玉川邦夫君の質問を終わります。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） まず、報告書の中の9ページ、選管のところと、あと149ページ、教育委員会関係の部分なのですが、今年選挙のほうは、3回選挙があったのですよね、昨年。衆議院、県会議員、我々一般ということであったはずなのですが、選管の活動報告というのは毎年出ていないのかな。こういうときって、例えば選管何回集まったとか、どういう話ししたとか、何かそういう報告というのはやっぱりあったほ

うがいいのではないかなというのを1点感じました。それから、その辺どうなのか、お伺いします。

あと、149ページのやはり教育委員会とか、校長会とか、教育に関する会議もなされていると思うのですが、そういった報告が一切なく、我々も総務文教常任委員とはいえ、そういったところを細かく伺うこともほとんどないのですけれども、そういった関連事業というのはどういう形で何回ぐらい行われているのかという点です。

あとは、18ページ、下の段の福島県地域創生総合支援事業の中の2つ目に湯野上温泉駅前擁壁設計事業とあるのですけれども、これは場所を具体的に教えていただきたいのと、今回設計事業なのですけれども、これって実施に至っているのかどうか、確認させていただきます。

それとあと、もう一つが51ページの納税に関する組合の件なのですけれども、組合、たしか昨年解散に至っておりますよね。昨年だと、この中に解散していることというのは一筆入れるべきなのかどうか、その辺どうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

それとあと、78ページ、9ページで、私いわゆるちょっと分からない部分が、言葉の上で、障害者自立支援医療、その中の更生医療と精神障害者通院医療、この認定数もそれぞれ違うのですけれども、これってどういう、具体的にこういうのはこっちだよというようなの、もし教えていただければお願いしたいと思います。

それからあと、105ページ、下郷町地域包括支援センターに関する事務で、この中で、決算の中で金額は出てはいるのですけれども、具体的に包括支援事業の中の人数とか金額は出ているのですけれども、財源の内訳というのは、できれば載せていただきたいと思うのですが、その点分かればよろしく願いいたします。

それと、最後に154ページ、やっぱり教育委員会の件なのですけれども、学校保健に関する事務の中で生徒児童に対しての給付額があるのですが、去年は46件、4万7,268円、それが元年度は、今年度は33件なのですが、金額が14万五千何がしとなっているのです。これというのは支給される疾病とか、けがとか、そういったところなのかとは思いますが、件数が少なく、かなり金額が大きいというのは何かあったのかなとちょっと思ってしまったのですが、その点ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、私からは選挙に関する事務についてお答えを申し上げます。

事務報告書の9ページに関しまして、昨年度、令和元年度の選挙の執行につきまして、議員おただしのとおり、3回の選挙が執行されたところでございます。参議院議員の通常選挙、福島県議会議員の一般選挙、そして下郷町議会議員一般選挙ということで3回の選挙が執行されたところでございます。

議員おただしの選挙管理委員会の開催状況についての件ですが、選挙管理委員会につきましては年4回、こちらは定時的に会議を開催していただいております。そのほか

選挙執行時には複数回、選挙管理委員会をお願いしているところでございますが、そちらの開催状況についての事務報告書への記載等につきましては、今ほどのお話を選挙管理委員会のほうでお話を申し上げ、来年からの事務報告書に記載できるものにつきましては記載していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） それでは、4番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、教育委員会の事務報告書に関してですが、校長会や教育委員会の定例会について事務報告書に掲載されていないというご指摘でございます。その前に、校長会につきましては原則としては各学期ごとに最低1回は実施しております。そのほか臨時の校長会を含めると、去年は5回から6回ほどあったと認識しております。それから、教育委員会の定例会につきましては、これは定められておりますので、毎月開催しております。そのほかにも臨時の会議を行いまして、去年は13回定例会を行っております。その記載がないということのご質問に関しては、これまでも記載をしてきましたでしたが、今後改めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、事務報告書の154ページ、学校保健に関する事務につきましてですが、昨年と比べて件数が減っているのに医療費給付額が大きくなっているという件でございますが、これは基本的には18歳までは医療費が無料となっておりますので、医療費となっております、実際は見舞金的な性格になるかと思っております。けがの程度や内容によりましてかなり個人的にも見舞金、給付金、医療費の給付額が変わってくることから、一概には件数が少なくなったからというよりは、各けがの状況によってこの金額は変わってくるかと思っております。なお、具体的に個別のものにつきましては、後ほど調べてご報告申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 4番、山名田議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、78ページの障害者自立支援医療（更生医療）給付事業でございますが、こちらにつきましては身体障害者手帳を持つ方、この方につきまして障害を除去するための、あるいは軽減をするための必要な手術等でございます。こちらの医療費の自己負担を助成する制度でございます。

続きまして、79ページ、障害者自立支援医療（精神障害者通院医療）でございますが、こちらは障害手帳所持者でなくとも、医師の診断書で認定されれば、県が通院費を助成するものでございます。

あと、105ページ、地域包括支援センターでございますが、こちらにつきまして財源内訳というご指摘でございますが、もちろんこちらにつきましても介護保険事業の中に組み込まれておりますので、財源的なものは、多分ご承知だと思うのですが、国のほうからの国庫補助が、あと支払基金、あと県、あと町、あと保険料という形で介護保険事業を運営するようになっておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。また、財源内訳につきましては今後検討させていただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思います。よろしくご協力をお願いします。

続きまして、税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいま4番の山名田議員のご質問にお答えいたします。

51ページ、こちらですが、納税組合、昨年度で解散ということで、確かに12月に決算の総会を行いまして、各組合につきましては3月31日までに解散届ということを出していただきということで解散しております。こちらのほうの51ページにつきましては、11番、12番につきましては来年の事務報告書には当然載ってこないということでございますので、こちら最後の記載ということになりますので、こちら表でご理解いただきたいということでお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

18ページをお開きいただきたいと思います。2番に県の地域創生総合支援事業ということでサポート事業を記載してございます。昨年度につきましては、湯野上温泉の駅前の整備事業ということで紅葉、ドウダンツツジの植栽並びに整地作業ということで、その下に駅前の擁壁設計の事業ということでございます。並びに観光循環バスと3本合わせて75%の県補助をいただいたところでございますが、擁壁に関しましては、ちょうど湯野上温泉駅前広場がございます、今会津鉄道の作業委託されている会社の作業小屋が2つほどございますが、ちょうどあの直下のところが源次郎沢ということで大変土質が悪く、なおかつ安定しないというような場所がございます。湯野上駅前の整備につきましては、ここ近年、継続的にサポート事業を活用して行ってきたわけですが、昨年度は擁壁を整備することにより、敷地内の有効スペースの活用や観光者の安全確保の観点から擁壁の設計をさせていただいたところであります。今年度につきましては、擁壁の設計出来上がりましたが、広場の主に舗装になりますけれども、広場の設計ということで、過日、県のサポート事業の内諾、決定通知いただきましたので、今業者選定をして、これから進めるところでございます。そういった内容になっておりますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君、再質問ありますか。

○4番（山名田久美子君） ないです。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「休憩」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 0時00分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

議員の皆様にお知らせいたします。午前中の再質問で決算認定に関わること以外に及ぶ質問がありました。当案件は決算認定に関わる審議となりますので、ご注意いただくようよろしくお願いいたします。

それから、健康福祉課長、教育次長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員の高齢者ふれあい交流事業の施設数につきましてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

昨年の22施設から20施設ということで2つ減ったというところでございますが、こちらにつきましては湯野上温泉の山形屋さん、扇屋さんの2件となります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4番、山名田議員のご質問に再度お答えいたします。

事務報告書154ページになります。6番、学校保健に関する事務の中で、給付額が昨年より大きく伸びている要因についてご説明申し上げます。昨年ですが、中学校の男子生徒が走り高跳びの練習の際に左膝の下を骨折いたしまして、それに係る治療費、入院費、手術費等に係る金額が医療費の給付額としまして約10万円ほどかかりましたので、その分が主な要因でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかにご質問ありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 1点だけ回答いただきたいのですが、決算書170ページ、昨年もやったのですが、その中で（2）番の山林ということで、財産の関係なのですが、町の所有、分権、これは分収造林、ほかをお願いしてあるやつだと思うのですが、あとは所有は町で管理ということで、これだけの面積がございまして、その中で前年度は、立ち木の推定の蓄積量ですが、前回の30年度の決算では三角の734立方だったのですが、今年もまた649の減ということでございまして、そのほかに分権で1が増えているということでございますが、これは多分公有林野の整備の中で間伐等がされまして、その蓄積のものでマイナスになっていると思えますが、これらについてはただ面積が減ったということで処理していると思えますが、これが金銭的にはどういうふうな形になっているのか、農林課長にちょっと説明していただきたい。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま9番、湯田健二議員のご質問にお答えします。

ただいまの質問につきまして、資料のほう持ち合わせておりませんので、後ほどご回

答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 9番、いいですか。再質問。

○9番（湯田健二君） なし。

○議長（小玉智和君） それでは、9番、湯田健二君の質問を終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 事務報告書の113ページの地域子育て支援センターに関する事務についてですが、そして決算書を見ますと、決算書48ページの子育て支援センターの事業費なのですが、こちら1,000万円弱となっております。そして、こちらは何人体制でやっているのかと、あとこちらの施設、こちらの事業を使用している人数の平均人数などを教えていただければ教えていただきたいです。

あともう一点は、事務報告書の171ページの大内宿の駐車場の入り込み集計なのですが、こちらの町の収入や割合など教えていただければと思います。

あと、こちらだけなぜ指定管理ではないのかということもお聞きしたいです。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 1番、星議員のご質問にお答えしたいと思います。

113ページ、地域子育て支援センターに関することですが、こちらにつきましては2人体制で行っているところですが、また、平均利用数量ですが、こちら月に換算しますと大体54回ほどとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

事務報告書171ページの大内宿駐車場入り込み状況について、下郷町の収入はどれくらいというようなご質問にお答えします。令和元年度につきましては、大内宿駐車場の協力金という形で大内区のほうからいただいております。これは617万4,680円でございます。さらに、そのほかの収入といたしましては大内宿の駐車場の借地料、ほか展望借地料を含めますと全部で850万4,720円ということで、前々年度の対比にしまして48万5,000円の増加となっております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 大変申し訳ありません。星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

大内区の駐車場でございますが、指定管理になっておりまして、昨年は大内区という形で指定管理になっております。今年から財団になるということで、保存財団という形に移行しております。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 1番、再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 地域子育て支援センターに関する事務についてですが、月54回とあり

ましたが、54回の意味がちょっと分からなかったのですが。あと、人数をお聞きしたかったです。そしてあと、2人体制であるのであると……一度それお聞きしたいです。

あと、大内宿の入り込み数は了解しました。こちら料金改定とか料金と出ているのですが、こちらは契約している以上は条例では定めているのでしょうか、料金。協力金ですか。でしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 1番、星議員のご質問にお答えいたします。

回答、大変失礼いたしました。1日当たり人数ということで、5.45人という形で訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員の再質問にお答えいたします。

初めに、駐車場料金の改定でございますが、こちらは大内区のほうで決められた改定料金となっております。さらに、それに基づきまして、今8%を町のほうに収入していただいておりますが、これは協議をした上で、8%というような取決めを交わしておりますので、その金額として納めていただいております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 地域子育て支援センターに関する事務ですが、こちらは1日5.4人で年間1,000万円弱とありますが、こちらは費用に対しての効果はあるのか、どう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 1番、星議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、就学前の子供を持つ家庭に対しまして、育児相談、育児サロン、毎月の行事、保育体験を通し、育児不安の解消や遊びの知識、技術の提供ということで、こちらが地域子育て支援センターを設置することが義務づけられております。これにつきましても県等の補助もいただいておりますのでございます。中身につきましては、2名の人件費とその他、施設光熱費等々も含むものでございますが、ただこちら、その効果があるのかというご指摘でございますが、あくまでもそういった未入所児童につきましてもそういった機会を設けて、就学前の家庭に対して、そういった育児不安の解消や、そういったもの、情報提供、そういった遊び場の提供、そういったものを図っていく上では、こちらは必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、答弁漏れはありますか。

○1番（星和志君） ありません。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 何点かちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、空き家対策に関する事務の中で、29ページですか、空き家が全体で330戸、その調査ですか、これ。実態調査のあれが153名に送付したと書いてありますが、この数字の差というのは何なのでしょう。所有者がつかめなかったのかどうか分かりませんが、そこら辺も第1点です。

それで、もう一つは、あとは登録者数が、回答者57名に対して9名と、こうなっておりますが、あまりにも少ないというか、この数字だと、空き家バンクという制度がなっていないのではないですか。そもそも制度が。あと、各種助成事業も案ということで、ご検討されていますが、この中身についてはまだ決まったのかどうか分かりませんが、これで空き家対策の事業がこれからバンク制度はできるのですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、35ページの総合交通に関することですが、35ページです。すみません。また戻りますけれども、これ3,100万何がしの実際に会津乗合自動車株式会社に払っているわけですが、結果的に見ますと、スクールバスのような使い方のほうが多いのではないかと思うのです。これ地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保云々と書いてありますよね、実際には。その位置づけが、町民は全く乗らない。乗らないのか乗れないのか分かりませんが。要するに私ちょっと、私も前に担当していたのですけれども、見たことあるのですけれども、この時刻表を見ますと、遅くとも8時半、朝以降はバスないのです。全くないのです。そして、午後は3時か4時、3時半か3時、これも全くないのです。そうしますと、3時半以降は、下郷中学校の前にばあっといっぱいバス集まるのですよね。スクールバスなのです、まるっきり。私は、やっぱり町民のほうが、子供ももちろん大事ですけれども、町民、地域住民の日常生活に必要な交通手段とうたっているわけですから、当然町民が乗れないようなバスでは仕方ないと、私はそう思うのです。年初めに予算委員会がありますけれども、その頃はもう予算決まっていますので、今ここで申し上げたいのは、そういうことも加味していただきたいと、こういうふうにお願ひします。なお、そこら辺の考えをひとつお聞きしたいと思います。

それから、観光循環バスの39ページですか。ここの中に、8番ですか。39ページです。39ページの12番の下郷観光循環バス運行委託料、こういうふうに書いてありますが、184万何がしと。これ18ページにも書いてあるのですよね。観光磨き上げと、磨いているのでしょうか、これ何で両方に上がっているのか、そこら辺をお聞きします。18ページの下郷町観光磨き上げ事業の中に観光循環バス運営委託料184万33円と、両方に上がっているのです。これは何でなのか、ちょっと教えてください。

それから、事務報告書45ページですが、町税の2番ですかね。それ固定資産税ですか。不納欠損額と、45ページですね。これ去年は不納欠損額458万4,242円と上がっていたのです。今年はないのはなおいいのですけれども、これ税金というのは5年、5年で時効になるわけですから、当然取れる、取れないは別にしても、これ毎回このような数字が出てきてもおかしくないと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。せつかくですか

ら、言ってしまいますけれども、水道料もそうです。住宅料もそうです。時効何年という、ありますから、そうすると取れないものをいつまでも追いかけても仕方ないと。当然欠損ということに事務的に出てくるのではないかなと思います、そこら辺まとめてひとつご返答お願いします。

それから、同じく45ページの入湯税の関係でございますが、これ去年は欠損処分はなかったのです。収入未済額と、なかったのです。今年が55万500円ですか、現年度分。昨年度が、繰越分が73万5,200円。これ両方合わせると128万5,700円になるのです。これはまた滞納という形で上がってきて、未済額ということで上がってくるわけですが、今年、これ入湯税というのはお客さんから取って、いただいて、消費税と同じですから、それがなぜ未納になるのですか。使ってしまったのですかね、それは。払えない、未納、未済額ということになれば。それとも、取りに行かなかったのか。そこら辺を、そして今年滞納繰越分が収入済額が1万円と、ほとんど入っていないと同じ状態です。この対応の仕方はどうなのでしょう。今町長が力を上げて、湯野上観光云々の開発をやろうとしているわけです。そのさなかに入湯税の未納というのは、私はあまり納得がいかないというふうな考えでありますので、そこら辺のどういう状態でそういうのがたまっているのかをもし分かれば教えてください。

先ほど町営住宅分も言いましたが、それであともう一回申し上げますが、住宅使用料、水道料、これ滞納があります。これ、いつからの滞納なのか。何年から。平成何年からあるのか。その金額はいいです。ただ、何年からたまっているのか。そうすると、先ほど申しました時効ということもあるのです。税金なら5年で払わなくていいという、ありますから、そういうのに該当してくるのではないですか。むしろ職員も大変なので、やっぱりもう取れないものは不納欠損というふうに出してきたほうがよろしいのではないですか。

それから最後に、監査委員さんのここの審査についてありますが、ちょっとここで申し上げる。長期滞納者が退去したことにより、解決の糸口が見えてきたと。これどういう意味なのでしょう。私もよく、多分私の考えだと、理解することによりますと、これ以上滞納が積み重ならないで済んだと、済むということなのでしょうけれども、これ退去者が何人いたのですか。そして、その退去者の滞納の状況がどうなのか。多分これはもうセットで水道料もあるわけですから、そこら辺がどうなのか。もちろん出ていくことに、これ以上滞納しても困るから、それは大いに結構なのですけれども、それで一件落着というわけにはいかないわけです。どのようになっているか、教えてください。以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、29ページにございます空き家対策に関する事務に関してでございますが、まず2番の送付件数ということで、153名でございました。こちらは、下に空き家の戸数が330ございますが、当然現在住まわれていない方のいわゆる不明な方も入れて330という

形になっておりますが、29年に実施したときの実態調査の概要がございまして、いわゆる送付先並びにその時点で今後そういうのを検討したいという方に対しまして、いわゆる空き家バンク関係ですが、153名の方に送らせていただいたというような内容です。実際は回答が57名しかございまして、また登録が9名ということで、かなり数字的には下がっております。お話をいろいろ聞いてみますと、やはり空き家にはなっているのですが、正月と盆は帰るから、そういうものは登録にはまだ早いとか、また定期的に管理しているので、まだそこまでの登録には至らないというような様々なご意見があるようでございます。ただ、9名の方が登録意向ありということで、実際今6つの案件登録いただきました。この空き家に関しましては、バンクはスタートしたばかりですが、今後、町の社会情勢の流れ、またいわゆる空き家が増えていくというような流れの中では、今後もこのバンクを活用するという方がどんどん増えてくるのかなというような考えをしております。そうならないように、空き家にならないのが一番なのですが、この辺は社会情勢の変化によるものもありますし、また利用登録者数につきましては、県外の方も結構問合せ、登録させていただいておりますので、9件に対して、実際今17件の方登録しております。いわゆる一定数の人数、また田舎暮らしへの要望、これはやはりあるのかなというふうに考えておりますので、いろんな形で事業を進めながら、登録に進めた事務という形で今年も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、35ページにございます総合交通関係でございます。こちら御覧のとおり路線、それぞれ音金線から大内までございまして、系統がございまして、今ちょっと時刻表は持ち合わせておりませんが、この路線に関しましては15系統の路線で動かしてございます。ちなみに、申し訳ないのですが、音金線ですと4系統、戸赤は1本の1系統、南倉沢に関しては1系統、枝松線に関しましては7系統、大内線に関しましては2系統、ご承知かと思ひますが、これに関しましては朝晩の通学路線という意味合いの乗降の生徒は非常に多うございます。また、昼間に関しましては走っていないのではないかとというようなご意見ありますが、こちらいろんな今までもありまして、減らしたほうがいいのではないかとか、今湯田議員がおっしゃったように増やしたほうがいいのではないかとか、いろんな様々なご意見もございまして、実質今のところ7台のバスで運用してございまして、昼間の時間を除いては、ほぼこの7台のバスがフル稼働している運用になってございます。これ、この本数を増やすということになりますと、多分バスの台数が足りなくなりまして、当然それに関わる経費もかさんでくるというふうな内容にはなってくるのかなと思っております。また、昼間の高齢者なり、在宅の方のご利用に関しましては、健康福祉課のほうでタクシー券の補助なんかもしておりますので、このような活用も図られればなというふうに考えております。ご理解のほどお願ひしたいと思ひます。

続きまして、観光循環バスの関係で、2か所上がっているということでございまして、観光循環バス、先の18ページに上がっている部分が補助金の絡みということで、こちらサポート事業、3本で一体化してございまして、地方創生ということでこちらに記載させていただきましたが、観光循環バスということでございまして、あえて39ペ

一ジのほうにも少し載せさせていただいたというような実情でありまして、特に大きな意味合いがあるわけではありません。あくまで参考でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上となります。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの11番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

まず、45ページの固定資産についての部分でございますが、今年に關しまして不納欠損額が町税に關しましてはゼロということで、令和元年度におきましては国民健康保険の部分で不納欠損が1件ほどありまして、こちらの不納欠損につきましては、以前にもちょっと説明をしたかと思うのですが、滞納処分執行停止という言葉がありまして、こちら滞納処分をするのに財産がない、それから不明である、相続者が不明だということ、それから一切財産がないということが分かって、その間、3年間という間なのですが、その状況が変わらないということであれば、3年経過後の年度末に不納欠損で落とすということがございます。その間調査を毎年するわけなのですが、状況的にはそういったことで、3年過ぎて、なおそういう状況が続けば不納欠損という状況になるということ、不納欠損に直ちに上がるわけではございません。ということで、こちらのほうはそういう理由でもって不納欠損が令和元年度につきましてはなかったということでございます。

それから、入湯税につきましてはなのですが、こちらにつきましては、確かに議員がご指摘のとおり、これは預り金でございます。その預かった分につきましては納付されていないということで、こちらのほうにつきましては、時効が5年というふうなことをおっしゃいましたが、時効の停止とか中止という法律がございまして、それにつきましては誓約書とか、あと納付が少しでもあれば、時効が延伸されます。そういったことも含めて、納付誓約書なんかも毎年頂いているということで、こちらにつきましては時効ではなく、そのまま滞納として金額が残っているというような状況です。ただし、入湯税ということでもなく、ほかの税なんかに滞納が及んでいるということにもつながっております。

私からは以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道並びに住宅使用料に關しまして、不納欠損ということは考えていないのかというか、ならないのかという話がございました。それにつきましては、税と違って自動的にというか、その流れとして、使用料に關しては不納欠損に至るという流れがございません。一応その時効的なものがございまして、援用的なものがありまして、使用者からの申出がない以上は、そちらのほうには入っていきません。ただし、もともと支払いをしていたものが、死亡して、もう支払いできないというような内容につきましては、過去にも不納欠損という形で計上したことはございます。ですので、今内容をちょっと

確認するというか、その整理のほうをしてございますので、それによって不納欠損等出てくることも考えられると思っております。あと、支払いの滞納がいつからあったのかということにつきましては、詳しいちょっと年度につきましては手元になかったのですが、昭和の頃から水道と、あと住宅、どちらもございます。

それと、代表監査の意見につきましてはの話はあれなのですが、その退去者が何人いたのかということにつきましては、これは1名、1世帯でございます。もちろんその住宅料に関しては、これ以上そのまま入っていると、当然滞納額というのが増えるという心配があって、まずそれを第一に退去していただくということで始めております。水道に関しても当然水道料の滞納についてはございますので、本人と話ししながら、滞納の徴収に向けて一応協議している状況でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君、再質問はありますか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今の時効云々という話で、水道、住宅使用料もそうですけれども、時効とか、誓約とかって、そういう問題ではなくて、あくまでも私が再三言っているように、星町政の目玉である、例えば入湯税の話ですけれども、力を入れているわけです。その入れられている地元の方が、旅館、宿泊事業施設で、払わないというのか、払えないというのか、払えないのであれば致し方ありませんが、払わないのであれば御法度ですよ、まるっきり。私は、それを言っているのです。やっぱり税金ですから、人様から預かったものですから、やっぱりそれはちゃんと納付していただくというふうな、よく説明して、説明するほどのことでもないわけですから、取っていかないと、入湯税は払わない、水道料は払わない、これは払わないというときに、それを町で一生懸命何億円も突っ込むわけですから、これから。そういう常識の問題ですよ。しっかり取ってください。

あとは、空き家のほうの関係であります。実際には、これ登録できない、今お話しいただきましたお盆とかお彼岸とか正月に帰ってくると、こういうことができると。これ、どこの町村でもそうなのです。どこでも。1年に1回は帰ってくるわけです。私の周りにもいっぱい空き家ありますけれども、1年に1回とか2回帰ってくるのです。そして、その挙げ句に、仏様がちゃんとしているわけです。これは、なかなかそれはぶん投げるわけにいかないし。この登録された方、この方、実際にもし空き家バンク登録された方が下郷に移住したいという方がいらっしゃれば、即入居できる状態なのではないでしょうか。そこら辺ちょっとお聞かせください。今ほど申し上げました仏様と一緒に寝てもいいのかどうか、そこら辺もあるのしょうから。あと、いろいろな助成事業とか、それはまたさておいて、取りあえずそういうすぐに住めるものが登録した人の戸数なのかということをちょっと教えてください。

あと、退去の方が1件ですか。退去された方が1件、私もよく知っている方です。それは、別の新しい中古の住宅を購入したかどうか、そこに移って住んでいますが、やっぱりそれをしっかりと線を切らないで、やっぱり引き続き、今度そちらのほうに行った

らそちらの水道はもう、住宅使用料はなくても、水道料がかかるわけですから、当然それは逃げられない話ですから、しっかりとやっぱり町民は皆平等であると。税金も払っていますから、そういうことを考えると、やっぱり滞納者はしっかり払っていただくという、それは職員も大変でしょうけれども、しっかりやっていただくようお願いして、私の質問は空き家のほうの関係だけで終わります。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番、湯田純朗議員の再質問にお答えしたいと思います。

先日、私も登録してある物件をみんな見てきました。内容的にはいい物件が多かったなというふうに思っています。これは個人的な考えで申し訳ないのですが。あと、内見されている方のご意見聞きますと、やはり水回りトイレは直したいなというようなご意見が多かったようでございます。ただ、物件自体には、内容、内装も含めまして、住める状態にはなっているなというふうな感じはしています。ただ、この部分だけではどうしても申込者との内容、貸す方の物件の中身になってきますので、いろんな検討をして、借りる方は直したりして借りたいなというふうに考えているようでございますので、そういう物件になっているということでご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、再々質問はありますか。

○11番（湯田純朗君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、湯田純朗君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 何点かお伺いたします。

まず初めに、監査意見書の18ページの各滞納、先ほどから滞納話題になっておりますが、その中で、先ほどから話題になっております保育料の、30年から無料になっておりますが、その中でも11人、83万2,000円が滞納になっておるということですが、この滞納額が予算書や決算書に何か見つけることができないのですけれども、どこに計上して、どこで財産管理をしているのか。ちょっとなかなか分からないのですが、どこにその数字が出ているのか、まずお伺いたします。

それから、同じ18ページの固定資産税なのですが、元年度が812万7,000円と、前年からするとかなりの金額が増加しております。果たしてこれだけの滞納があった原因というのは何だったのか、お伺いたします。

それから、事務報告書から御覧いただきたいと思いますが、あちらこちらになりますが、まず事務報告書の78ページ、79ページ、障害者自立支援医療給付事業、78ページ、（7）なのですが、これ5件で、公費負担が730万6,509円、自己負担が14万円ということで、これが載っておりますが、次の79ページの（13）、これの障害者自立支援医療費の認定者数が79人、かなりの方が認定されておりますが、この79人いる中で、実際に先ほど申し上げました78ページの（7）では5人が医療行為を受けている。その残りの74人

というのは医者にもかからないのか。私は、何かあり得ないような感じなのですが、果たしてこの数字で間違いないのかどうか、お伺いいたします。

それから、介護関係やったから、次に104ページ、104ページの12、介護保険補助金について、地域支援事業交付金として2件載っております。これは、私考えるところによりますと、これは社会福祉協議会に委託している事業だと思っております。現在、社会福祉協議会では2名、役場に勤務しながらこの事業を展開しておりますが、この中で介護予防・生活支援サービス事業等、各種の事業載っておりますけれども、これのやはり介護予防のどれだけの実績があったという、こういう事業をやりました、これだけの3,000万円近く、4,000万円ぐらいの予算を計上してやっているのですから、どれだけの事業を展開して、どれだけの実績があったと、これはやっぱり表にして載せるべきなのですが、それが載っていないということで、分かりましたらばこれの報告もお願いします。

それから、130ページになりますが、130ページの林業に関する事務で、2の森林病害虫駆除事業で、カシノナガキクイムシの防除作業、これは業者に委託してやっている97万2,000円、やりました。恐らく塔のへつりのあの雑木林の駆除作業だと思いますが、近年、立ち枯れが目立って、やはり前はあそこ、塔のへつり駅を降りますと、あの雑木林かなり人気があったのです。今は、何か毛が抜けたみたいに本当に閑散となって、寂しい限りですが、これの事業は全部、あそこの地域全部完了したのかどうか。ある人によると、もう既に時遅し、もう全部枯れてしまうのだよというような話もありますが、どの程度までやられたのか、それをお示しいただきたいと思います。

それから、171ページになりますが、大内宿の駐車場の関係ですが、本年、大内区から法人に事業が移管されまして、議会の承認もいただきました。この中で、これ駐車料金改定とありますが、大内宿の駐車場は駐車料でもらっているのですか、協力金でもらっているのですか。私は、協力金でもらっていると思うのですが、駐車場料金であれば、条例制定して、やはり駐車料金としてきちっと条例定めるべきなのですが、私の感じるところはそういう条例がないような気がするが、その辺どうなっているのか、お伺いいたします。

それから、ずっと戻っていただきまして、32ページ、33ページの情報システムの整備及び運用に関する事務ということで、先ほど来から話題になっております町の税務会計ソフトの関係のことですが、監査委員さんの決算意見書は、要するにシステムの不備による、要するに主因はシステムの不備、従たるものは職員の怠慢ということで、私はそう解釈しているのですけれども、5年の契約期限が終わって、新しいシステムの会社と移行期間の今やっているということですが、監査委員がおっしゃるこのシステムの不備、これ、いつ気がついたのか。気がついたら、その是正措置をやはり早くやるべきだったのではないかな。当然その是正措置をして、その不備に対してちゃんとそれを訂正してやれば、職員のこういうような3か月の停止という処分も受けずに済んだかなというような、個人的に考えておりますが、この不備、いつ気がついたのか。

それからあと、その中の2番目の行政システム帳票ということで、その期間を見てい

ただくと、平成31年4月22日から令和2年3月31日として、2年間ですけれども、下の帳票、27、28、29、30、元年と5か年にわたって500万円前後の金が支出されているのです。その期間というのは、これでいいのかな。これ間違いではないですか。平成27年からではないでしょうか。それで、今現在新しいシステムに移行をやっているということで、今、来年度からの運用に向かってやっておりますが、監査委員さんの言うとおり、やはり誰がやっても業務上のミスが起きないような、そういうような体制を早く整備していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） では、7番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、こちら審査意見書の18ページでございます。元年度が8,127件ということで、30年度に比較しましてかなり件数が伸びているということでございますが、こちらにつきましては件数ということでございまして、はっきりとしたことは今分かり……すみません。失礼しました。こちらの下段につきましては金額でございまして、812万7,000円ということでございます。ということなのですが、こちら伸びたということでございますが、人数的にも現年度につきましては11名、それから過年度につきましては17名ということで、人数が増えてございます。そのために金額が伸びたものということで、原因的にはそういうことだろうというふうに思います。

それから、先ほどのシステム関係ということでございまして、システム関係につきましては前にもお伝えしましたが、5月の末に申告された方が申告の部分届いていないということで、何かおかしいということで6月6日に、以前にも言いましたが、調査派遣して、それから詳細にわたって確認しましたところ、そういったことでデータも分かりづらいデータであって、中身の内容についても間違っていたということで、そこからどんどん、どんどん詳細な調査をしていったということで、その時点でシステム内容、そういったものが分かりづらいシステムだということで、そこからの話でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、決算審査資料18ページの保育料の件でございますが、確認しましても事務報告のほうにはこちらの収納状況というものがございまして、例年こちらのほうでお示しているというようなところでございました。

あと、事務報告の78ページですか、こちらの障害者自立支援（更生医療）、こちら5件、あと次のページの、こちら名称は障害者自立支援医療（精神障害者通院医療）という形で、こちらの5件と79件というお話でございましたが、こちらにつきましては、（7）としまして括弧書きで更生医療ということで、先ほど午前中にご説明したかなと思うのですけれども、あくまでもこちらは身体障害者手帳を持つ方の障害除去、軽減の

手術のための医療費自己負担助成という形で、5件を計上させていただいております。次のページのこちらにつきましては、県の事業になるわけなのですが、この括弧書きにありますとおり、精神障害者通院医療という形で、こちら精神科の受診、こちらが79人いるということで、括弧書きでちょっと紛らわしいところではあるのですが、78ページの(7)につきましては更生医療の部分と、79ページにつきましてはあくまでも精神障害者通院医療という形で分けてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

またあと、104ページの地域支援事業交付金、ご指摘いただきましてありがとうございます。今後、実績とか、そういった件数ですか、そういったものをここに掲載していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えします。

130ページの2番、塔のへつり地内においてのカシノナガキクイムシ対策でございますが、こちらのほうは方法が樹幹注入という方法を使って対応しております。この樹幹注入というものは、効力が一応2年というふうに言われておりますので、予定としましては来年計上予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

ページが32ページになります。情報システムの整備及び運用に関する事務ということで、1番の電算サービスの利用に関しましては、ラックアクシスさんと使用料ということで長期契約になってございます。2番の行政システムの帳票、こちらにつきましては単年度ごとに契約しておりまして、期間には1年の期間というような内容になっております。こちらは印刷製本費ということで、税の納付書、料金の通知書、通知文というふうな内容になっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 先ほどの、すみません、滞納状況の推移状況ということで、こちらの、私のほうで、18ページですが、審査意見書の18ページでございますが、こちら812万7,000円というふうに金額書いてありましたが、こちら812万7,000円ではなくて、512万7,000円の誤記でございます。こちらにつきましては、決算書のほうに金額が載ってございまして、512万ということでございます。すみません。失礼しました。

（「決算書何ページですか」の声あり）

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） すみません。下郷町各会計決算審査意見書の18ページでございます。すみません。決算書の11ページでございますか。すみません。11ページにございますが、歳入の固定資産の部分でございます。収入未済額で512万6,670円と書いてございます。この数値になりますので、よろしく願いします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

事務報告書171ページの大内宿駐車場入り込み集計表について、平成29年4月より駐車料金改定となっております。この件につきましてですが、実際大内宿では駐車料金を徴収しているわけですが、その内容につきましては、議員ご指摘のとおり、大内宿整備保存に係る協力金として徴収しているものと考えております。また、大内区から出された決算報告書を見ますと、大内宿保存整備協力金というようなことで決算書を頂いておりますので、次年度以降、駐車場料金というのを駐車協力金というような表現に、分かりやすい表現に改めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、再質問ありますか。

佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） まず、保育料の滞納額、これを要するに町の、滞納であっても町の財産です。財産管理、これ予算書にも決算書にも載ってこない、どこに隠れている。その分が浮いてしまっているのではないですか。その答弁なかった。私はそう考えるのですけれども、なかなか私の勉強不足なのか、予算書を見てもその滞納分の、要するに繰り越して予算書に上げるとか、そういったあれが見当たらないのですけれども、果たしてそれで財産管理がいいのかどうか。その辺ちょっと調べてください。

それから、塔のへつりのカシノナガキクイムシの件は、樹幹注入ということで、その薬剤を私は知っておりますけれども、有効期間は2年だ。しかし、広がりが物すごい勢いで広がっている場合には、その処理しないところもかなりもう広がっていると思うのです。ですから、やはりやるのであれば、今年はこの部分、来年はこの部分とやっていると、いずれ全滅になります。ですから、その辺の要するに選択、やはり必要なところにはそれだけの予算を、2年分ぐらい注入しても、金額的には90万円ぐらいのものですから、やっぱりそれはやらないと、あそこはいずれ全滅になる可能性あると思います。ですから、あと四、五年たって、ああ、いやいや、あのときやってくれればよいというようなことにもなりますので、今年どこまでやったか分かりません。その方向がありませんけれども、やっぱりそういうことが必要かなというふうに感じました。

それから、固定資産税の件、やはりこの監査意見書に載せるのをこの数字、300万円も違っているのなら、これはやっぱり職員として、100円、200円の位取りが間違っただけというのなら分かるけれども、300万円の予算を、これを決算書には載付けても、ここの、決算書はあまりよく見ないから、あちこちしか、だけれどもこの事務報告と監査意見書についてはよく見ます。ですから、前年度にすると、これだけ多くなったのは何が原因と聞かざるを得ないですね。ですから、その辺を強く注意したいと思っております。

それから、大内宿の協力金というのは、来年度から改めるということでございますが、やはり公文書ですので、やはり公文書というのは正確に記載すべきだと思っております。ですから、その辺はしっかりやっていただきたいと思っております。

以上です。しっかりやっていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの保育料でございますが、歳入の11の2の1の2で、分担金及び負担金、2の負担金、民生費負担金でございますが……

（「何ページ」の声あり）

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 14ページです。14ページになります。14ページの款項目節が11の2の負担金、1目民生費負担金で2節児童福祉費負担金という形で、こちらのところに保育所入所負担金という形で保育料のほうはこちらのほうに含まれてございます。そういった中で、こちらの中に含まれているという形になっております。そのこのところに入っているという、見づらいのですけども、そういうことでございます。お願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 130ページ、2番のカシノナガキクイムシについての再質問でございますが、農林課のほうでも塔のへつりからカシノナガキクイムシが拡散している状況につきましては把握しております。こちらの対応につきましては、樹幹注入という工法ができない箇所も多々あるということで、次年度におきましては、それを拡散しないような、予防できるような策を今検討中でございますので、何らかの形で次年度反映していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。答弁漏れありませんか。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員に大変その質問いただいた中身で訂正箇所があったことについて、深くおわびを申し上げます。これからはそのようなことのないように指導してまいりたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 2時11分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時20分）

農林課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 先ほど9番、湯田健二議員からご質問のありました決算書170ページ、山林における立ち木の推定蓄積量において、決算年度中増減高の動きについて、動いた件について内容の説明を求められた件についてご説明いたします。

この数字、マイナス649というのは大内沼山地区の間伐による減でございます。この減の部分のどういう処分をしたかという件につきましては、売払いにより町の歳入のほうに入れております。金額につきましては234万800円となっております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） そのほか質疑ありませんか。

その前に、代表監査委員より答弁を求められておりますので、よろしくお願ひします。

○代表監査委員（渡部正晴君） 先ほどの質問の中で、決算審査意見書の訂正をお願いしたいと思ひます。

佐藤議員のほうから先ほど固定資産税の元年分の滞納額、これを812万7,000円というふうに書いてありますけれども、正確には512万7,000円に訂正していただきたいと存じます。原因は、税務課長のミスではなくて、私どもの単純な打ち違いでございました。改めておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） そのほかございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和元年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第3 議案第52号 農業委員会委員の任命について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第52号 農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 農業委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第52号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第4、議案第53号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長(渡部浩市君) それでは、議案第53号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。あわせて、条例の新旧対照表の1ページ御覧になっていただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、延滞金及び還付加算金の改正がありましたので、所要の改正を行うものでございます。

まず、第8条は、「還付又は充当加算金」の文言を「還付加算金」と変更するものであります。

続いて、附則であります。現在、還付加算金及び延滞金の割合は、低金利の状況を踏まえ、当分の間の措置として、本則に定めのある原則的な割合ではなく、附則に規定されている特例措置としての割合が適用されておりますので、附則で第2条の1項で、延滞金における特例基準割合を延滞金特例基準割合という文言に変更し、第2項は、還付加算金における特例基準割合を還付加算金特例基準割合という文言に変更するもので、そして各年の平均貸付割合に現行は1%の加算であります。0.5%の加算ということで変更するものでございます。

第3項は、還付加算金特例基準割合が0.1%未満の場合は0.1%で計算するという規定でございます。

第4項は、第1項も加え、1円未満の端数処理の規定であります。

今回の地方税の改正により、還付加算金の特例の割合の引下げが行われております。現行は1.6%が、今度プラス0.5%ということで、1.1%の割合になります。また、延滞金の特例割合につきましては、遅延利息としての性格や滞納を予防する機能等の観点から現行の水準が維持されております。

なお、この新たな割合につきましては、令和3年1月1日から適用されることとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 下郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約について

日程第6 議案第55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約について

○議長（小玉智和君） この際、日程第5、議案第54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約について、日程第6、議案第55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） それでは、私から議案第54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の9ページをお開きください。この件につきましては、8月の第3回議会臨時会におきまして、1,552万2,000円の予算をご承認いただきまして、文部科学省が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた児童1人1台端末整備事業に基づき、教

育ICT環境の一環として学習用タブレット型のパソコンを整備する内容となっております。本業務につきましては、9月2日に入札を実施し、富士テレコム株式会社郡山支店、支店長、菊池敏弘が1,498万2,000円で落札いたしましたので、契約締結議案としてお諮りするものでございます。今回新たに購入するタブレット型パソコンの台数につきましては、児童用が180台、教師用が17台、合計197台となっております。ソフトウェアも同様に197台分、また初期設定や校内Wi-Fi接続設定などの導入費用も契約に含まれております。

それでは、タブレットパソコンの主な仕様についてご説明申し上げます。メーカーについては、国内主要メーカーであります富士通社製アローズタブレット、GIGAスクールモデルとなります。オペレーティングシステムにつきましてはウィンドウズ10、ディスプレイについては10.1型で、いずれもタッチパネル入力対応可能となっております。附属品といたしましては、着脱式キーボードを標準装備、また教育機関向けライセンスソフト、フィルタリングソフト、eライブラリーソフトも含まれております。

なお、納入期限につきましては令和3年3月26日までとなっております、校内のネットワーク環境を整備した上で試験運用開始、来年度から本格的に授業での活用を進めていきたいと考えております。

以上で議案第54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約についての説明を終わります。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。議案第55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約についてご説明申し上げます。この件につきましても8月の第3回議会臨時会におきまして、900万6,000円の予算をご承認いただき、小学校同様、文部科学省が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた生徒1人1台端末整備事業に基づきまして、学習用タブレット型パソコンを整備する内容となっております。本業務につきましても9月2日に入札を実施しまして、富士テレコム株式会社郡山支店、支店長、菊池敏弘が877万8,000円で落札しましたので、契約締結議案としてお諮りするものでございます。今回新たに購入するタブレット型パソコンの台数につきましては、生徒用が114台、教師用が6台、合計120台となっております。ソフトウェアも同様に120台分、初期設定や校内Wi-Fi接続設定などの導入費用も契約内容に含まれております。

タブレット型パソコンの主な仕様についてご説明申し上げます。メーカーにつきましては、国内主要メーカーであります富士通社製アローズタブレット、GIGAスクールモデルとなります。オペレーティングシステムにつきましてはウィンドウズ10、ディスプレイにつきましては10.1型で、いずれもタッチパネル入力対応となっております。附属品としましては、着脱式キーボード標準装備、さらに教育機関向けライセンスソフト、フィルタリングソフト、eライブラリーソフトも含まれております。これにつきましては、小学校同様の仕様内容となっております。

納入期限につきましては令和3年3月26日までとなっております、校内のネットワーク環境を整備した上で試験運用開始、来年度から本格的に授業での活用を進めていきたいと考えております。

以上で議案第55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ちょっと聞かせてください。

議案説明初日に町長がこれ5者からの入札で行ったというふうに言われていたが、ほかのメーカーさんというか、入札会社を教えてくださいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） それでは、2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

入札の指名業者でございますが、5者となります。富士通株式会社社会津支店、リコージャパン株式会社福島LA営業部、株式会社ラック会津事業所、富士テレコム株式会社郡山支店、株式会社福島情報処理センター、以上の5者でございます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 入札業者に富士通さんがいるけれども、テレコムさんのほうが安かったということだと思いますが、タブレット、機種、富士通アローズというのは指定があったのでしょうか。

それと、これ工事しないと使えないのも分かりますが、タブレット代と工事代金、別な金額が分かれば、工事費で幾らなのかというのを小学校、中学校ともに教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） それでは、2番、小椋議員の再質問にお答えいたします。

当初、入札に係る仕様書では、国内主要メーカーとして富士通かNEC社製ということ想定しておりました。今回富士通社製とした根拠でございますが、実は小学校の実績もございます。リース契約として同等品を使用しております。さらに、富士通社製ですとGIGAスクールモデルといたしまして、こちら学校専用で作られた高品質モデルは実は富士通社だけでございます。さらに、衝撃に強い設計というふうなこともうたわれておりますので、今回富士通社製と決めた根拠になります。

それから、工事につきましては、この後の一般会計の補正予算のほうで計上しております。今回まだ設計が固まっていない中なので、概算の金額になるかと思っております。その件につきましては、後ほど一般会計の補正予算のところで説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありますか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れもないですね。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問します。

こちら54号と55号はなぜ分かれているのかということ1点と、あと……それをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 今回小学校と中学校のタブレットパソコンの購入契約、なぜ別々に契約となるのかというご質問でございますが、今回予算上、科目が小学校費と中学校費に分かれております。その関係で今回別々に入札を執行し、それぞれ契約したというようなことでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 1番、再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 一括購入のほうが低コストで購入できることもありますし、その後の維持管理の面でも一括のほうがよかったのではないのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員の再質問にお答えします。

一括して入札を行ったほうがより効率的ではないかというご質問ですが、もとの予算科目が小学校、中学校それぞれ分かれております。それぞれに必要な経費を予算計上しておりまして、ご承認いただいておりますので、今回は小学校と中学校別々に発注して、入札を行って、契約、仮契約ですが、してというような状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 1番、再々質問ありますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れもないですね。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 下郷町立小学校タブレットパソコン購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 下郷町立中学校タブレットパソコン購入契約についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第56号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第7号)

日程第 8 議案第57号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第58号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第59号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第60号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(小玉智和君) この際、日程第7、議案第56号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第7号)、日程第8、議案第57号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第9、議案第58号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第59号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第60号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、本案について議案の説明を求めます。

議案第56号につきましては総務課長、室井哲君、議案第57号及び58号につきましては町民課長、渡部浩市君、議案第59号につきましては健康福祉課長、弓田昌彦君、議案第60号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の11ページでございます。議案第56号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第7号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,205万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億5,675万4,000円とするものであります。

今補正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、農業経営持続化支援金など、地域経済対策及び感染防止対策をご提案申し上げ、その財源としまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

す。また、そのほかの主な事業としまして、菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業、農業用施設に係る緊急自然災害防止対策事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、G I G Aスクール構想の加速による学びの保障などに係る関連予算を計上し、併せて前年度繰越金の確定により、予算の整理を行うものであります。

それでは、歳出に沿って、主な補正についてご説明を申し上げます。21ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、議会費関係であります。報酬4万7,000円、議員期末手当1万4,000円、費用弁償6万円、合わせて12万1,000円につきましては、特別委員会設置に伴う所要額を計上し、また総務文教、産業厚生両常任委員会行政視察の次年度延期に伴い、研修旅費132万8,000円を減額するものであります。

次に、総務費関係であります。財産管理費の施設修繕料につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役場庁舎における手洗い場を自動水栓化するため、その所要額125万8,000円を計上しております。

企画費の企業支援事業補助金400万円につきましては、町内企業における感染防止対策を支援するもので、補助率2分の1、上限50万円で、8事業所を見込み、計上したものであります。

22ページをお開きいただきまして、交通対策費では、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、減便をせずに運行したことに対する奨励金として、会津、野岩両鉄道に対するコロナ感染症対策負担金、合わせて1,420万6,000円を計上しております。

下郷ふれあいセンター費では、2階研修室前廊下の雨漏りに係る修繕料142万6,000円を、また新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い場を自動水栓化するため、同じく修繕料129万1,000円をそれぞれ計上しております。

諸費の委託料につきましては、マイナンバーに係るシステム改修委託料220万円を、その財源として歳入では、19ページとなります。国庫支出金、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金709万1,000円をそれぞれ計上し、また22ページにお戻りをいただきまして、償還金につきましては、民生費等に係る国庫支出金等の精算に伴い、超過交付に係る還付金530万9,000円を増額するものであります。

ふるさと創生事業費につきましては、在京下郷の集いの中止に伴い、関係経費合わせて265万2,000円を減額し、歳入につきましても、20ページとなります。諸収入、在京下郷の集い参加料を85万円減額し、予算の整理をしております。

23ページにお戻りをいただきまして、戸籍住民基本台帳費であります。こちらもマイナンバーに係るシステム改修関係であります。この事業費につきましては当初予算で措置しておりましたことから、先ほどご説明申し上げました社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定を受け、財源内訳の補正を行うものであります。

24ページをお開きいただきまして、民生費関係であります。障害者福祉費の扶助費につきましては、今後の見込額を精査し、人工透析患者通院交通費助成金を75万円、その財源として歳入では、19ページとなります。県支出金、民生費県補助金、重度障害者支援事業県補助金を37万5,000円、それぞれ増額するものであります。

24ページにお戻りをいただきまして、衛生費関係であります。保健事業費につきましては、歳入の20ページとなりますが、諸収入の福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金90万円の交付決定に伴い、同交付金の目的から検診委託料に充当するため、財源内訳の補正を行うものであります。

24ページにお戻りいただきまして、簡易水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金を149万9,000円減額するものであります。

25ページとなりますが、農林水産業費関係であります。農業振興費の下郷町鳥獣被害対策協議会補助金につきましては、今後の見込額を精査し、個人の電気柵等の設置に対する補助金225万円を増額するものであります。同じく農業振興費の農業経営持続化支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、農業におきましても農産物流通の停滞や外食需要の落ち込み等の影響が生じており、その収束が見通せない状況にあります。このような中、町内農業者がこの状況を克服し、経営を継続することができるよう支援策を講ずるもので、農産物販売農家、1経営体当たり5万円の支援を基本に、その経営体が認定農業者、農業法人である場合につきましてはそれぞれ5万円を加算する仕組みとし、農産物販売農家480経営体、認定農業者加算61経営体、農業法人加算5経営体を見込み、合わせて2,730万円を計上しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。同じく農業振興費の菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業補助金につきましては、本事業は地域資源の活用促進と食から始める健康づくりを推進することを目的とした県の補助事業であります。本町におきましては会津よつば農業協同組合が事業主体となり、町内のエゴマ生産振興を目的として選別機を導入するもので、町から事業主体への補助金149万4,000円を計上し、歳入では、19ページとなりますが、県支出金、農林水産業費県補助金、菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業補助金124万5,000円を財源措置しております。

25ページにお戻りをいただきまして、農地費の工事請負費につきましては、農業用施設に係る緊急自然災害防止対策事業であります。この事業は台風19号による農業用施設の復旧と災害発生の予防を目的とした事業であり、音金下ノ原堰改修工事、弥五島農業用水路橋塗装工事、中妻大堰法面復旧工事の3つの事業に要する経費1,200万円を計上し、歳入では、20ページとなりますが、町債の一般単独事業債1,190万円、19ページとなりますが、分担金及び負担金、農業施設工事受益者分担金10万円をそれぞれ財源措置しております。

25ページにお戻りをいただきまして、土木費の原材料費につきましては、行政区からの重点要望により大内区に原材料を支給するもので、その経費89万2,000円を補正するものであります。

26ページをお開きいただきまして、教育費関係であります。小学校管理費の委託料及び工事請負費、27ページとなりますが、中学校管理費の委託料及び工事請負費につきましては、GIGAスクール構想の加速による学びの保障関連予算であります。今補正におきましては情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び工事監理業務委託に要する経費、小中学校合わせて6,223万7,000円を計上し、歳入では、19ページとなりますが、

国庫支出金、教育費国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,445万3,000円、20ページとなりますが、町債、学校教育施設等整備事業債1,280万円をそれぞれ財源措置しております。

26ページにお戻りをいただきまして、小学校管理費の需用費、備品購入費、小学校教育振興費の需用費、備品購入費、27ページとなりますが、中学校管理費の需用費、備品購入費につきましては、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業関連予算であります。この事業は、段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、国が緊急的な措置として支援するもので、保健衛生用品の購入や手洗い場の自動水栓化など、小中学校費において需用費、備品購入費、合わせて409万8,000円を計上し、歳入では、19ページとなりますが、国庫支出金、教育費国庫補助金、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業補助金200万円を財源措置しております。

27ページにお戻りをいただきまして、社会教育総務費の報償費、使用料及び賃借料、28ページとなりますが、保健体育総務費につきましては、事業の中止に伴い、予算の整理を行うものであります。

コミュニティセンター管理費では、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い場の自動水栓化を図るための所要額98万3,000円など、修繕料合わせて143万7,000円を計上し、予備費により収支の調整を図るものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,404万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,611万3,000円とするものでございます。

30ページから34ページにつきましては総括でございまして、省略させていただきます。

35ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。6款繰越金、1目その他繰越金につきましては、令和元年度の決算によりまして繰越金が確定したことに伴い、4,404万9,000円を増額し、繰越金の総額7,404万9,000円とするものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。3の歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、1目一般管理費であります。これは令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用に伴うシステムの改修するための委託料を175万8,000円を増額するものであります。

次に、7款諸支出金、一般被保険者保険税還付金であります。これは資格異動に伴う過年度保険税の還付金と新型コロナウイルス感染症の影響による収入減による過年度分の保険税の減免分の見込みとして113万4,000円を増額しております。

8の予備費で、財源調整のため4,115万7,000円を増額するものであります。

以上で下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,667万6,000円とするものでございます。

38ページから42ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

43ページをお開き願いたいと思います。2の歳入についてご説明申し上げます。4款繰越金につきましては、9万3,000円の増額であります。これは、広域連合の会計年度事務処理が3月31日までとなっておりますことから、町の出納整理期間の4月から5月までの納入された保険料を繰越金として計上しております。

44ページの3の歳出でございますが、広域連合の納付金ということで、これを繰越金と同額の9万3,000円を増額して、広域連合に納付するというものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。議案第59号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,578万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,012万5,000円とするものでございます。

46ページから50ページまでは総括でございますので、省略いたしまして、52ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、3の歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会共同設置負担金につきましては、令和元年度の介護認定審査会の審査件数の確定に伴い、南会津地方広域市町村圏組合負担金の認定審査会費18万円を減額計上するものでございます。

4款基金積立金、1目介護給付費基金積立金につきましては、前年度決算額に伴う繰越金の確定により、介護給付費基金積立金を1,400万円増額するものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金につきましては、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業の事業費の確定に伴い、超過交付されました交付金を国庫及び支払基金、県に返還する額といたしまして、1,902万9,000円を増額計上するものでございます。

同じく4目の第1号被保険者保険料還付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免に係る過年度還付金を43万7,000円増額計上するものでございます。

続きまして、53ページとなりますが、10款予備費につきましては、財源調整のため4,249万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、51ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。初めに、4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、前年の介護給付費の確定により、追加交付となる支払基金交付金126万2,000円を増額計上するものでございます。

8款繰越金では、令和元年度の繰越金の確定により、7,452万3,000円を増額計上しております。

以上、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第60号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の54ページをお開きください。今回の補正において、歳入歳出予算の総額について変更はございません。

ただし、歳入予算においての60ページ、4款繰越金の1目繰越金ですが、149万9,000円を増額補正でございます。こちらにつきましては、前年度からの繰越額が確定したことによるものでございます。

続きまして、3款繰入金の一般会計繰入金の高料金対策分149万9,000円を、先ほどの繰越金が確定したことにより、減額補正しております。

それに併せまして、先ほど総務課長のほうよりご説明いただきました一般会計補正予算の24ページ、議案書の24ページですけれども、衛生費の繰出金に同額である149万9,000円の減を計上してございます。

61ページにおける歳出予算におきましては、財源内訳の補正のみで、予算額に関する補正はございません。

以上、議案第60号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 1点だけ質問させていただきます。

25ページの農業費の中で農業振興費、その中で補助金、下郷町鳥獣被害対策費、個人に配布するとなっておりますけれども、その人数といますか、何件くらいになるのか見込んでいるのか、その人数を分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 8番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

25ページ、下郷町鳥獣被害対策協議会補助金の内容につきましては、こちらのほう補助上限額が15万円となっております、昨年の実績を踏まえまして、15件分の計上となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 8番、再質問ありますか。

○8番（星輝夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、8番質問終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問します。

ちょっと勉強不足なのですが、21ページの企画費、6目の企画費ですか。こちらのさわやかフェスティバルの補助金412万円というのは……

（「これは下の分」の声あり）

○1番（星和志君） 下の分ですか。すみません。では、こちら了解しましたので、なしでお願いします。

そして、もう一つは26ページ、27ページの情報通信ネットワーク環境施設整備工事とありますが、こちら小学校と中学校に設置工事するわけですが、小学校3校、中学校1校ですが、その各学校の設置工事する学級数が分かれば教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

小中学校ネットワーク環境整備工事の内容でございますが、現在、普通教室、1年生から6年生まで普通教室及び特別支援教室、さらには音楽室、理科室、家庭科室等の特別教室、さらには体育館にもWi-Fiを設置し、タブレットを活用して授業ができるというようなことで検討しております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再質問ありますか。

星和志君。

○1番（星和志君） 各学校の学級数の数というのは出ておりますでしょうか。お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 各学校の学級数でございますが、旭田小学校が6学級、これは2、3年生が複式学級で1学級と数えます。さらには、特別支援学級も1つと数えて、合わせて6学級となります。江川小学校が5学級、檜原小学校が6学級となります。中学校につきましては、特別支援も含めまして6学級、1年生は1クラス、2、3年生が2クラスずつで、特別支援学級の計6学級となります。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、再々質問ありますか。

星和志君。

○1番（星和志君） 質問させていただきます。

今聞いた学級数ですと、文部科学省からこういったGIGAスクールの構想の実現に

ついでという資料があるのですが、これの適正積算事例というのが載ってまして、この規模ですと、旭田小、江川小学校、檜原小学校、中学校とありますと、1校当たり多分800万円ぐらいなのです。そうすると、小学校のほうだと1,000万円ぐらい差額が出ているのですが、そちらは見て決定されたのでしょうか。お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星和志議員の再々質問にお答えします。

文科省が示している基準割合、算定割合というのがございます。これ学級数に応じてその基準が決められておりまして、6学級の場合は727万円、5学級の場合は618万円というような基準がございます。それに基づきまして、実工事のほうを算定しております。以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはありますか、1番、星和志君。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 何点か質問させていただきます。

議案書24ページ、人工透析患者通院交通費助成金なのですが、こちら患者の人数、何人ぐらいのあれで助成しているのか、人数分かれば教えていただきたいと思えます。

それと、ただいま1番議員が聞きました小学校、中学校工事費、先ほど私質問しました請負のとき、次長、このほうで説明するといつて、工事費とタブレット費、これ交ざった金額になっているのか、その割合、分かれば教えていただきたい。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

人工透析患者数ということでございますが、こちらは現在25名おります。そのうち、人工透析通院交通費助成ということで、一月当たり5,000円を超えた部分という形になりますので、対象者につきましては10名という形になってございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問と併せてお答えさせていただきます。まず、工事費の明細でございますが、議案書の26ページ、教育費の学校管理費の中の工事請負費4,062万3,000円を計上いたしました。その内訳でございますが、旭田小学校が1,312万3,000円、江川小学校が1,315万6,000円、檜原小学校が1,434万4,000円、合計4,062万3,000円となります。それで、その工事の内容につきましては、主に校内のLANケーブルの配線工事、それからWi-Fiの機材の設置、さらには電源キャビネットの設置、これは充電機能がついた保管庫になります、の主に3つの工事を予定しております。その工事の場所ですが、先ほどと重複しますが、1年生から6年生までの各教室と特別支援教室、音楽室、理科

室、家庭科室等の特別教室、それに体育館ということで全ての授業を行う場所には設置を予定して、Wi-Fi機能を使ってパソコンの授業ができるというような環境に設定したいと思います。ただ、電源キャビネットの場所については、教室のほうに設置するというので予算を計上しましたが、まだ検討中、学校によってもかなり変わってきますので、これは検討しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れもないですね。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 何点か質問させていただきます。

一般会計の22ページ、交通対策費で会津鉄道と野岩鉄道に対する補助金なのですが、この補助金933万4,000円と野岩鉄道の487万2,000円、これの積算根拠というのは何なのか。少し前ですが、福島県でも会津鉄道、野岩鉄道にもそれぞれ補助金を出すということ、報道されましたが、それと今回の事業内容は同じようなことなのだと思うのですが、その積算として、その比率、総額に対する負担の比率。それは県でも出しますと、当然分母が決まっていれば分子が違いますね。ですから、その辺の差というのはどういうふうに解釈したらいいのか、その辺も含めてお伺いいたします。

それから、災害関係の農地費なのですが、25ページ、今回弥五島、音金、中妻の地区の災害工事に対する補助事業として、町債を起債をして、新たに工事を実施するというのでございますが、受益者負担が10万円ということですが、この受益者負担の率、町でどれだけ持って、受益者が何%持つのか。お願いいたします。

あと、今回補正計上に数字が上がってこなかったのですが、国の交付税決定、新聞報道によりますと、7月の末に各町村の配分がなされたということの情報が入っていますが、今回歳入にその国の交付金の、交付税の算入が予算化されていなかった。これはなぜなのか。その辺を併せてお答えいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

ページが22ページになりますが、交通対策費といたしまして、このたび負担金、会津鉄道、野岩鉄道の負担金が新たに計上したところでございます。今ほど佐藤議員からお話がありましたとおり、今回福島県、また栃木県、そして沿線市町村、様々な中で今回のコロナ禍における運行支援という形で、緊急支援金、いわゆるここでいうと負担金であります。協調して支援していくというような内容でございます。全くそのとおりでございます。支援の金額でございますが、まず会津鉄道におきましては福島県が試算しております。簡単に言いますと、赤字に関わる支援ということになりますが、こちらが

総額1億6,000万円ちょっと超える金額になっております。一応約1億6,000万円ございまして、福島県がそのうち約70%、1億1,200万円でございます。残りの沿線3市町村、こちらが30%ございまして、4,800万円という形になっております。なお、この沿線3市町村、こちらが会津若松市、南会津町、下郷町になるわけでございますが、こちらで基金の出捐割合ございまして、これが経営安定化補助金の負担割合になっておりますが、こちらで割っております。ちなみに、会津若松市につきましては55.22%、約2,600万円でございます。南会津町につきましては25.41%、約1,200万円でございます。残り、下郷町、こちらですが、19.37%になりまして、このたび933万4,000円、補正計上させていただいたところでございます。野岩鉄道につきましても同様な中身になっておりまして、こちらは栃木県の試算になりますが、1億2,000万円ちょっと超える金額になってございます。まず、福島県と栃木県それぞれの持分がございまして、福島県が55%、約7,000万円でございます。栃木県が残り45%ございまして、5,700万円余りでございます。なお、福島県の持分55%のうち、福島県本体で約70%持ちまして、こちらが4,900万円、福島県の沿線3市町村、先ほどと同じですが、若松、南会津、下郷それぞれ持分がございまして、会津若松市につきましては、うち30.79%、南会津町が46.03%、下郷町については23.18%ございまして、会津若松市が約640万円、南会津が960万円、下郷町が487万2,000円ということでそれぞれ計上させていただいたところですので、こちらにつきましては、今後の利用者の減少も見込みまして、年度内に資金が足りなくなるというようなことに対する緊急支援となっておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

19ページの一番上にあります農業費分担金の10万円の内容につきましてですが、こちらにつきましては実際の受益者負担の金額につきましては、工事完了まで金額が確定しないと分からない状態にあります。ただ、この事業は起債事業になっておりまして、起債というのは10万単位以上で起債の申請をするという内容になっておりますので、受益者の負担金につきましては万単位以下の9万9,999円が最高の額ということが想定されます。負担割合3分の1を想定しまして、1つの事業につきまして3万3,333円が最高額の受益者負担金という計算になりますので、今回3事業を計上させていただいておりますので、最高で10万円を見積もらせていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどの交付税関係の件についてお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、普通交付税につきましては確定の数値をいただいているところでございます。普通交付税につきましては当初予算を上回る額の交付決定を受けているところでございますが、本年につきましては令和2年7月の豪雨災害、あるいは現在のコロナの状況の中で、特別交付税関係がちょっと先が見通せない状況にあります。そ

のような理由から、普通交付税を今回増額ということは見送らせていただきまして、特別交付税の動向と併せて、交付税全体で整理をさせていただきたいと考えたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） どうもありがとうございます。それぞれ会津鉄道、野岩鉄道、経営もかなり厳しいということですので、これは当然な補助金だと解釈します。

それから、災害地域の原状復旧するための、要するにこれを予算執行を早めにやって、雪の降る前に終わらせるという、災害関係というのは結構単価が安いものですから、条件が悪いと赤字になってしまいますので、早急な対応をお願ひしたいと思ひます。

それから、普通交付税の確定に伴う国の交付税の交付、これは今総務課長おっしゃることもごもつともなのですが、私はやはりそれだけの歳入、私の試算ですと2億円以上の、当初予算に対する2億円以上のものが来ていますよね。その部分は浮いているわけですよね。ですから、使い道が決定しなければ、一応歳入に入れて予備費に回すとか、やはりそういう措置をして、予備費に一回落として、それで今後使い道、使ったら予備費から回すというのが我々に対する、何でこんなものらないのだろうという不信感を持っていたのですけれども、そうすべきだという解釈していたのですが、その辺はそこまで考えなかったかどうか、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、今ほどの交付税の関係についてご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、交付税につきましては、その交付決定を受けた段階で予算計上ということが、これが大原則になってくるのかなとは考えておりました。ただ、今年度につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、ちょっと特殊な年度というようなこともございまして、今回増額補正をいたしまして、これから先、特別交付税関係、そちらの動向がちょっとまだ見えませんので、仮に特別交付税が例年よりかなり減少となった場合には、そこで財源不足が生じてまいる可能性もございまして、それらを併せて、普通交付税、特別交付税合わせて、交付税一体としましてちょっと整理をさせていただけないかということで、今回の補正には計上してございませんでしたので、なおよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） そうしますと、総務課長、この予算措置は12月の議会には出てくるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 12月の段階になりますと、ある程度の数字は見込めるので

はないかなと考えておりますので、その際に整理ができるものにつきましてはご提案を申し上げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れはございませんか。

○7番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の

件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長(小玉智和君) 日程第12、議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も掲載されておりますので、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提出議案第6号 福島第一原発の放射能汚染水の適切な取扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見

書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第13、議員提出議案第6号 福島第一原発の放射能汚染水の適切な取扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、ただいま職員をして議案を朗読させ、さらに提案理由も記載されておりますので、議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第6号 福島第一原発の放射能汚染水の適切な取扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回下郷町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。（午後 3時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員